

# 平成24年玉村町議会第2回定例会会議録第1号

平成24年6月7日(木曜日)

## 議事日程 第1号

平成24年6月7日(木曜日)午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 報告第 1号 平成23年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 2号 平成23年度玉村町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 3号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 4号 平成23年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 承認第 2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(玉村町税条例の一部改正について)
- 日程第11 承認第 3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(玉村町都市計画税条例の一部改正について)
- 日程第12 承認第 4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(玉村町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第13 承認第 5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成23年度玉村町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第14 承認第 6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成23年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第15 議案第31号 住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第32号 玉村町暴力団排除条例の制定について
- 日程第17 議案第33号 平成24年度玉村町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第34号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第35号 財産の取得について
- 日程第20 議案第36号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

日程第 2 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（16人）

|     |           |     |          |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番  | 笠原 則孝 君   | 2番  | 石内 國雄 君  |
| 3番  | 原 幹雄 君    | 4番  | 柳沢 浩一 君  |
| 5番  | 齊藤 嘉和 君   | 6番  | 筑井 あけみ 君 |
| 7番  | 備前島 久仁子 君 | 8番  | 三友 美恵子 君 |
| 9番  | 町田 宗宏 君   | 10番 | 川端 宏和 君  |
| 11番 | 村田 安男 君   | 12番 | 高橋 茂樹 君  |
| 13番 | 宇津木 治宣 君  | 14番 | 石川 眞男 君  |
| 15番 | 島田 榮一 君   | 16番 | 浅見 武志 君  |

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 貫井 孝道 君 | 副 町 長      | 横堀 憲司 君 |
| 教 育 長   | 新井 道憲 君 | 総 務 課 長    | 重田 正典 君 |
| 経営企画課長  | 金田 邦夫 君 | 税 務 課 長    | 月田 昌秀 君 |
| 健康福祉課長  | 小林 訓 君  | 子ども育成課長    | 佐藤 千尋 君 |
| 住 民 課 長 | 井野 成美 君 | 生活環境安全課長   | 高橋 雅之 君 |
| 経済産業課長  | 筑井 俊光 君 | 都市建設課長     | 高井 弘仁 君 |
| 上下水道課長  | 原 幸弘 君  | 会計管理者兼会計課長 | 松浦 好一 君 |
| 学校教育課長  | 大島 俊秀 君 | 生涯学習課長     | 川端 秀信 君 |

---

事務局職員出席者

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 大嶋 則夫 | 局長補佐 | 石関 清貴 |
| 主 査    | 関根 聡子 |      |       |

## ○議長あいさつ

議長（浅見武志君） おはようございます。本日ここに、平成24年玉村町議会第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、何かと多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長より提案理由の説明がなされますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう切望するところであります。

うとうしい季節の初めの時期となりましたが、議員各位には十分ご自愛の上、議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

---

## ○開会・開議

午前9時開会・開議

議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ○日程第1 諸般の報告

議長（浅見武志君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による財政援助団体等監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施した監査・検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

---

## ○日程第2 会議録署名議員の指名

議長（浅見武志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第120条の規定により、14番石川眞男議員、15番島田榮一議員の両名を指名いたします。

---

## ○日程第3 会期の決定

議長（浅見武志君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る5月31日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

筑井あけみ議会運営委員長。

〔議会運営委員長 筑井あけみ君登壇〕

議会運営委員長（筑井あけみ君） おはようございます。議会運営委員長の筑井あけみでございます。ただいまより第2回定例会の期日の決定をご報告申し上げます。

平成24年玉村町議会第2回定例会議会運営委員長報告。平成24年玉村町議会第2回定例会が開催されるに当たり、去る5月31日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から6月15日までの9日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、報告4件、承認5件、議案6件の15議案を予定しています。概要につきましては、本日は総務常任委員会、経済建設常任委員会、文教福祉常任委員会、議会運営委員会の各委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。次に、陳情の付託を行います。その後、町長より報告第1号から報告第4号までの4件について報告があります。続いて、承認第2号から承認第6号までの5件について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第31号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第32号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。続いて、議案第33号から議案第36号までの4議案について、順次提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。その後、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程2日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程3日目、4日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程5日目は、総務常任委員会が開催されます。

日程6日目は、経済建設常任委員会が開催されます。

日程7日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程8日目は、事務整理のため休会となります。

日程9日目は、最終日とし、午前11時より議会運営委員会が開催され、午後1時30分から議会全員協議会を開催します。その後、本会議を午後2時30分に開議、委員会に付託された議案第32号及び陳情について、それぞれ委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。その後、各常任委員長より開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（浅見武志君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成24年玉村町議会第2回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から6月15日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日までの9日間と決定いたしました。

#### ○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

議長（浅見武志君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告について議題といたします。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

柳沢浩一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

総務常任委員長（柳沢浩一君） 皆さん、おはようございます。それでは、閉会中の所管事務調査についてご報告をしたいと思います。

今回は、玉村町の自主財源の中でも大きな比率を占める固定資産税並びに町民税、法人町民税等ありますけれども、その中でも今年度、特に評価がえが行われるというふうな中で、この固定資産税ということで焦点を当てて事務調査を行いました。

それでは、平成24年5月11日、午前9時半から午前11時34分、玉村町役場4階全員協議会室。本委員会は、5月11日、委員全員参加のもと、所管する税務課の当面の課題について調査したので、報告いたします。

調査項目、固定資産税の評価がえについて。担当は税務課ということで、全文読んで申し上げるのもあれですから、かいつまんで報告をしたいと思いますというふうに思います。

評価がえについては、3年に1度の評価がえの基準年度ということであり、平成25年度は第二年度、平成26年度は第三年度となります。第二年度及び第三年度は評価の見直しは行わずに、基準年度の価格をそのまま据え置く。ただし、第二年度または第三年度において新たに固定資産税の対象となった土地または家屋、土地の地目の変換、家屋の増改築等によって基準年度の価格によることが適当でない場合は、新たに評価を行うということでございます。土地の価格については、第二年度、第三年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行うということでございます。

次に、平成24年度の評価がえの変更点ということですが、宅地に係る固定資産税については、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇が一気に負担が増加しないというふうな、そういう措置がとられております。課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられておりますということでもあります。地域や土地によりばらつきのある負担水準、こうしたものについても、できるだけ均衡化を図るため、平成9年度から負担水準の高い土地は税負担を下げ、あるいは据え置き、負担水準の低い土地については、この調整措置の合理性が低下したとして、平成24年度及び平成25年度は税負担の据置措置の対象となっていた負担水準割合が80%から90%以上に引き上げら

れるということでございます。

次に、負担水準のばらつきとはどういうことかということでありませけれども、これは評価の均衡を図るために、それまで市町村ごとにばらばらであった宅地の評価水準を、全国一律に地価公示価格の7割をめどとする、そういう評価がえが行われました。これによる税負担の急増を防ぐための措置がやっぱりとられておりました、なだらかに課税標準額を上昇させる調整の措置が講じられております。その結果、評価額と課税標準額との間に大きな開きが生じるとともに、各宅地の間の評価額の上昇の違いがそのまま課税標準額の上昇の違いとならず、評価がえによる評価額の上昇が大きかった土地ほど負担水準が低いという状況が生じました。さらに、平成4年以降、全国的に地価の下落が始まり、地価の下落が大きい土地、すなわち負担水準の分母となる評価額が大きく下がった土地ほど負担水準が高くなるという傾向が生じましたが、評価の下落幅は土地ごと、地域ごとに異なっていたため、この負担水準のばらつきが拡大する結果をもたらしました。この負担水準のばらつきを狭めていくための措置として、平成9年度から負担水準の高い土地は税負担を引き下げ、または据え置き、水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させるというふうな均衡を図るような措置がとられております。

次のページですけれども、玉村町の土地の状況ということで、公示地価等が示されております。これは一読いただければと思います。

次に、24年度における玉村町の課税状況ということでありませけれども、前年比、土地については99.47%、税額については89.2%ということになっております。合計でいうと93.99%ということになります。なお、下に、それぞれの税額は、合計税額に案分率を乗じて算出しているため一致しない場合があるということでございます。なお、玉村町の賦課状況ですが、土地は1万1,544人、家屋は1万1,760人、償却資産は385人ということでございます。

考察といたしまして、固定資産税は、町税の中でも非常に大きなウエートを占めている。しかし、納税者にとっては、昨今の社会情勢を考えると大変厳しい状況となっている。制度の中で緩和措置等もとられてきたようだが、引き続き公平・平等な課税をしてほしい。この制度は法で決まっているものであるが、今後も間違いなく適正な事務を進めるよう、改めて要望します。

以上をもちまして、所管事務調査報告といたします。

議長（浅見武志君） 以上で、総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 川端宏和君登壇〕

経済建設常任委員長（川端宏和君） おはようございます。経済建設常任委員長の川端宏和でございます。経済建設常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

本委員会は5月14日、委員全員参加のもと、所管する上下水道課の当面の課題について調査いた

しましたので、報告いたします。

調査項目は、1つとして、平成24年度雨水整備事業計画についてでございます。2番目、下水道整備事業計画について。3番目、上水道配水管布設事業計画について調査をいたしました。

調査経過でございますが、平成24年度雨水整備事業計画についてでございます。雨水対策事業は、平成15年度に全体計画を構築し、その中でも重点地区として滝川を流末に持つ蛭堀、鯉沢の改修及び新設道路への分水を設計しております。

雨水滝2号幹線です。玉村高校沿いを通る蛭堀の改修工事であり、工事区間は水道庁舎から滝川までの区間340メートル。平成19年度から工事に着手いたしました。昨年度国道354号を横断し、ことし5月中旬に水路がつながりました。5月28日に検査を実施したところでございます。

次に、雨水滝5号幹線。平成20年度から工事に着手し、平成23年6月に完成。鯉沢から滝川までの区間に新規のルートを設置したもので、新設区間が430メートルとなります。

次に、雨水滝3号幹線でございます。工事区間は、滝川から水道庁舎までの総延長1,270メートルであり、斉田・上之手線、町道102号線、国道354号バイパスの中を通っていくルートでございます。斉田・上之手線、町道102号線については都市計画道路であるため、都市建設課による道路計画とあわせて行っているものでございます。平成27年度に完成予定であり、現在も進行中の事業でございます。今年度の雨水整備については、3号幹線を中心に行っていく予定でございます。

工事名、工事場所、工事概要、予算額、発注月に関しては、下記のとおりでございますので、ごらんください。工事場所につきましては、別紙資料1、2、3とあるわけですが、1番の資料をごらんいただきたい、そのように思います。

次に、平成24年度下水道整備事業計画についてでございます。下水道工事は、昭和56年に着手し、約30年が経過しています。また、供用開始は昭和62年10月であり、現在25年経過しているところでございます。変更認可計画は、平成23年から平成27年までの5カ年計画となっており、この変更認可で、川井・飯倉・五料地区を拡大し、拡大面積は251ヘクタール、認可面積は580ヘクタールから831ヘクタールに拡大となっております。

平成24年度の下水道整備事業計画（汚水）については、昨年度実施設計を行った川井地区、原森地区、下之宮地区、斎田地区、板井地区に着手しております。また、実施設計については、昨年度取得した認可区域を設計するというので、川井地区、板井地区、角淵地区、八幡原地区を実施していく予定でございます。10月までにはすべて発注したいと考えているところでございます。角淵地区については、今年度上半期に実施設計を行い、下半期に工事を行う予定でございます。

また、今年度の特殊な工事として、川井地区のマンホールポンプ設置工事、川井地区の圧送管設置工事があります。川井地区は地盤が低いため、一たん水を集め、そこからポンプアップし、圧送管を通して北側に持っていくものでございます。この圧送管は、来年度以降、飯倉・五料地区についても同じ形状のものを設置する予定でございます。



毎年度予算計上を行っている枝線工事については、既に下水道が整備済みの地区であっても、新たに家が建つなどの理由から、随時工事を実施しているものでございます。工事名、工事場所につきましては、下記のとおりでございます。

次に、平成24年度上水道配水管布設事業計画についてでございます。平成24年度に予定されている上水道工事は12カ所でございます。うち11カ所が水道管工事に伴う切り回し工事、布設がえ工事、新設工事、もう一カ所は配水ポンプ工事でございます。工事名、工事場所、工事期間に関しては、下記のとおりとなっております。

最後に、考察でございますが、平成24年度雨水整備事業計画についての考察でございます。玉村町では、昨年起こったゲリラ豪雨の際、町内各所で大変な浸水被害がございました。当町では、東毛広域幹線道路などの開発に伴う水系の変化や、水田が宅地になっていることなどから、水が出やすい状況となっております。それらを解消するため、1から5号幹線を整備する雨水対策事業が実施されておりますが、3号幹線のように現在も用地買収等が残っている事業もでございます。昨年のようなゲリラ豪雨に対応するためにも、早急な対応を求めるものでございます。また、道路開通によって水系が変わることがあっても、排水を用水として再利用する考えを、今後の雨水対策の基本的な方針としてほしいものでございます。

次に、平成24年度下水道整備事業計画についての考察でございます。玉村町の東部方面の地区においては、まだ一部ではありますが、かねてから懸案だった構想がようやく着手となりました。下水道普及率の向上は、町の活性化につながっていきます。少しでも早く住民の要望がかなうよう、今後の進捗を期待するものでございます。

次に、平成24年度上水道配水管布設事業計画についての考察でございます。上水道配水管布設事業については、5年計画の中で進めていくということではありますが、下水道整備工事など、別の工事に附随して行われており、主目的として行っているようには見受けられません。漏水事故を防ぐためにも、積極的に老朽化した石綿管の布設がえ工事を進めるべきではないかということで、以上所管事務調査報告といたします。

議長（浅見武志君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

備前島久仁子文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

文教福祉常任委員長（備前島久仁子君） おはようございます。文教福祉常任委員長の備前島久仁子です。これより文教福祉常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

5月16日、調査事項といたしまして、玉村町立図書館の現状と課題について、これは生涯学習課より説明をしていただきました。その後、高崎市立図書館、中央図書館に行き、ここを視察して、そして見てまいりました。出席委員、随行者、説明者はごらんのとおりです。

調査経過。玉村町立図書館の現状と課題について。玉村町立図書館は、平成5年に建設され、19年が経過しております。平成23年度の利用者数は、年間約7万人で、そのうち町内の利用者は78%、町外の利用者は22%となっております。これは、県内の町村で2番目に多い利用者数であります。図書館の利用者数のピークは平成16年度で、11万人を超えておりましたが、最近では電子辞書の普及、若者の活字離れが原因で、年々減少しております。また、少子化の影響も多くて、以前は小さな子供を連れのお母さんの利用者が多かったのですが、現在はそんな親子連れの利用者の姿も少なくなっております。

図書館での本の貸し出し以外での取り組みとしては、生まれて初めて本に触れる機会をつくってほしいとの願いから、4カ月健診の際にブックスタート事業として、親子に絵本を1冊プレゼントしております。また、さらなる子育て支援事業のために、1歳6カ月健診時にもブックスタートフォローアップ事業として、絵本を1冊プレゼントしております。これは、県内でも玉村町だけの取り組みで、とても好評であります。

最近の図書館の課題としては、「返却期間を守らない」、「本を汚す」、「ページを切り取る」、「ペットがかむ」などの利用者としてのマナー違反やモラルの低下が目立つこととあります。ルールを守ってもらうようお願いしたり、悪質なものには弁償してもらってはありますが、有効な解決策にはなっていないとのこととあります。

もう一つの大きな課題としましては、利用者が年々減少していることとあります。高齢者向けに大きな活字の本をPRしたり、大人と子供のスペースを分けて、ゆっくり読書ができるような空間をつくるなどの対策も考えていますが、まだこれは検討課題であります。

一方、高崎市立図書館は、高崎駅より1キロの距離にある中央図書館です。1階には、こども健診センターや夜間急病診療所などがあり、2階から4階には総合保健センター、5階、6階が図書館となっております総合施設であります。平成23年4月にオープンしました。総工費は85億円です。蔵書は、5階、6階に約60万点あり、1階には利用頻度の少ない蔵書が25万点あります。平日で約2,000人、土日には3,000人、年間利用者数は45万人となっております。高崎市に住んでおられる方、また働いている方以外にも、近隣市町村の住民は借りることができます。

図書館内は、白を基調とした大変シンプルなデザインで、だるまをイメージした6階までの吹き抜けが光を十分に取り入れて、明るく開放的な空間をつくり出しています。また、館内はすべてユニバーサルデザインとし、子供トイレや授乳室を確保した児童コーナーも設置され、体の不自由な人や赤ちゃん連れでもゆっくり過ごせるような設計になっています。

図書館の特色としては、10冊の本を一度に貸し出しできる自動貸し出し機、1階にある書籍をボタン一つで6階まで呼び出せる自動書庫などのシステムを導入して、利便性と効率化を図っています。長くいられる図書館というコンセプトから、高校生以上が利用できる学習室、研究個室、ソファのあるシアターブース、10代の方を対象としたティーンズエリア、CDを視聴できるコーナーなど、本

を読む、借りるという本来の目的以外にも、あらゆるニーズに対応できるような工夫がされております。また、飲食コーナーも併設しているために、映画を見て、本を読んで、一日ゆっくり過ごすこともできます。また、多目的室では、毎月図書館主催によるDVDの上映会や、読書サークルによる朗読会、ボランティアを中心とするお話の会などが行われて、文化活動施設としても活用されております。隣接地には立体駐車場がありまして、400台の車を駐車できるようになっております。

考察。高崎市は人口34万人の中核市であり、その中心に建つ新しい中央図書館は、最新式の機能と設備を備え、効率性と利便性が図られております。余りにも規模が違うために、本町の図書館とそのまま比較することはできませんが、本町の図書館利用者が年々減少してきている中で、なぜ減少しているのか、その原因をしっかりと調査し、把握し、利用者の声を生かすような図書館運営を積極的に進めていく必要があります。高崎市の中央図書館は、日曜日や祝日には平日の1.5倍の来館者があります。本町では、月曜日のほか、平日の祝日を休館日としていますが、祝日は来館者が増加する日でもあり、休館日の見直しは今後の検討課題の一つであります。また、本を借りる、DVDを見るという図書館の機能だけではなく、住民はどのような施設を希望して、図書館に何を望んでいるのかなど、その調査も一緒にしていく必要を感じます。

図書館の位置づけも時代とともに変わりつつあります。今までのような公立図書館から、これからは公共の図書館へ、社会の状況や住民ニーズに合わせて、求められるものも変わってきております。例えば放射能のコーナーを設けて、関連の本を陳列して、見る図書館、見て楽しむという部分も含んだ図書館にする。あるいは、ボランティアを中心とした文化活動が行える図書館にするなど、さまざまな図書館像を検討すべき時期に来ているように感じます。また、館内は窓が少なく暗い印象を与えます。特に南西区域は読書に適した場所ではありません。家具を移動させ光を取り入れるとか、棚の配置を変えるなど、利用者に飽きられないような取り組みが必要であります。いずれにしても、時代の変化を敏感に察知し、工夫や取り組みを惜しまず、利用者に愛される図書館づくりを望みます。

以上で委員会報告といたします。

議長（浅見武志君） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

次に、議会運営委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

筑井あけみ議会運営委員長。

〔議会運営委員長 筑井あけみ君登壇〕

議会運営委員長（筑井あけみ君） 議会運営委員会の所管事務調査報告を申し上げます。議会運営委員長の筑井あけみです。

所管事務等の調査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る4月16日月曜日に、群馬県市町村会館に議会基本条例と議会改革について調査に行っていました。出席委員は、議会運営委員と議会事務局長、局長補佐の随行を得まして、群馬県町村議会議長会、次長の上田様から対応と説明を受けてまいりました。

調査経過。まず、議会基本条例について。議会基本条例は、地方分権改革によって増大しました市町村等の役割と、地方自治法のすき間を埋めるもの及び議会・議員の自己規律を規定したもので、議会の最高規範の条例とも言われております。平成18年5月に、北海道の栗山町議会基本条例が第1号として施行されております。また、そのほかに行政に関する規律を規定した「行政基本条例」や、「議会基本条例」と「行政基本条例」の両方を盛り込んだ自治基本条例があります。

議会基本条例で規定されるものといしまして、議会の組織、住民参加、長の反問権、質疑・討論の参加、選挙における立会演説会・立候補制の実施、議会・議員の規律等を規定しております。

議会の組織としまして、本会議、委員会等があります。本会議は、全議員をもって組織され、基本的な組織であり、委員会には常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等があります。議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行う場として、全員協議会や委員会協議会があります。

議会基本条例に見る先例においても、議会の組織は地方自治法と同様であります。さらに重要なものとして、「住民懇談会」や「住民説明会」を含めております。

住民参加です。地方自治法では、住民が議会の活動に参加できるような措置を講じるために、常任委員会や議会運営委員会、特別委員会においても公聴会を開き、学識経験を有する方から意見を聞いたり、参考人の出頭を求めて意見を聞くことができることとしております。

長の反問権、質疑・討論の参加。地方自治法や会議規則では、質疑や討論は議会議員についてのみ規定しております。議会基本条例に見る先例では、長は議員の質問に対して議長の許可を得て反問することができるとしております。

選挙における立会演説会・立候補制の実施。地方自治法では、議会が行う正副議長の選挙において、公職選挙法の立会演説や立候補制の規定を準用していないが、議会基本条例に見る先例では、立候補制や立会演説会の実施を規定しております。

議会の規律と議員の規律。地方自治法では、議会や議員活動の規律についての規定はないが、議会基本条例に見る先例には、議員は議会が言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議の推進や町民全体の福祉の向上を目指して活動する等の「議員の活動原則」や、町民に開かれた議会や町民参加を推進する議会を目指して活動する等の「議会の活動原則」について規定しております。

「議会基本条例」の課題といしまして、議会基本条例は、18年5月に北海道栗山町で施行されました。その後、全国的に条例制定に向け動きが活発化し、平成23年3月現在では、全国で168条例が制定されております。条例を制定することが流行現象となり、目的化されているとの懸念もあります。

なぜ「自治基本条例」ではなく「議会基本条例」なのか。自治基本条例は、行政基本条例と議会基本条例を統合したものであります。自治体は二元代表制でありますので、議会基本条例のみが取りざたされるのは疑問であるということです。

議会の憲法というからには、制定には住民投票が必要ではないかとも課題が出ております。

次に、議会改革について。ここはQ & Aの書式で、お手元の資料のほうにお配りしてありますが、1つ紹介させていただきます。一般質問で議員の重複質問をたびたび見受けるが、議会運営委員会で質問事項の割り振りを行うことはできないか。答えです。議員の基本的権限である質問権を封じることになるのでできない。重複質問の問題については、多くの識者や住民が指摘しているところですが、有効な解決策はなく、議員の質問力の向上、良識を待つほかはないという考えをお聞きしてまいりました。

それと、議会の選挙につきまして、正副議長選で立候補制や立会演説会を導入することはできますか。地方自治法に規定する正副議長選挙は、公職選挙法の立候補制や立会演説会の規定は準用されていません。したがって、本会議の場ではできませんが、最近では事実上の行為として、全員協議会の場を利用して行っているところもございます。

委員会の運営。常任委員会を運営する上で、最適な委員定数はあるのか。全国町村議長会は、委員会が合議体としての機能を発揮するために、最低6人以上の定数が必要と述べております。なお、平成12年の地方自治法改正で「常任委員会数の制限」、または平成18年の地方自治法改正で「議員の常任委員の所属制限」がそれぞれ廃止されたので、さまざまなタイプの常任委員会が設置できるようになりました。

議会運営委員会は、どのような構成が望ましいか。議会運営委員会は、議長の諮問機関であり、議長の応援団でもあるので、議会運営委員会が決定した事項は、そのとおりに議会が運営されることが望ましいです。

議運は、請願の内容を審査することができるか。地方自治法は、議運の所管事務事項を、議会の運営、会議規則、委員会条例等、議長の諮問に関することに限定しているので、請願の受理・不受理や採択・不採択の決定等を行うことはできません等資料のほうにありますので、ゆっくりと読んでいただければと思います。

公務災害について、ここで1つご紹介いたします。Qの10です。体育館が台風の被害を受けました。翌日、所管の委員が全員出席し、自主的に調査を行いました。この中で、A委員は体育館の屋根に上り被害状況を調査しようとしたのですが、ぬれていたため滑落負傷し、けがをしてしまった。この場合、閉会中の継続調査及び委員派遣の手続はとられていなかったが、公務災害に該当するか。また、仮に閉会中の継続審査及び委員派遣の手続がとられていた場合、委員の負傷は公務災害になるか。閉会中の継続審査及び委員派遣の手続がとられていないので、公務上の災害に該当しません。なお、議長が議員派遣の手続を委員全員に対して行えば、調査は公務災害の対象となります。

議会は、議事機関であって、その調査・審査は、口頭で行わなければならない。したがって、現場を見ることは差し支えありませんが、設問のような実地調査は含まれていないので、公務上の災害には該当しませんとのことでした。

考察。議会の最高規範である議会基本条例は、北海道栗山町議会が平成18年5月に最初に施行し

て以来、全国的に条例制定に向けた活動が活発化し、平成23年3月現在では、全国で168条例が制定されております。しかし、現在では条例を制定する本来の趣旨が見失われ、制定することが流行現象となっており、条例制定後の継続が図られず、制定のみが目的化されているとの懸念もあります。

当町においては、「議会基本条例」と「行政基本条例」とを統合した「玉村町自治基本条例」が、既に平成19年4月から施行されていることから、この条例との整合性も踏まえ、検討を行う必要があると思われまます。よって、「議会基本条例」については、引き続き慎重な調査や研究を継続していくこととしたいと思ひます。

また、議会改革についても、現状に満足することなく、常に改革に取り組む意識を持ち、調査研究を継続していく必要があります。

公務災害については、議会活動と議員活動の区別を常に認識するとともに、議員活動や議会活動の際に、やむを得ず個人で行動する場合には、公務災害の対象とならない場合もあるため、最善の注意が必要であります。

以上、委員長報告とさせていただきます。

議長（浅見武志君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして閉会中における所管事務調査の報告を終了いたします。

## ○日程第5 陳情の付託

議長（浅見武志君） 日程第5、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成24年6月7日

玉村町議会第2回定例会

### 陳 情 等 文 書 表

| 受理<br>番号 | 受 理<br>年 月 日 | 件 名                    | 陳情者又は代表者<br>住 所・氏 名                                | 付 託<br>委員会等  |
|----------|--------------|------------------------|--|--------------|
| 1        | 24. 5. 28    | 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情 | 高崎市栄町6番41号<br>国土交通労働組合関東建設支部<br>群馬県協議会<br>議長 黒澤 教吉 | 総 務<br>常任委員会 |

- 
- 日程第 6 報告第 1 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 日程第 7 報告第 2 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
  - 日程第 8 報告第 3 号 平成 2 3 年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 日程第 9 報告第 4 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（浅見武志君） 日程第 6、報告第 1 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第 9、報告第 4 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これより 4 件一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。平成 2 4 年玉村町議会第 2 回定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

月が太陽に重なり、リングのように見える金環日食が去る 5 月 2 1 日、日本列島各地で見られました。国内で観測されたのは、1 9 8 7 年 9 月 2 3 日の沖縄以来 2 5 年ぶりでした。今回、観測可能なエリアは、中国から北米にかけての幅数百キロ程度の帯状の地域で、地球の表面積全体から見ればほんのわずかですが、日本の主要都市の多くが入る幸運に恵まれました。関東地方の大部分では、1 8 3 9 年 9 月 8 日以来、1 7 3 年ぶり、天気は各地で曇りがちでしたが、雲の切れ間から玉村町でも見ることができ、太陽と月のつかの間の競演を大勢の方が楽しんだことと思います。

さて、本定例会は本日より開会し、6 月 1 5 日までの 9 日間、1 5 議案につきまして提案させていただき、よろしくお願い申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、一般質問では 1 1 人の議員さんから町政全般について質問をいただいておりますが、誠心誠意議論を尽くしてまいりたいと存じますので、あわせてよろしくお願い申し上げ、説明に入らせていただきます。

報告第 1 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 3 年度補正予算で繰越明許費として議決された事業について、平成 2 4 年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、南玉地区の農業用・用排水施設、これは鯉沢の水門でございます、の改修や

齊田・上之手線道路改良事業、町営辰巳団地下水道接続工事、給食用放射能測定器の購入などで、合計6事業、繰越総額は8,258万6,400円でございます。

報告第2号 平成23年度玉村町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第220条第3項の規定に基づき、平成24年度へ繰り越した事業費並びにその財源について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、齊田・上之手線街路事業において、ライフラインの確保のために建物の移転が年度内に完了しなかったため、補償費の支払いを翌年度に繰り越したもので、繰越額は2,600万円でございます。

報告第3号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により行うものでございます。

内容につきましては、平成23年度から平成24年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したため報告するものでございます。

まず、繰り越した事業についてですが、公共下水道建設費の雨水対策事業で、上新田・与六分地区の蛭堀改修工事でございます。

次に、繰越額及び財源内訳についてですが、繰越額は2,249万円で、財源内訳は国県支出金が903万円、地方債が1,290万円、一般財源が56万円でございます。

報告第4号 平成23年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定により行うもので、平成23年度から平成24年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したので報告するものでございます。

該当事業は、国道354号線玉村・伊勢崎バイパス建設工事に伴う配水管切り回し工事、これは下之宮地区でございます。繰越額は451万5,000円で、財源は全額が当年度損益勘定留保資金でございます。

以上、ご報告申し上げます。

議長（浅見武志君） 以上で繰越明許費繰越計算書の報告を終了いたします。

- 
- 日程第10 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(玉村町税条例の一部改正について)
  - 日程第11 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(玉村町都市計画税条例の一部改正について)
  - 日程第12 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(玉村町国民健康保険税条例の一部改正について)
  - 日程第13 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて



(平成23年度玉村町一般会計補正予算(第9号))

○日程第14 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

(平成23年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第4号))

議長(浅見武志君) 次に、日程第10、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(玉村町税条例の一部改正について)から日程第14、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成23年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第4号))までの5議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、承認第2号から日程第14、承認第6号までの5議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日付法律第17号で公布されたこと等に伴い、玉村町税条例の一部改正について専決処分させていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、個人町民税関係では、居住財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例について、震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限が現行の3年から7年を経過した年末まで延長となるものでございます。また、所得税と同様に「震災滅失及び再取得した住宅に係る住宅借入金特別控除の重複適用」及び「震災により従前の住宅入居が不可能のため再取得した住宅の住宅借入金特別控除」が適用となるものでございます。

次に、固定資産税関係では、住宅用地に係る据置特例の廃止に伴う規定の整備及び廃止に当たり設けられた経過措置の規定の整備となっております。

承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日付法律第17号で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要は、住宅用地に係る据置特例の廃止に伴う規定の整備及び廃止に当たり設けられた経過措置の規定の整備となっております。

承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日付法律第17号で公布されたこと等に伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例について、震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限が現行の3年から7年を経過した年末まで延長となるものでございます。

承認第5号 平成23年度玉村町一般会計補正予算（第9号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に8,789万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を101億2,633万4,000円と定めるもので、地方交付税の増収に伴う財政調整基金への積み立てや、事業費の確定等に伴う国・県支出金の変更、寄附金については関東精密鋳断株式会社からいただいたものを基金として積み立てるものでございます。

なお、地方債の補正につきましては、クリーンセンター整備事業費のうち平成23年度分が確定したことに伴う変更でございます。

承認第6号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日付で専決処分をさせていただいたものを同条第3項の規定により本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,020万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,560万円と定めるものでございます。

具体的には、下水道使用料及び国・県補助金を増額し、並びに事業確定により建設費及び財源となる町債を減額するものでございます。

金額についてですが、歳入において下水道使用料を505万円、国庫補助金を895万円、県補助金を30万円増額し、下水道事業債を4,450万円減額するものでございます。

歳出においては、公共下水道建設費を1,400万円、特定環境保全公共下水道建設費を1,620万円減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（浅見武志君） 以上で5議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第10、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改

正について)、これより本案に対する質疑を求めます。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番(三友美恵子君) 先ほど総務常任委員長が、この課税標準額の措置特例についてちょっと触れておりましたが、住宅用地の課税標準額の措置特例の廃止ということについて、ちょっとご説明をお願いいたします。

議長(浅見武志君) 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長(月田昌秀君) この件につきましては、議員さんおっしゃいましたように、先ほど総務常任委員長から報告がありました内容と同じでございますので、重複する面もあるかと思いますが、ご説明させていただきます。

固定資産税の土地の中の住宅用地、これにつきましては税負担を特に軽減する必要があるということから、幾つかの軽減措置がございます。まず1つには、200平方メートルまでは6分の1、それを超える部分については3分の1にするという住宅用地の特例がございます。さらには、負担調整措置制度というものがございまして、その制度ができたことにより派生いたしました負担水準のばらつき、これを解消するために据置特例というものができたわけでございます。今回、その据置特例を廃止するというところでございます。

まず、発端から説明しないと、なかなか理解していただけないと思うのですが、平成6年にさかのぼるのですが、土地の評価の均衡を図るために宅地の評価水準を全国一律で、地価公示価格の7割をめどとするという評価がえが行われたわけでございます。それまでは、評価額が大変低い水準であったため、この評価がえにより税負担が急増しないようにするために、課税標準額をなだらかに上昇させるという、そういう負担調整措置が講じられたわけです。その結果といたしまして、先ほど申し上げましたように各宅地間の評価の上昇の違いが課税標準額の上昇の違いとはならず、評価額の上昇が大きかった土地ほど負担水準が低いというような現象が起きたと。これをいわゆる負担水準のばらつきということでは言っているわけなのですが、そういう現象が発生したと。さらには、平成4年以降の全国的な地価の下落が始まりまして、その下落率の高い土地ほど負担水準が高くなると、こういう現象も生じました。その負担水準のばらつきがさらに拡大するという結果になってしまったわけでございます。

このばらつきを調整するための措置を平成9年度から講じたということでございます。その措置というのは、具体的に申し上げますと、前年度の課税標準額が当年度の課税標準額の80%以上、また80%以上100%未満、その場合は前年度と同額にせよという。もう一つは、前年度の課税標準額が当年度の課税標準額の80%未満の場合は5%ずつ上昇させていきたいと思います。それが80%を超えてしまいますと、80%に据え置くと。そういうような措置が講じられてきたわけですね、平成9年

から。

そうやってきたのですけれども、そのばらつきがこの平成23年度には落ちついたという国の判断があったわけです。そんなことから、26年度でこの据置措置を廃止しますということになったわけでございます。ただし、やっぱり納税者の負担感、これを解消するために、それを配慮するという観点から、24年度、25年度につきましては今の据置特例を続けますと、26年には廃止しますと、そういう条例改正でございます。よろしくご理解いただきたいと思っております。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） わかりました。その特例措置を廃止することによって、玉村町においては固定資産税の税の負担はどのようになっていきますか。

議長（浅見武志君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） 試算というか、評価額を制定するために玉村町では91カ所の標準宅地というものがございまして、その辺についてちょっとデータを出してみたところ、全部住宅用地ではないので、その中に77カ所小規模住宅があるのですが、そのうち据え置きされていたのが42カ所、上昇するのが35カ所あります。その35カ所について、どのくらい増額するのかというと、年間50円から、大きいところで200円とか400円くらい、そのくらいの上昇するところがあるということでございます。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第11、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） 済みません。特例措置の廃止、これも都市計画税にも反映してくると思うのですが、都市計画税についてはこの税の負担はどのようになっていきますか。

議長（浅見武志君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） 先ほどと同じように、標準宅地91カ所から見ってみましたところ、市街化区域内には小規模住宅30カ所ございまして、その30カ所を見ますと、据え置きが2カ所ございました。それと、減少が28カ所。もうその負担調整で上がり切ったということですね。ですから、もうこれ以上上がらないという、今後は土地が下落すれば下がると、そういう状況のところは28カ所。上昇するところはございません。額としますと、減少するところは年間安いところで66円とか241円とか下がるような現象が起こると思います。

以上でございます。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） この特例措置の廃止というのは増税に向かうためのものかなと思ったのですが、玉村町においてはそのような状況ではないようですが、ちょっと今後の話をしたいです。今後、税金が上がっていくというのは、どのような見通しになっていますか。

議長（浅見武志君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） 今後、国の動向を見ますと、先ほど言いました住宅用地の軽減特例、これにつきまして先ほど200平米6分の1、それ以上3分の1とか、そういう制度がございますが、それを改正していくというような、いわゆる増税に向けていくというような話は聞いております。

以上でございます。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第12、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第13、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成23年度玉村町一般会計補正予算（第9号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第14、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成23年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

---

○日程第15 議案第31号 住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（浅見武志君） 次に、日程第15、議案第31号 住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第31号 住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成24年7月9日から施行され、外国人登録法が廃止されます。外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることに伴いまして、「玉村町課設置及び分掌条例」、「玉村町印鑑登録及び証明に関する条例」、「玉村町下水道条例」の一部を改正するものでございます。

玉村町課設置及び分掌条例では、住民課の事務分掌から外国人登録に関するものを削除するものでございます。

玉村町印鑑登録及び証明に関する条例では、登録資格として外国人登録原票に登録されている者を削除、登録印鑑及び証明では通称名、非漢字圏の片仮名表記を追加し、印鑑登録の削除では在留資格等が切れた者を追加し、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については、施行日において職権で削除することを追加するものでございます。

玉村町下水道条例では、指定工事店の指定の申請から外国人登録済証明書を削除するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（浅見武志君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

## ○日程第16 議案第32号 玉村町暴力団排除条例の制定について

議長（浅見武志君） 日程第16、議案第32号 玉村町暴力団排除条例の制定について議題いたします。



これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第32号 玉村町暴力団排除条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、群馬県暴力団排除条例が平成23年4月に施行されました。平成23年度には、全国47都道府県すべてで条例が施行されております。これらを踏まえ、本町でも基本理念を定め、町と町民及び事業者の責務を明らかにして暴力団排除の基本的な施策を定めるものでございます。

条例の概要としては、1として、暴力団による町民等への不当行為の防止、町民等の生活、活動に対する不当な影響を排除するための基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにし、町民が安全かつ安心して暮らせる社会を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として定めております。

2として、基本理念を規定しており、暴力団を恐れぬ、資金を提供しない、利用しないと定めております。

3として、町の責務を規定しており、契約事務等における暴力団の排除、公の施設の利用制限、町民への情報提供と定めております。

4として、町民及び事業者の責務を規定しており、暴力団をトラブル処理などに利用しないこと。暴力団の活動、運営に協力する目的で、金銭、物品、債務の免除等をしてはならないことと定めるものでございます。

なお、この条例の施行期日は平成24年10月1日とするものでございます。

この条例を制定し、今後地域社会から暴力団を排除するため、町、警察その他の関係機関が一体となり取り組みを行っていくために、玉村町暴力団排除条例の制定を提案します。

以上です。

議長（浅見武志君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） おれは暴力団員だと言う人は少ないと思うのです。それで、この条例では、暴力団員というのがわかった場合の条例だと思うのですけれども、疑わしいと、あるいは日ごろの行動が何となく怪しいなというような人に対する処置はどのようにしようと考えていますか。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 暴力団員等についての定義ということになると思います。第2条の定義では、暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律とか、暴力団員は法第2条第

6号に規定する暴力団員ということであってございますが、実際にどんなことかといいますと、暴力団または暴力団員が自主的に経営する法人とか、そういうものに属している方とか、暴力団員を雇用している者、暴力団員を不当に利用していると認められている者、そういう者を暴力団員というふうに規定していると。また、この内容につきましては、町ではその情報を持っていませんので、この条例を制定することにより、警察等と綿密な連絡をとり合って確認をしていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、単にふだん暴力団員と交際しているということであらわされているとか、幾らか関係があるのではないかと、そういう話の中で暴力団員として認定されては困るという話も先ほどございましたが、そういうものについては警察等と十分協議をしながら確認をしていきたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。

議長（浅見武志君） よろしいですか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） それで、例えばどうも暴力団員のような感じなのだけれども、という場合に、一町民として警察に言うとお教えてくれるものですかね。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 今、一町民として警察に確認をしたらお教えてくれるかというお話でございますが、こちらにつきましては町と警察で、この条例を制定した後に協定を結びます。それが町民から町へ上がった情報を、町から今度は警察に情報を発信して、その中で確認をするというふうにさせていただいていますので、町民の方が直接警察のほうに情報提供をしていただくというのは一つだと思いますが、その回答で即暴力団員ですよ、ではないですよということで町民の方に回答が返る可能性はちょっとないかなと。また、それは町を通してという格好になってくると思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 難しいのは個人情報との関係なのです。ですから、警察へ言ったって簡単にはお教えてくれないと思ひます。そこで、町としては警察と何らかの協議をして、個人情報であっても、機密というのか極秘というのか知らないけれども、そういうことで町はお教えてもらわないと、この条例が意義のないものになってしまうと、こういうことだと思ひます。そこら辺のところを警察とよく調整をしていただきたい。

終わります。

議長（浅見武志君） ほかに。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番(石川眞男君) 今ちょっと質問に出ましたけれども、暴力団の定義、その認定ということで、一番わかっているのは暴力団ですよ。この人は暴力団ですよとか、破門しました、やめて何年たちましたとか、そういうのを証明書でも出してくれば一番いいけれども、そんなわけにいかない。ということで、認定するのは警察だろうということだと思っただけけれども、警察の情報というのは暴力団の関係の人事異動とか、いろんな中でやめてしまったとか、そういうものが瞬時にわかるわけではないですよ。わかっているのは、暴力団と警察は一体だという話になってしまうのだから。そういう意味において、事実要するにやめたにもかかわらず、何カ月後ないしは何年か後に把握したということ自体もあると思うのです。そうした中で、警察が脱退したことを把握していなくて、この人は暴力団だというような形があって、さまざまな排除運動というか排除されるようなことになると、また問題だと思っただけです。その辺の対応はどう考えているか、ちょっとお尋ねしたい。

議長(浅見武志君) 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長(高橋雅之君) その点につきまして、先ほども町田議員さんにもお答えさせていただきました。暴力団かどうかという認定というのが町ではできないというお話をさせていただきました。その中で、警察に照会をして、暴力団員かそうでないかということで回答をいただくわけですが、石川議員さんのお話ですと、例えば脱退してしまったとか、そういう場合にその事実が警察がちゃんとはっきり確認をしていけばいいけれども、おくれた場合には、実際に認定をしてしまって、その後で、いやいや、もうとっくに脱退していたのだよという話では困るということでございます。そういう点につきましては、また警察等とも、その内容については十分確認をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長(浅見武志君) 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番(石川眞男君) 私は暴力団のことはよくは知らないけれども、要するに若い衆、暴力団のトラの威をかりて、これでちょっと町を肩で風切って動けるのだという形で、傷害とかちっちゃなけんかなんかしてしまうと、今使用者責任問われてしまって、みんなトップが持っていかれてしまうのです。だから、要するにやくざ組織の若い人は、そういった刑事事件は起こせないような状況にもなっているらしいのです。むしろ起こすのは、言葉がちょっと、チンピラというのかな、ぐれん隊というか、そういった組織に入っていない人のほうが刑事事件とか、そういうものを起こすような実態が現実にあるということをお踏まえていただきたい。

それから、やめて何十年もたった人、暴力団というのは、やはりやめた後も、そういう人は肩身の狭い思いをしているわけです。しかし、そういった人たちに対して社会的な目を、やっぱり色眼鏡で

見ないような、そういった状況もつくっていかねばならないと思います。そして、やはりこの暴力団の解釈というのは抑制的にやるべきだと私は思います。その辺のことで、それで万が一間違っただけでこういった条例を適用した場合、本当に本人にとっての名誉の問題でもあるし、人権問題でもあるという観点から、本当にこの条例の中で名誉回復条項みたいな規定を入れたほうがいいのではないかと私は思うのですけれども、その点をちょっとお尋ねします。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） その点につきましては、また今後警察等とも協議をしてみたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） この第9条のところ、広報とか啓発を行うものであるというふうにして書いて、条文でありますけれども、今後町の具体的な条例ができた後の啓発の関係はどういう形を考えているか。また、青少年に対する教育等の措置のところでも、この教育に応じて、必要に応じてという形の文言がありますので、その辺のことについてちょっと具体的なものがあれば教えてください。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 9条に書いてございます、町民等に対する支援ということでございます。この点につきましては、これも条例が可決をいただいた後に、広報等によりPRをさせていただきます。また、全員協議会のときに議員さんのほうにお配りさせていただいたような、こんな県の資料もございますが、こんなようなものも活用して広報に努めていきたいというふうに考えています。

また、10条の青少年に対する教育等ということでございます。こちらにつきましては、町条例でございますので、町に関する教育ということで行っていますが、またこれは全県下同じような条例になってまいりますので、県教育委員会等とも相談をしながら全体的に同じような教育ができるように、また社会教育関係でもできるような格好で協議を進めていきたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第32号 玉村町暴力団排除条例の制定については、総務常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

### ○日程第17 議案第33号 平成24年度玉村町一般会計補正予算（第1号）

議長（浅見武志君） 次に、日程第17、議案第33号 平成24年度玉村町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第33号 平成24年度玉村町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億7,948万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億3,248万3,000円とさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず総務費では、庁舎外壁改修事業費として1億5,512万6,000円の追加でございます。役場庁舎は、昭和60年に竣工以来27年が経過し、現在、外壁の一部が剥離・落下し危険な状態にあります。そのため、外壁の全面的な補修工事を実施するものでございます。また、正面玄関南側のロータリーについても、これまでタイルが幾度となく破損しているため、舗装等の改修工事を実施するものでございます。

魅力あるコミュニティ助成事業については、財団法人群馬県市町村振興協会からの助成を受け、五料公民館の備品等の購入に充てるものでございます。

次に、民生費ですが、昨年度、国の補助金を活用して市民後見人の養成や連携体制の構築などを進めてまいりましたが、今年度も引き続きこの補助金を活用し、より一層の市民貢献体制の強化に努めていきたいと考えております。

農林水産業費では、「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業や新規需要米利活用促進事業に取り組むほか、川井沼及びしょうびん沼のしゅんせつ工事実施に当たり、国土交通省に工事計画書等を提出するための経費の追加でございます。

次に、消防費ですが、これまで小学校区ごとに地元行政区や自主防災組織、消防団等と連携して防災訓練を行ってまいりましたが、今年度は総合的な防災訓練を実施するに当たり、その会場を東部工業団地とさせていただくため、トイレや放送設備が新たに必要となったものでございます。

教育費では、不登校児童生徒の適応指導事業や、昆虫の森自然学習教室など、県補助申請が認められましたので、その事業費の追加でございます。

海洋センターについては、平成9年12月に竣工以来14年半が経過しようとしていますが、間もなく入場者が100万人に達するため、その記念式典を実施するための経費の追加でございます。

以上が主な補正内容ですが、これらの事業の財源としては、国・県支出金のほか、主に財政調整基金からの繰入金を予定しております。

以上です。

議長（浅見武志君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 庁舎の工事の関係で、今回この工事をするによって庁舎自体の寿命等ほどのくらい延びるかということと、それから工事した後のメンテナンス等ほどのくらいの期間で、工事的金額もそういうのが予定されるとか予測されるとか、そういうのがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 今年度予定されております予算で提出させていただいております庁舎外壁の工事ですけれども、この工事施工すれば、今後20年か25年は大丈夫ではないかということでお話は聞いております。

また、本庁舎も27年ということで経過してきておるわけでございますが、本来建物については10年程度をめどとしてある程度のメンテナンスを行っていかないと、大変いろんなところに問題点が出てくるというような状態になるということで、今後もしいけるのであれば10年程度をめどに建物の内容を精査して、補修等をかけていけたらと考えております。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） そのメンテナンスを10年ごとぐらいにやっていって、さらにちゃんとしていくという形なのですが、そのメンテナンスをやるときには費用というのはどのくらいおよそかかるものでしょうか。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） これは補修内容にもよるのですけれども、主なものとしてはサッシ周りのコーキングだとか、躯体の結合部の要するに水どめ、コーキングですね、というものが多くなるう

かと思えます。ただ、建物が4階という特質があるために、その費用については足場を組むような工事となると、相当な費用がかさむのではないかと。金額については、ちょっとここに今ご用意していないので申し上げられませんが、そのような形ということでご理解いただければと思います。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 町営住宅の管理事業の臨時職員の賃金がここに計上されておりますけれども、この職員の仕事はどんな仕事ですか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） 臨時職員でございますが、町営住宅も非常に老朽化が目立っております。そのような中で、やはり入居者のいろんな要望とか、それから町営住宅につきましの滞納状況をできる限り解消していきたいということで、臨時職員のほうを雇いまして対処していきたいというふうに考えております。

議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 要望と滞納ということですかね。両方ですか。要望を聞くということと、滞納の徴収ということと、また別だと思うのですけれども。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） 要望と申しますのは、老朽化が進んでいて、いろんなところを直してほしいとか、それからかなりいろんな多方面な要望があります。細かい部分では、対人関係の要望までございます。そういう細かな部分の対応をして、それをできる限り解消していくという部分と、管理といいますのは、先ほど申し上げましたとおり滞納状況を何とかうまく解消していくとか、それから要望につきましの修繕等を積極的に行っていくという状況でございます。

議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） わかりました。

もう一つ、水辺の森の管理事業で、測量設計の委託料が上がっておりますけれども、これの説明をお願いします。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） 先ほど町長のほうの提案説明の中にありまして、水辺の森と、

それからこれは経済産業課のほうなのですが、川井の沼のほうのしゅんせつの工事が3月の議会で可決されまして承認されております。その工事のほうは、やるということは決まっておるのですが、その中で占用を許可している国土交通省高崎工事事務所のほうから、それに対する工事の詳細な概要を、できるような書類の提出を求められております。それに対応するための業務のほうを委託業者のほうに発注を行いまして、その申請書のほうをつくっていただくということでございます。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ございませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 16ページ中ほど、市民後見推進事業284万5,000円ついていますが、そのうちの下から2行目の委託料169万5,000円、これは具体的にどんな内容のことを、どういうところに委託するのでしょうか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 市民後見人制度の事業でございますが、今後予想されます認知症等による高齢者等がふえてくる中での判断力の鈍った方のための成年後見制度ということで、昨年度より国の補助事業を受けまして実施しております。その中の委託料ということでございます。委託料につきましては、現在NPO法人の成年後見センター群馬と委託契約を結びまして、昨年度も相談事業、あとはその他PR事業、イベント等の事業等を委託してまいっております。そういった中で、主にNPO法人成年後見センター群馬に対しての、13人昨年受講生が、現在もまだ東京大学のほうで受講しておるのですが、そういった方が修了した後の受け入れ体制のこととか啓発事業、そういったもので委託を考えております。

また、そのNPO法人、今現在は成年後見センター群馬が行っておるのですが、現在玉村町から8名受講生がおります。そういった中で、玉村町においてもそういったNPO法人を立ち上げたいというふうなことも少し浮かび上がってきております。そういった中で、それらに対しての法人の評価をどういったこととするかというのをある程度の専門家ですか、そういった方に評価を委託すると。そういった費用も含まれております。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） わかりました。

次に、19ページ一番下です。「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業330万円ほどついていますが、この具体的な内容について教えてください。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕



経済産業課長（筑井俊光君） こちらのほう「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業ですね、こちら今年度県で新設された新規事業です。こちらのほうは、県の補助金が3割で個人が7割という形です。今現在、2人の方が該当するかなと思われま

議長（浅見武志君） よろしいですか。

9番（町田宗宏君） いいです、はい。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） お尋ねいたします。

13ページの総務管理費のところですが、庁舎管理事業の2つの項目についてお尋ねいたします。庁舎管理事業の工事請負費538万7,000円、これは床のタイルの張りかえ工事と聞きましたが、今までと同じような施工でやるのか。繰り返しそういう盛り上がってくるような現象が現在見られておりますが、その辺をどんなふうに検討して、この予算をつけてきたのかお尋ねをまずいたします。

続けて質問してしまったほうがいいですか。

議長（浅見武志君） 3回ですから、任せます。

6番（筑井あけみ君） その下の庁舎外壁改修工事ですが、今回の補正の事業の中の1億7,000万円からの事業の中で、1億5,500万円からの金額をこの改修工事の補正として計上されてきておりますが、これはもう庁舎の、ご承知のようにタイルの張りかえということで何年前から検討され、またこの金額の大きなものが計上されてきましたが、これにつきまして当初から考えがあったのであれば、どうして本予算のほうに計上されなかったのか。6月議会の補正でこの大金を補正してきたのか。また、そういうことを私たち町民の代表として議員が町に行って説明ができるような執行としての説明、説得力というのが必要ではないかと思うのですが、その辺を町民の方に聞かれたときに答えられるような説明をしなくてはいけないので、大変金額が大きいので、もう一度この辺を確認なりでお聞きしたいと思います。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） まず初めに、庁舎管理事業であります。先ほどご質問者のご質問のとおり、役場の玄関キャノピーの前のタイルがはげているということで、それを補修するものでございます。今までタイルが浮いてきて、それが割れて、何回となく補修を繰り返してきたわけでございますが、やっぱり下がコンクリートのたたきになっております。タイルとコンクリートのたたきの相性というのがありまして、温度差がタイルのほう伸び縮みが大きいというような形もありまして、何年かするとはげるといような状況を繰り返したわけでございますが、今回の補修方法につきましては、これはタイルのかわりに舗装をかけてその機能を保つということでご理解いただければと思いま

す。

それから、庁舎外壁改修工事のほうでございますが、この庁舎改修につきましては昨年度も当初予算で議会の皆様にご理解をいただきまして、補修費用をとったわけでございます。その補修事業の予算の3月議会のときに、くしくもあの3・11の東日本大震災が起きました。そのときの計画でいきますと、タイルの補修につきましてはタイルを現状のままに残しまして、それに棧を打ってサイディングを張るというような形で計画したわけでございます。そのとき、3・11の地震で玉村町が震度4という震度があったわけでございますが、その震度4にもタイルはげないで頑張ったということで、今早急の必要がないのではないかというようなご意見もありました。

また、サイディングによると、庁舎の風景、意匠等がちょっと雰囲気も変わってくるということもご批判をいただきました。それと、震災がまたいつ起こるか分からない状態でサイディングを張って、実際にそのタイルが大丈夫かというような検討もいたしました。サイディングの場合には、現状のタイルの上に90センチ置きかと思えますけれども、上から棧を張ります。その棧にサイディングを固定するわけでございますが、現在のタイルとサイディングの間にある程度のすき間ができます。それで、そのすき間のある中に落ちたのだったら、とりあえず庁舎に来庁した人だとか職員だとかには影響ないだろうというような考え方を持っていてそういうふうにしたのでございますが、実際の話、その震災以降、今年の議会で予算の組み替えをお願いいたしまして、実際の剥離がどのような状態の剥離になっているかという精密調査をかけさせていただきました。その結果、90センチ幅のタイルの棧固定に対して、90センチ幅の中でもはげている部分とはげていない部分いろいろございます。それが一斉に4階部分から落ちた場合に、そのサイディングが本当に大丈夫なのかどうかというのも現状として自信なかった部分でございます。今回の工法によりますと、3枚に1枚にピンを打ち込みまして樹脂で固定していくということでありまして、相当の躯体に対する接着の力があるということでございます。

そのような形で検討いたしまして、なぜ当初ではなくて今回かというご質問だと思いますけれども、この役場の庁舎というのは災害等が起こると対策本部置かれます。対策本部にはいろんな方が招集して、その対応に当たるわけでございます。また、庁舎がいろんなイベント等でも使われます。秋には産業祭も庁舎周辺を使って行われるわけでございますが、そのときに住民の方の安全を確保するために大至急改修したほうがよろしいのではないかと結論に至りまして、本6月議会への提案ということになりましたので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） ご説明いただきました。この1億円の改修工事というのは、本当に執行と議会とでしっかりと責任説明をしていかないと、町民にご理解いただけない事業かなと思っております。その必要なことというのはわかるのですが、余りにも金額的に大きなものがあります。では、施

工に当たりまして、この改修工事の施工は梅雨時期に入っていきますが、その辺の心配はないのでございますか。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 6月議会にご提案させていただいてご承認いただければ、これから工事に着工するわけですが、実際の話として基本設計を入れて工事に着手できるのが梅雨明けになるかということで考えております。その間の梅雨の部分に落下するかどうかというのは、ちょっとうちのほうも心配しております。人が通るところについてはコーン等を置いて防止を行っているという状況でございます。梅雨の時期に工事をするということではなくて、夏から秋にかけて工事をするということでご理解いただければと思います。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

○日程第18 議案第34号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)

議長（浅見武志君） 次に、日程第18、議案第34号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 議案第34号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15万円の増額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,089万円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては、後期高齢者医療被保険者を対象に保養施設の宿泊費の一部を補助する健康増進事業費がほぼ予算額に達しましたので、補正をお願いするものであります。

また、歳入につきましては、後期高齢者医療広域連合からの特別対策補助金であります。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(浅見武志君) 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

## ○日程第19 議案第35号 財産の取得について

議長(浅見武志君) 日程第19、議案第35号 財産の取得について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 議案第35号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、第4分団の消防ポンプ自動車の更新を行うため、5月17日に指名競争入札を執行した結果、高崎市矢中町821番地、温井自動車工業株式会社が落札し、1,813万9,580円で購入するものでございます。

現在の第4分団の消防ポンプ自動車は、平成4年9月に購入して約20年間使用しているため、更新計画に基づき今回更新を行うものでございます。

購入する消防ポンプ自動車は、現在使用しているCD1型と同型であります。放水時の操作も自動揚水装置により、簡単に操作ができるようになりました。今回メタハラ式大光量照明装置を装備し、夜間の消防団員の消火活動や訓練が安全にできるようになりました。また、変速機もオートマチック仕様とした最新鋭の消防ポンプ自動車でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（浅見武志君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

## ○日程第20 議案第36号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議 について

議長（浅見武志君） 次に、日程第20、議案第36号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第36号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案につきましては、広域連合の規約変更について、構成市町村間において協議が必要なため、議会の議決を求めるものでございます。

規約変更の概要につきましては、外国人登録法の廃止に伴い、平成26年度以降の構成市町村の負担金算定方法を変更するためのもので、広域連合の規約第17条関係、共通経費の人口割、高齢者人口割の算出方法で外国人登録原票を削除するためのものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（浅見武志君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（浅見武志君） 休憩いたします。次は、午前11時10分より再開いたします。

午前11時休憩

---

午前11時10分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

○日程第 2 1 一般質問

議長（浅見武志君） 日程第 2 1、一般質問を行います。

今定例会には 1 1 名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

平成 2 4 年玉村町議会第 2 回定例会

| 順序 | 質 問 事 項  | 質 問 者   |
|----|--|---------|
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 . 小、中学校の通学路の安全性確保について</li> <li>2 . 少子高齢化対策について</li> <li>3 . 前橋南・玉村 I C との連絡道路建設に伴う利根川新橋建設促進について</li> </ul>  | 村 田 安 男 |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 . 玉村町の道路状況と今後の見通しについて</li> <li>2 . 通学路の安全対策について</li> <li>3 . 町内の下水道整備状況について</li> <li>4 . 児童館の対応について</li> <li>5 . 消防サイレン、同報系屋外拡声スピーカーの設置放送について</li> <li>6 . 危機管理の対応について</li> </ul>                               | 笠 原 則 孝 |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 . 福島原発事故被災者の子供達を数日でも放射能の心配のない場所で過ごせる施策を講ずべきだ</li> <li>2 . 役場東側の J A たまむら支所周辺の今後の利用について問う</li> <li>3 . 来年以降の花火大会の会場について問う</li> <li>4 . 国や県からの権限移譲と予算の配分について問う</li> <li>5 . 地域主権、地方分権に見合う職員の協働体制づくりを問う</li> </ul> | 石 川 眞 男 |
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 . 東日本大震災被災地の瓦れき受け入れについて</li> <li>2 . 地域農業マスタープランの作成について</li> <li>3 . 広報たまむらの活性化について</li> </ul>  | 齊 藤 嘉 和 |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 . 介護保険料の改定と課題を問う</li> <li>2 . 教育特区取得の経過について説明を求める</li> </ul>  | 柳 沢 浩 一 |

| 順序 | 質 問 事 項  | 質 問 者   |
|----|--|---------|
| 6  | 1. 「ボランティア・ポイント制度」の導入の促進について問う<br>2. 下水道の利用促進と受益者負担金について問う<br>3. 通学路の総点検について問う               | 石 内 國 雄 |
| 7  | 1. 観光振興策について<br>2. 大規模災害への対応力について<br>3. 外国人子弟の教育について   | 原 幹 雄   |
| 8  | 1. 防災・安全のまちづくりをどう進めるのか<br>2. 防災教育や学校の危機管理について  | 宇津木 治 宣 |
| 9  | 1. 観光とまちづくりについて<br>2. 玉村町ふるさと振興基金の活用について   | 三 友 美恵子 |
| 10 | 1. ワンコイン検診事業を推進すべきではないか<br>2. 24時間健康相談サービス事業の推進を求める<br>3. 震災被災者、避難者に花火大会見学招待を                | 筑 井 あけみ |
| 11 | 1. 国道354号線の玉村町5丁目交差点の右折車線は必要か<br>2. 係争中の町税滞納者との和解問題の裁判について再度問う<br>3. 中学校の武道場（剣道場）の町民への開放について | 町 田 宗 宏 |

議長（浅見武志君） 初めに、11番村田安男議員の発言を許します。

〔11番 村田安男君登壇〕

11番（村田安男君） 傍聴の皆さん、大変ご苦労さまでございます。おはようございますと言いたいところですが、もうお昼に近くなりました。大変ご苦労さまでございます。議席番号11番村田安男でございます。議長の命により、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、議会へ行ったら言っただけということではなかったのですが、地元の人たちから板井のまちづくり事業、大変おかげさまで進捗が順調に進んでいると、改めてお礼を述べよということですが、4月にオープンした親水公園も毎日掃除してくれる人、トイレを掃除してくれる人、あるいはこの間も、おとといですが、町が管理するところを一生懸命草を取っていただきましたけれども、本当にご苦労さまというような感じの中で、みんなに親しまれて公園が盛況の中に進んでいるわけでございます。



それでは、本題に移らせていただきます。最初に、小中学校の登下校問題についてお伺いいたします。先々月の4月の23日に、京都府亀岡市で起きた事故、集団登校中の通学路に居眠り運転の車が入り、3人死亡し、7人が重軽傷を負った事故でございますけれども、多くの保護者、父兄から、不安だ、不安だというような話を聞かせていただきまして、玉村町の実態はどうなっているかということを一一般質問の中でやってみたいということで、今回は出させていただきますのでございます。

国においても5月28日、文科省それから国土交通省、警察庁の副大臣レベルの協議がありまして、全国の公立小中学校に対して通学路の緊急点検をやりなさいというような、求める内容を告示しましたけれども、玉村町も当然既に来ていようかと思っておりますけれども、その内容は学校と道路管理者、警察と連携し、8月の末までにその実態というものを報告しなさいというような、やりなさいというようなことでございます。その内容は、見通しが悪かったり大型車が頻繁に通ったりする危険な場所を洗い出し、対策を検討してもらう。さらに、歩道橋をつけたり交通規制、通行どめにするとか、難しい問題については県あるいは国に対して要望、要請するような内容になっておりますけれども、いずれにしても国も本気でやるなというような内容になっております。

我が玉村町でも354バイパスが開通しますけれども、飛躍的に交通量が拡大し、今でも既にわき道を通る車というのが相当ふえてきております。354バイパスの歩道橋は、玉村小の前は、北側ですか、できるということになっておりますけれども、将来に向かって通学路の安全対策をどのように考えているか、基本姿勢をお伺いいたすところでございます。

次に、少子高齢化対策についてお伺いします。平成5年に3万人の大台に達し、その後順調に人口がふえて、平成17年には3万8,258人というような人数まで拡大したわけでございますけれども、残念ながら微減でございますけれども、若干減り始めております。しかし、昨年4月にスタートした第5次総合計画では、平成32年には人口3万8,000を維持していくのだというような話でございますけれども、いろいろと政策というものが今後あるかと思っておりますけれども、人口の減少というものは経済の停滞、あるいは先ほど来も話題になりましたけれども、税収の落ち込みというものにつながっていくわけでございます。町を維持する基本的なことは、いかに税収を維持できるかということが基本でございます。そういうことを踏まえて回答をいただきたいわけでございます。

また、高齢対策の中では医療体制の確立。団塊の世代見てみますと、これからことし、来年と65歳に達する、そして高齢者になっていくわけでございますけれども、なかなか医療体制については難しい問題がございます。ひとつ方針、方策というものを検討いただき、そして審議をお願いしたいわけでございます。

3点目といたしましては、利根川新橋建設。対岸のコストコとかベイシアとか、そういう店ができましたけれども、行ってみると玉村町の人たちが大変行っております。議員さんでも毎日くらい行くような人もいるというような話も聞いておりますけれども、いずれにしても福島橋を渡るか、あるいは横手の大橋を渡るかというようなことで、ストレートに行ける橋はございません。私は地域の

活性化というものを考えた場合においても、新橋の建設というのは今後できるだけ早い機会にやるべきだと思っているわけでございます。

いろいろと申し上げましたけれども、これからの町の姿勢、町長の方針というものをお聞かせいただきたく、一般質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 11番村田安男議員の質問に対してお答えいたします。

まず初めに、小中学校の通学路の安全確保についてでございます。これについては、教育長のほうから回答をいたします。

2番目の少子高齢化対策についての質問にお答えいたします。まず初めに、第5次総合計画では、10年後も現状維持の3万8,000人となっているが、人口維持対策としてどのようなことを考えているのかの質問でございます。人口維持対策といたしまして、子育て世代の転入や定住化の促進につながる施策の充実を図りたいと考えております。具体的には、定住人口をふやすために、市街化区域の見直しによる新たな住宅地の形成や、スマートインターチェンジ周辺を産業構想拠点とした流通業務系の市街地の創出などにより、地域経済の活性化と企業誘致による雇用の確保を実施してまいります。

また、地域ごとに保育所や児童館、地域子育て支援センターを備えた町の特性を生かした子育て支援体制の充実により、共働き世帯の方にも安心して子育てと仕事を両立できる、子育てしやすいまちを目指して定住促進政策を推進してまいりたいと考えております。

なお、今年度から子育て支援体制として、第3子以降の保育料無料化を実施いたしました。今後、子育て世代の転入を促す施策として効果が期待されると考えております。さらに、定例記者会見の実施やマスコットキャラクターの作成、これはゆるキャラと今ブームになっておりますけれども、これなどをし、町の魅力を新聞やラジオなどの報道機関から町内外へ情報発信していますが、こうしたことも定住化に効果があると思います。いずれにいたしましても、定住化促進のためのさまざまな事業を総合的に推進し、子育て世代を本町に呼び込み、定住していただけるような政策を今後実施していくということで、定住促進をしていきたいと思っております。

次に、高齢化に伴う医療体制についての質問ですが、国保人間ドックについてご回答させていただきます。国民健康保険人間ドックにつきましては、平成24年度では日帰りドックで3病院240人、脳ドックでは2病院80人を先着順で4月15日から募集いたしました。募集初日で日帰りドックの2病院、脳ドックは満員となり、日帰りドック50人余りの余裕がありましたが、4月18日までに定員（満員）となりました。現在キャンセル待ちの方が27人おります。また、電話等の問い合わせでキャンセル待ち等を行わなかった方も何人かおりますので、次年度以降は病院の定員等をふやしていただき、人間ドックを希望される方の受け入れができるような方策を考えております。

また、人間ドック以外にも特定健康診査を実施しており、40歳から65歳までの方は集団健診を、そして66歳以上の方は個別健診を実施しております。保健センターで実施しておりますがん検診を受診することにより、人間ドックとほぼ同等の受診ができますので、ぜひこの受診をしていただきたいと考えております。このがん検診の受診率が非常に低いのが現状でございます。

次に、前橋南・玉村インターとの連絡道路建設に伴う利根川新橋建設促進の質問についてお答えいたします。まず、利根川新橋建設促進の今後の見通しについてお答えいたします。平成10年度に利根川新橋建設促進協議会として建設促進の協議会が発足をして、平成14年度には前橋市と玉村町に当時の新町を加えまして、現在の県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会となり、現在まで活動を続けてきております。主な活動については毎年度、構成団体である前橋市、高崎市及び玉村町と関係する県議会議員、市及び町議会議員の皆さんや事務局などの関係者により、主要地方道前橋玉村線より南につきまして、県道昇格をして利根川新橋の建設促進並びに高崎市新町への延伸及び烏川新橋の建設促進について県に対して要望活動を行っております。特に利根川にかかる新橋を含む区間につきましては、建設促進優先区間として要望しているところでございます。

次に、県道42号線、これは高崎伊勢崎線でございます、から利根川堤防までのつなぎ道路建設計画はどうなっているかについてお答えいたします。主要地方道高崎伊勢崎線より新橋に向かう堤防までの区間は、上り勾配となっております。したがって、玉村町地内の連絡道路区間と、この利根川新橋区間は一体の事業で整備することが望ましく、橋のあれが決まらないと、そこへ道をつけるというのが非常に難しいと、上っておりますので、本協議会では両区間を組み合わせた建設促進区間として県に要望を行っているところでございます。

次に、県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会での進捗状況についてお答えいたします。先ほどご説明したとおり、毎年県に直接県道昇格及び建設促進の願いが上がっております。県知事を初め県関係者に対して、この要望活動を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） 村田議員さんご質問の小中学校の通学路の安全確保についてお答え申し上げます。

まず初めに、現状における通学路の安全対策についてお答えいたします。児童生徒の通学路は、各学校がPTAや地域の方の協力を得て、交通事情や道路の状況などを調査し、子供たちの安全性を第一に考えた上で校長が決定し、教育委員会に報告するものとなっております。基本的には、子供の安全・安心を第一に、できるだけ歩道が確保されている道路、それから歩道がない場合は交通量が少なく、安全な歩行ができる幅のある道路を指定しているところです。また、不審者対策のため、人通りや夕暮れ時の明るさ等にも考慮しているところです。各自が登下校する道路について

は、年度初めに学校に届け出ることになっており、それによって学校は一人一人が登下校する経路を把握するとともに、万一の場合にも直ちに対応できるようにしているところであります。

昨年度の本町における小中学生の交通事故は、全部で9件報告がございました。そのうち6件が登校中、1件が下校中の事故でした。事故の状況は、道路の横断中に車の不注意で接触した事故が3件、歩道を歩行中と自転車走行中に車の不注意で接触した事故が2件、子供の一時停止が不十分で車と接触した事故が1件、それから保護者が車で送迎し、同乗していて巻き込まれた事故が1件でございました。その他2件は、帰宅後の自転車の事故でしたが、幸いにも入院に至るような大きな事故は昨年度はございませんでした。

通学路の安全確保については、4月23日に先ほどご指摘いただきました京都亀岡市で起きた登校中の事故を受け、翌日の玉村町幼小中の全教職員が一堂に会した教育行政方針説明会で、すべての教職員に通学路の点検と交通安全指導の徹底を指示したところでございます。また、校園長会、あるいは教育委員会の通知等で再度指示し、点検結果の報告をもとに具体的な改善策等についても校園長会で協議しました。各小中学校とも、教職員の点検のほか、保護者や児童生徒へのアンケート、PTAや地域の方々に協力してもらい危険箇所を把握したところであります。その結果をもとに、地図に危険箇所を整理し、安全マップを作成するなど、危険箇所を子供に具体的に意識させるように指導したり、地域の見守り隊に情報を流して、気をつけて見てもらうようにしたりして、きめ細かく対応してきているところでございます。

さらに、通学路の危険箇所について、地元区長さんやPTAと相談し要望をまとめたり、地区の意見を聞きながら通学路の見直しも検討したりしているところです。今後、地区別懇談会などで子供の登下校の安全確保を話題にしながら、子供たちの安全を地域として確保できるように各学校で取り組んでいく予定でございます。また、変化する交通事情に対応するため、継続的かつ定期的に通学路点検を行い、安全かつ安心できるようにしていきたいと考えているところです。

次に、議員さんご指摘の、今後東毛広域幹線道路が全面的に開通するとさらに交通量が増加し、子供の安全が危惧されるというご指摘について、その対応についてお答え申し上げます。昨年度、伊勢崎土木事務所と都市建設課、学校教育課の担当で、東毛広域幹線道路に通学路がかかる玉村小学校、中央小学校、玉村中学校を何度か訪問し、登下校時の子供の安全確保について意見交換をしてきたところでございます。玉村小学校については、通学路の変更及び横断歩道橋の設置、中央小学校と玉村中学校についてはカルバートを使って東毛広域幹線道路を横断させるようにするとともに、安全を確保するための通学路の変更を確認してきたところであります。今後、芝根小学校においても通学路の変更を含め、地区別懇談会等の場において、横断歩道や手押し式信号機の設置など、関係機関と地区、学校が一体となって子供の登下校時の安全について検討していく予定であります。

子供たちを交通事故から守るためには、子供たちを取り巻く危険な環境を改善することと、子供がみずから危険回避能力を高めることが大切であります。今後も地域ぐるみの安全点検と、子供たちの

安全教育の充実という両面からの取り組みを徹底し、玉村町の子供たちが不幸な事故に遭うことがないように、学校、家庭、地域の総力を結集して取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番(村田安男君) それでは、自席より2回目の質問をさせていただきますけれども、4月23日に亀岡市で事故がありましたけれども、この事故は私はテレビで見ている、何でこのところにガードレールがないのだろうと。万が一ガードレールがあれば、一番基本は道路の構造だと思いました。あれば、この車、居眠り運転は入れなかったという私は思いがしました。その後、いろいろと意見を聞きまして、玉村町を三日四日見て回りました。それから、保護者の意見を聞きながら回ったわけですけれども、アンケートも実施させていただきまして、148名の保護者から回答をいただきました。もちろん私の名前は伏せてありますけれども。

その中で見てみますと、車にぶつかりそうになったという人が、148人中44人の子供がぶつかりそうになったと。やっぱりこれは通学路の構造上に若干問題があるというようなことではなかろうかと思えますけれども、このような状況で、あるいは用水路に3回落ちたとか、いろいろな意見が切りがなく出てきました。要望がありましたら書いて出してくださいということで最後の項に、8項にわたって調査をしたわけでございますけれども、切りがなく出ております。ただ、これは玉小と南を中心にやって、中央、芝根、上陽は、こんなに出てくるなら向こうもやるべえというようなことで、やり始めた段階で全部やったのですけれども、件数は少ないのですけれども、とにかくそういう事故件数、それから危険を感じたとか、いろいろとございます。

実際問題、ちょっと長引いて失礼でございますけれども、小学生はそれほどではないのです。中学生、自転車で通っている人間は大変事故件数多くて、過去4年間で、20年で7件、21年で5件、22年8件、23年で3件というようなことで、全部で4年間で23件の事故ですね、これは。小学校の事故は、私が調べた範囲では大したことなかったのですけれども、中学校の事故件数が大変多い。どうということかということで警察のほうにも行きまして、警察ともいろいろと話をさせてもらったのですけれども、お巡りさんとさせてもらったのですけれども、中学生の事故というのはどちらかというと、車を運転している人の責任というのがありますけれども、それ以上に自転車に乗っている中学生が少し軽んじて行動する面があるのだというような話を聞きましたけれども、いずれにしてもこういう指導、そして道の構造の問題。

先ほども回答の中に通学路の再点検を、そして変更も考えていくというような話をいただきましたけれども、これは基本姿勢なものですから、これは教育の問題もありますけれども、町の行政全体の姿勢の問題でありますので、町長のほうから一言、この148人中44人がそのような境遇に遭遇したというような話でございますけれども、この内容についてちょっともし回答いただければお聞かせ、

考え方ですね、たまげたよとか、そういう話で結構です。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） お互いに不注意なことで、そういう事故が起きるわけでございますけれども、特に自転車の交通ルールというのですか、これがきちっと教えられていませんから、一番問題はその辺かなと思うのです。車に乗る人は、ある程度交通ルールを勉強して乗るのですけれども、これはだけれども、居眠りしたとか、うっかりしたとかという自己責任的なもので事故を起こしているわけでございますけれども、自転車の場合は交通ルールというのはいくらもありませんから、自転車の交通ルールというのを、今は小学校から、交通指導隊等の皆さんが学校に行っていて交通ルールの説明をしていただいて大変助かっているのですけれども、もう少し自転車等の、今中学生が多いというのは恐らく自転車だと思うので、その辺の交通ルールの遵守というのをもっともっと教える必要があるかなと考えております。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） それから、教育長にお伺いしますけれども、登下校の形態です。場所によっては、この会場の中に玉村町というのはそういうところかいという、教育長にも事前にお渡しさせていただきましたので内容を見たと思いますけれども、玉村町は珍しい町だと。集団登下校していないのかいという、私は珍しくないと思います。私が調べた、周り見て、登下校を集団でやっていないところはいっぱいあります。ですから、珍しくないのですけれども、ぜひ集団登下校をやってほしいというような要望がございました。それは、私は京都府の事故だって、あれ集団登下校でなかったら一人二人の犠牲で済んだのですけれども、重なっていくから、車が入ってきたからと。それはいろいろと見方はありますけれども、そういうことだと思いますので、登下校の集団化についてはどのように考えているか。

またこの間、先週の金曜日ですか、ちょうど3時半ごろ雨が降り始めたときに南小のところへ行っていたら、校長先生が出てきて、とにかくこの近所は雨が降りそうになると車が迎えに来て、車が通れないぐらいで、来ないうちは本当に迷惑こうむるという話なのです。あの周りが本当に車でいっぱいです。それから、玉小の場合においても、雨の日は必ず送っていく人もいます。送っていけない人はどうするのだというようなことなので、集団登下校の問題、あるいは車の送迎の問題、そういう問題について、ぜひ全体で確認し合って方向性というものを見出していきたいと思います。教育長、お願いします。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） ご指摘の集団登下校についてですが、これは大きく2つ意味があると思

ます。先ほど議員さんご指摘の集団登下校で事故に遭ったほうが、人数的には非常に大きな事故につながるということもございます。それから、集団登下校できるような道路状況にあるかどうかということも考えなければいけないし、それともう一つは集団登下校する小学校でいう上級生の責任の問題も出てきます。今、玉村町では5つ小学校ございますが、集団下校を全校でやっている学校はございません。一部南小で集団登校ですね、下校はございませんが、集団登校を取り入れている地区がございます。それは、それぞれ地区の事情に応じてということになっておりますので、一番やっぱり大事なことは、学校が直接子供の登下校を毎日観察している中で、集団でできるか、個人でやったほうが、それぞれ個々にやったほうがいいのかということ判断していくことが大事だと思います。もちろんついこの間も、校園長会議で登下校の問題について議題にのせて協議をしましたが、やはり一長一短があるということで、その地域の実情に応じてしっかりと地区の方と連携をとりながらやっていくのが一番いいのではないかと結論になっているところであります、現状では。

ですから、基本的には、小中学校については親の送迎はなしというのが基本で、これは校長会でも十分話し合っ、一つの方向として出ているわけです。自分の力で歩いて来る、自転車で来るということで、それはもう確認してございます。ただ、しかしながら今いろいろな面で、親の子育ての問題でいろんな考え方がございます。送って行ってしまったほうが早いし、安全だしという考え方の方もいらっしゃるの、確かに現状では、特に雨が降ったり雪が降ったりと交通事情が悪かったり、さらに登下校の時間には広い道路から、混雑している道路からわき道に入ってくる、そういうような車も非常に多くなって、非常に危険な状況にあるということは重々承知しているところであります。できるだけそういうことのないように、学校を挙げてPTAを通しながら、広報だとか、あるいは学校だより等をお願いをしているところですが、なかなか直らないのが現状でございます。できるだけそんな形で、学校の周り、特に周りの道が狭い学校が多いと思います。そういう点で、いろいろなおしかり、地区の方からおしかりを受けることもございます。そういう中で、学校として今それぞれ対応策をとってやっていただいているところでございます。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 今、教育長からも話がございましたけれども、小中学校の周辺、道路の交通規制の問題ですね。このアンケートの中にもございますけれども、えらいスピードを出していく車があるというような話も出ております。これは上陽小学校の近所らしいのですけれども、えらいスピードで車で走っていくと。

私は、周辺道路については交通規制というものも考えなくてはならないと思うのです。もう一回今回の点検の中で、ぜひ見直しをしていただきたい。これは、そこを通らなくても、通勤車両というのは少し時間を使えばよそへ回れるのですから、そういうことを踏まえてぜひ検討いただきたいと思いますが、町長、いかがなものですか、その検討。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 私も月に何回かは、朝の通学時に各小学校の周りを回っているのですけれども、私なんかは青灯の車で行っていますから、それほど危険な車が通っているという印象はないのですけれども、旗振りの父兄の方はおりますし、あります。ただ、規制をもっと、子供が通る通学路についての規制は意外に少ないと思います、町の中でも。ですから、それが公安委員会とのあれになるのですけれども、今後危険だとすれば、時間規制というのはそんなに迷惑をかけるわけでもないと思いますので、時間規制で7時半から8時半とかということで、できるだけ子供たちが通る狭い道については規制をしていければ、安全はかなり上昇するのではないかなと考えています。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 大体内容を、この通学路の関係については承知させていただいたわけですが、とにかく通学、その周辺の関係については時間規制でぜひ検討いただきたい。ここで結論出せるわけではございませんから、検討いただきたいということでお願いします。

それから、県外の本庄市あたりは全部ヘルメットをかぶっているのです。子供が全員ヘルメットをかぶっているのです。何だ、このヘルメットはというようなことで、うちのほうはヘルメットをかぶっているよということで、神川町ですか、あそこから、うちのほうはかぶっているよという話なので、では行ってみようということで見に行きましたけれども、写真も撮ってきましたけれども、とにかく全員が。そうしたら、うちは、本庄市周辺はみんなヘルメットをかぶっているのだよという話だったので、私はこの暑いのにヘルメットをかぶるのは容易ではないなと思ったのですけれども、いずれにしても安全対策というものはぜひ何らかの方法で講じていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほどもちょっと出ましたけれども、送迎、送り迎えですね。基本は、自分たちで子供たちが登校、下校するのだということになってはいますけれども、現実そうではない。実際、板井の一番北側は2.6キロあるのです。交差点、これが26カ所か7カ所あるのですけれども、いずれにしてもそこをこんな小さい子供が1時間以上かけて行くわけですから、ああ、危ないなというような、前町長に話したら、今後検討するよという話になっていますけれども、それは大変難しい問題なのですけれども。いずれにしても、登下校を一日も早く安全な政策というものを示していただきたいということでお願いしたいわけでございます。時間は12時に終わらせたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、次に人口問題、少子高齢化の問題でございますけれども、先ほども話しましたように、玉村町は平成5年ですか、3万人の大台を超えたのは。その後、減少の一途をたどっております。特に、どこも少子高齢化というのは日本じゅうそうなのですけれども、子供たちの減少比率が物すごい



のです。昨年の平成23年に玉村町で生まれた子供というのは272人ですから、これを5校の小学校で割ってみればおわかりになるかと思えますけれども、いずれにしましても今後相当厳しい状況というのが生まれてきます。ですから、この少子高齢化の中で、いかに玉村町によその市町村から来ていただくか。場所によっては、新しく来た人間に対して税金の免除を5年間やるとか、いろいろあります。固定資産税ですけれども、そういうものもございませうけれども、何か考えて、それから地目の改定、市街化区域をやるというような話でございませうけれども、積極的にこれはやってもらって。

ただ、今ある、私も板井の地域に、あるいは下新田の地域なんかは平成3年の決定ですから、もう22年固定資産税払っていて、おい、何だ、おれのうちの土地使わないのに、もう今度違うところをやるのかというような話も、苦情も出ようかと思えますけれども、並行してこの事業はやっていかななくてはならないと思えますけれども、今後の、とにかくよそから来ていただく人間を確保するために何らかの政策というものを、表に出す政策。表でも玉村町の町民がわかるのではなくて、群馬県全体で、よそから来てもらうのですから、玉村の人間に幾ら言ったって始まらないので、よその人間に言えるような、よく話が出てきますけれども、ぜひそういうことをお願いしたいと思えますけれども、町長でもどなたでも結構です。その辺どういう政策を考えているか、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） ご質問にお答えいたしたいと思えます。

村田議員さんがおっしゃるとおり、玉村町の地域の活性化の源は、若い世代の方々が旺盛な転入がありまして、それによって税収も確保され、子供たちが多くてにぎわいもたらされてきたわけでございませう。一方、村田議員さんおっしゃるとおり、平成17年をピークに人口減少に転じております。第5次総合計画においても、やはりこの基本的な路線は継承していかないと、玉村町の持続的な発展は望めないということで、特に重要な政策に位置づけてございませう。

振り返ってみますならば、平成3年の市街化区域と調整区域に分ける線引き以降、調整区域にもたくさん、規制後も住宅に転用できる用地が残っておったわけでございませう。そういった用地が、今ほとんどはけている状態かなと思っております。昨今の例で申し上げますと、中央小の近辺でありますとか上之手地内で、線引き前からの宅地に住宅地が5戸、6戸住宅分譲がされておりますが、たちまちもう入居者が決まっているような状況が見られます。そういう状況を見ますと、宅地の供給をしておけば、まだまだこういった日本全国で人口減少の中でも、玉村町他から比べた地の利も、まさに広幹道などが開通しておりますので、平成3年以前より地の利はよくなっておるわけでございませう。

ですから、基本的なところは子育て支援でありますとか、そういった政策を充実させるとともに、まずは玉村町を選んでいただいて、よそから玉村町にうちを建ててもらえるような土地の確保、それが最も重要な対策になるかと思えます。その辺の対策につきましては、それは私のほうの所管では

ございませんので、都市建設課のほうにお答えいただければと思っております。お願いいたします。  
議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

都市建設課長（高井弘仁君） この3月に都市計画のほうのマスタープランのほうを策定をさせていただきました。その中では第5次の総合計画を受けまして、人口減少に歯どめをかけて、3万8,000の人口をできる限り維持しようという内容を受けまして、マスタープランの中で幾つかの提案をさせていただいております。

その中の土地利用の中で、産業系をうまく誘導しまして、それに伴う働き盛りの人口増をねらうということが1つ。もう一つは、いろいろ人口減少の原因を調べてみますと、玉村町に越してきた若い世代、特にアパートとか貸し家関係に来た人たちが転出をしてしまうという状況が非常に多いという結果が出ております。転出して他の市に住居を構えたりとか、そういう状況が多く見られるということで、若い世代でも住宅の需要は非常にあるというふうに踏んでおります。その中で、高崎市、前橋市、近隣の市町村に家をつくるか、それを玉村町にぜひ引きとめようというような施策としまして、先ほどの産業の誘導とともに、そちらのほうの人口の転出の歯どめをかけるべく、都市計画のマスタープランの中で位置づけを行いまして、そこに人口を誘導していくといえますか、そこに住宅を建てていただくというような施策を今考えて、そちらのほうの計画を着々と進めようとしているところでありますので、ご理解願いたいと思います。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 何か政策、私は今度のスマートインターの話ですけれども、できる、物すごくいい戦略材料だと思います。あそこから車に乗れば、一番かかる松井田町が35分ぐらいかかるとは思いますけれども、それ以外はみんな30分以内です。ですから、キャッチフレーズで「玉村から30分」というので出せば、もうそれだけで人が来る。通勤族はね。そういうことで、ぜひ何か政策というものをただアピールするのではなくて、外に向かってアピールをぜひお願いしたいと思います。はかってみればわかりますけれども、私は松井田町はさんざん行ったし、渋川市も行ったし沼田市も行ったし、そこらじゅう行ったのですけれども、とにかくそういうことだと思いますので、よろしくお願いします。

それから、時間がございません。行きます。公平、公正の原則の中での人間ドックの町の補助金、これはどのくらいの金額だったっけね、おわかりになりますか。

議長（浅見武志君） 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長（井野成美君） 日帰りドックで1人2万4,000円、それから脳ドックのほうでは1人4万円の補助をしております。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 朝5時から並んだ人間は受けられて、2万4,000円の補助金をもらえるわけです。それ以後、年寄りの方はなかなか行けない人もいます。そういうことを考えれば、公平、公正の原則の中でやるのが私はふさわしいという、この間もちょっと話をしましたがけれども、その回答は結構ですけれども、とにかく受診者の数をふやすということで、先ほど町長のほうから回答をいただきましたので、ぜひそういう方向性をもって対応をいただきたいと思いますので、回答は結構でございます。よろしくお願ひします。本当に2万4,000円もらえる人と、私はもらえないから4万何がし払わなくてはならないのだけれども、公正、公平の原則を考えていただきたいと思います。

それから、利根川新橋建設、これは向こうは登利平のところまで、もう来ています。こっちも行くわけですから、基本的な方針ですか、そういうものはできておりますから、県ともよく協議して、国土交通省ともよく協議して、何とか一日も早くつくれるようなことをぜひお願いしたいと思ひますので。私は、いつも新橋建設ということでお願ひしております。3月の議会では、地元の三友議員からも話がございましたけれども、お願ひがございましたけれども、何とかこの新橋建設を私は最後のスローガンにしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で終わりにさせていただきます。

---

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後は1時15分に再開いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時15分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

議長（浅見武志君） 次に、1番笠原則孝議員の発言を許します。

〔1番 笠原則孝君登壇〕

1番（笠原則孝君） 皆さん、こんにちは。時間のほうがちょっと遅くなってしまったので、ちょっと皆さんにはご迷惑かけて申しわけありません。

きょうは、まず最初に町内の道路状況について質問させていただきたいと思ひます。3日に風邪を引きまして、ちょっと声が聞きづらいと思ひますが、ご勘弁のほどお願ひします。議席番号1番笠原則孝が、浅見議長の命を受けて一般質問を行います。

玉村町の道路は、ほとんどの道路が突き当たりが狭いか、あるいは行きどまりのため、回り道が多くなっております。例えて、ある人がこんなことを言いました。まるで金ヶ崎の戦いみたいだな。浅井、朝倉に囲まれた織田陣営みたいで、両端を縛られた小豆袋みたいだと。わからない人はわからな

いでもいいのだけれども、ということはこういうことでございます。

それはさておき、玉村町の中央を横断する東毛広幹道は、26年度中には開通の予定です。東毛広幹道、これはもう前にも言いましたけれども、高崎・玉村、それで国道354バイパスです。皆さんご存じのとおり、高崎駅東口を起点に、伊勢崎市、太田市、館林市などを経て板倉町に至る東毛地域を広域かつ横断的に連絡する延長59キロの主要幹線道路です。この道路は、高崎駅、国道17号、上武国道、東北自動車道を連結するとともに、県央と東毛の各都市の交通連携を高めるための重要な路線であり、周辺道路の渋滞緩和や沿線の産業立地、物流の効果などに資する道路として期待されております。そのような道路が町内を横断するので、町としても道路アクセスを効率よく行ってもらいたい。それを町の発展につなげてまいりたいと思います。

次に、前にも村田議員から出ましたけれども、通学路の安全対策について。最近、通学途中に車が通学路に進入して起こる交通事故死が多発しているが、玉村町内の通学路の点検を行っているのか。そして、危険と思われる箇所はどのくらいあるのかお聞きしたい。

次に、第3に町内の下水道整備の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。他市町村と比較して、普及率はどのくらいか。そして、ここ二、三年でどの地区が下水道につながるのか。行政区ごとの工事の完工の年度をお聞きしたいと思います。何しろローマ時代より、下水道の普及率が文化のパロメーターだと言われているくらいですから、その辺はよろしく願います。

4番目ですが、児童館の対応について。現在、小学校3年生までは下校時ランドセルを背負ったまま児童館には行けるそうなのです。だが、4年生以上になると、一たんは帰宅してからでないといけないと聞いていますが、両親が共稼ぎの場合は大変都合が悪いが、改善することはできないか。町長が日ごろ、「子供を育てるなら玉村町」と言い、児童館の利用料金も近隣の他市町村に比べると、褒めて断トツに安いのです。だが、その点は、行けない点は残念でなりません。

5番目ですが、消防用サイレン、同報系屋外スピーカーの設置について。一部の住民の意見だか何だかわかりませんが、正午の消防サイレンが中止となったが、たび重なる自然災害の対応において、同報系屋外放送や屋外スピーカーの設置を一日でも早く実施する必要があると考えますが、いかがなものでしょうか。隣の新町では、この6月3日に町内全10地区がそろって初の大規模避難訓練を1,200人程度の住民で、烏川がはんらんしたという想定で行ったそうです。洪水は、烏川より利根川のほうが危険度がずっと大きいのです。何かサイレンがうるさいから、やめろという一部の意見もあるようですが、地域全体での防災意識を高め、地域の防災力を強化していきたいと思うが、いかがでしょうか。災害は洪水だけではなく、最近は竜巻、突風も加わり、隣の栃木県の益子町、そして茨城県のつくば市では大変な被害が起きました。

最後に、危機管理の対応についてですが、5月20日、日曜日、利根川の下流の千葉県流山浄水場からホルムアルデヒドが検出され、テレビの情報では千葉県では大騒ぎになり、ペットボトルの水が売り切れ、自衛隊のタンク車から給水、そして発生源が利根川水系と、こう言われて、はっと思っ

た人も数多くいたと思いますが、その発生源の利根川の水を使用している地域の自治体の対応は何もなかったのか。一体どうなっているのか、この国は。テレビ等のメディアが騒がなければ、何も住民に知らせないのか。それも、何も役場には情報が入らなかったのかどうなのか。いずれにせよ、その後も町は広報車も巡回させず、だんまりを続けた。町民の方々から多数意見として、危機管理だけはきちんと義務を果たしてもらいたいと意見をいただきました。せめて「町内は安全ですよ」という役場からの広報での情報発信が欲しかった。広報車での町内の巡回ができなかったのは残念でならない。

以上ですが、最初の質問とさせていただきます。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 1番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、斉田・上之手線事業に係る用地買収状況についてお答えいたします。都市計画道路斉田・上之手線外1線道路改良事業における用地買収全体の進捗状況をご説明いたします。平成23年度末時点で権利者が61名中45名が買収済みであります。16名が未買収となっております。買収面積率では、約85%が取得済みとなります。

さて、事業の南北方向、斉田・上之手線に関しましては、国道354号線から北側について、ご指摘のとおりおよそ120メートルから130メートル程度が未買収となっており、この間の地権者は3名でございます。買収面積では650平米となっております。町では、広域幹線道路が既に暫定開通されており、児童生徒の安全な通学路を確保するためにも、斉田・上之手線と広幹道の接続付近の約40メートルの用地買収について、今年度最優先で取り組んでいるところでございます。

次に、平成26年度中には354バイパスにつながるかとの質問ですが、本事業は都市計画道路斉田・上之手線外1線道路改良事業として平成16年度から事業着手し、平成20年度中に事業計画変更認可を受け、平成24年度まで事業期間等を延長してきた経緯がございます。現在、事業の進捗状況は前述のとおりでありまして、今年度末までには、工事を含めた全事業の完了が見込めない状況であるため、県に対して事業費の見直し及び事業期間のさらなる延長等を含めた2回目の事業計画変更認可を申請してまいりたいと考えております。したがって、事業期間の延長につきましては、県との交渉次第ではありますが、3年程度と見込んでおりますので、平成26年度中の接続及び供用開始は困難であると考えております。町としましても、今後も事業の早期完成を目指し、鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、玉村町の道路状況と今後の見通しについて。与六分・前橋線は現在、県道24号、これは高崎伊勢崎線でございます、でとまっているが、県道11号、これは前橋玉村線でございます、にいつつなげるのかについてお答えいたします。質問にあるとおり、東毛広域幹線道路から主要地方道高崎伊勢崎線までの間については、町の事業としまして既に4車線分の用地を確保し、現在暫定2車線で供用を開始しているところでございます。一方、前橋市側については、主要地方道前橋玉村線から利

根川左岸まで整備され供用している状況となっております。関係市町で整備が進められる区間については整備を進めており、残すところは県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会が要望活動を行っている建設促進区間となっている状況であります。

この要望活動を行っている建設促進協議会ですが、平成10年度に利根川新橋建設促進協議会として会が発足し、平成14年度には前橋市と玉村町に当時の新町を加えまして、現在の県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会となり、現在まで活動を続けてきております。主な活動については、毎年構成団体である前橋市、高崎市及び玉村町の関係者により、主要地方道前橋玉村線より南につきまして、県道昇格して利根川新橋の建設促進並びに高崎市新町への延伸及び烏川新橋の建設促進について県に対して要望活動を行っております。特に利根川にかかる新橋を含む区間につきましては、先ほど述べましたとおり、建設促進優先区間として要望しているところでございます。

次のご質問の与六分・前橋線に関しての300メートルほどの用地買収についてですが、主要地方道高崎伊勢崎線より新橋に向かう堤防までの区間は上り勾配となっております。したがって、玉村町地内の連絡道路区間と利根川新橋区間は一体の事業で整備することが望ましく、本協議会では両区間を組み合わせた建設促進区間として県に要望を行っているところでございます。

最後に、新橋はいつごろできるのかとの質問ですが、町といたしましては早期の架橋を目指し、今後も県に対して本協議会を通じて関係者と連携をとりながら、積極的な要望活動を進めていきたいと考えております。

次に、3番目の町道217号線は、いつごろまでに岩倉橋につながるのかについてのお答えをいたします。町道217号線は、国道354号から岩倉橋までの区間を藤岡大胡バイパスとして群馬県に整備要望をしてきましたが、上飯島交差点、これは国道354号との交差点でございます、から滝川までの区間は一部通学路でありながら、町道幅員が狭い上、線形も悪く危険なため、歩道整備と市街地内の雨水排水施設を整備するために、平成17年度から交付金事業として玉村町施行により道路整備事業を実施しております。今年度末をめどに道路整備事業を完了させて、2車線供用を目指しております。国道354号から岩倉橋までの区間は藤岡大胡バイパスとして、はばたけ群馬・県土整備プランにもおおむね10年後に着手予定と掲載されておりますので、これまでと同様に群馬県に整備要望を継続していきたいと考えております。町といたしましては、今後も県に対して関係者と連携をとりながら、この早期な要望活動を進めていきたいと考えておりますので、議員の皆さんのご協力もよろしくお願ひしたいと思います。

次に、東毛広域幹線道路の南北200メートルを用途変更する考えはあるかについてお答えいたします。この沿線周辺は、圃場整備された農地が広がっており、平成3年には市街化調整区域に指定され、市街化を抑制すべき区域となっているため、著しく開発が抑えられているところであります。しかし、この沿線にある高崎・玉村スマートインターチェンジ、これは仮称でございますけれども、このスマートインターチェンジからは高速道路網へのアクセス、また東毛広域幹線道路の整備により、

県内の県央と東毛地域を結ぶ重要な広域道路網の形成が図られることから、それらが結束するこの周辺及び東毛広域幹線道路沿線は、群馬県はもとより、国内産業発展のための物流や産業などの重要な中心拠点として、また当町の魅力を高めることができ、ニーズに合う定住促進の拠点として、その存在価値はますます高まることが予想されております。

昨年度からスタートした第5次玉村町総合計画や玉村町都市計画マスタープランでは定住人口をふやすことを目標に、新たな広域交通基盤を生かした定住促進施策や、地域経済の活性化と雇用機会の確保に向けて、企業誘致と産業拠点の形成に取り組むことを掲げて推進しているところでございます。

しかし、こういった産業拠点や定住促進に対する取り組みを進める一方で、農業に対する対策も図っていく必要があります。農地は集団性を確保することが優良農地の条件の一つとされるので、土地の利便性が向上する一方で農地に対してスプロール化させないことは農業振興上、大変重要な施策となります。守るべき農地はしっかりと守り、地域の発展とされる必要な土地についてはしっかりと確保していきたいと考えております。

いずれにしましても、東毛広域幹線道路の開通後について農業、工業、商業、定住施策などの土地利用は町外の状況を勘案しながら、この町全体のバランスをしっかりと考えて、都市の秩序ある発展と農業との調和を図り、町にとって適切な土地利用を図っていききたいと考えております。

次に、通学路の安全対策についてですが、これは教育長のほうからお答えをいたします。

町内の下水道整備についてお答えいたします。下水道整備状況について、まず下水処理人口普及率についてお答えいたします。平成22年度末の統計がございまして、その数値を最新の状況といたします。全国的には、群馬県全体では49.3%となっており、全国順位では35位となっております。また、県内には29市町村が下水道整備を行っていますが、当町の普及率は県内の6番目でございます。63.4%となっております。これは22年度でございますので、23年度末の当町の普及率は65.5%でございます。さらに県央処理区での状況ですと、高崎市が70.6%、前橋市が68.4%でありますので、3番目に玉村町がなっているということでございます。ただし、両市については単独の下水道処理区を所持しておりますので、この県央処理区の普及率だけで見ますと、当町が一番進捗しているということでございます。

次に、次期整備地区でございますが、昨年度実施設計を行った地区を今年度から工事を進めてまいります。当初予算で計上してございます樋越、板井、斎田、下之宮、川井地区と今年度実施設計を行う角淵、八幡原地区、また翌年度には南玉地区と分割して設計を行う下之宮、川井、五料地区など広範囲に及び整備を行う計画であります。

行政区別の完成年度ということでございますけれども、下水道整備計画は行政区別で設計を行っておりません。地理条件で面的に計画しており、25区ある行政区を区別にお答えするというのはちょっとできませんので、全体の完成予定年度を申し上げます。財政面において、社会資本整備総合交付金、起債または受益者負担金等の歳入予算と設計費、工事費等の歳出予算を考慮しながらシミュレー

トしたところ、平成35年度までの12年間でおおむね整備する指標がなされております。

次に、児童館の対応についての質問にお答えいたします。笠原議員から、小学校3年までは下校のまま児童館を利用できるが、4年生以上は帰宅後でなくては児童館を利用できないということで質問がありました。4年生以上の利用者には共稼ぎの家庭もあり、都合が悪いので改善できないかのご質問であります。児童館では小学校3年生以下を対象とした放課後児童クラブの利用と、遊びの場を提供する一般利用がございます。放課後児童クラブは、小学校1年生から小学校3年生までで、放課後、保護者が仕事などで不在の児童を対象として、保護者からの申請による登録制で、月4,000円の使用料をいただき、保護者が児童館に迎えに来るまでの間、保育をしております。したがって、放課後児童クラブに登録の児童は、学校から児童館までが下校通学路となっており、学校でもこれは了承をされております。

しかし、放課後児童クラブに登録していない児童、これは4年生以上ということになると思います。児童については遊び場のみを提供していることから、一たん帰宅をしてから来館してほしいとお願いしているところであります。これは、学校の登下校の間は寄り道をしないようにという指導をしておりますので、児童館へ寄るといっても寄り道になりますから、一たん自宅に帰り、寄り道をしないで帰り、そして自宅から児童館に来るようにというような指導をしているのが現状でございます。

以上の理由で、放課後児童クラブに登録していない児童は、帰宅後、来館をお願いしておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、消防サイレンの同報系の設置についての質問でございます。消防サイレンは、火災発生時における消防団員への出場信号として長年にわたり活用され、有効な情報伝達手段であることには変わりはありませんが、一方で試験吹鳴のみならず、緊急時のサイレンも「うるさい」と受け取る方々が最近非常にふえてきたということです。就業形態が多様化するとともに、住環境保持に関する権利意識は昔と大きく変化していて、同じ人でも仕事や睡眠、育児、闘病中などそれぞれのケースによって受け取り方が違ってきていること。また、県内市町村の試験吹鳴の状況を調査したところ、都市部においては月1回や試験なしのところが多くなっていることから、伊勢崎市消防本部では、昨年1年間、試験的に伊勢崎駅周辺の市街地のサイレンを月1回の試験吹鳴に変更しましたが、メンテナンス面でも問題ないという結論に達し、市街地と同様月1回ということになりました。

さて、22年度から整備を進めてまいりました移動系の防災行政無線は、昨年4月末から運用が始まり、消防団員を初め、役場内でも運用を行っています。住民への情報伝達については、議員さんからご提案をいただいたことも踏まえ、7月1日より、たまむらお知らせメールサービス「メルたま」でございます、を開始いたします。しかしながら、大規模災害の発生時に携帯電話、電子メールが機能しづらくなることを東日本大震災では経験しています。今後、同報系の整備については、第5次総合計画に基づき、整備を進めていきたいと考えております。

最後に、危機管理の対応についての質問にお答えいたします。5月20日、これは日曜日ござい



ます。新聞報道等にて利根川下流域の浄水場から水質基準を超える有害物質ホルムアルデヒドが検出された問題で、当町における住民からの問い合わせは、5月19日土曜日が6件、5月20日日曜日が1件ありましたが、県央第二事務所より5月19日にファクス及び電話にて、5月15日、5月19日の採水検査の結果、異常がないことを確認いたしました。念のため今後も検査を行う旨の連絡がありましたので、玉村町においては安心な水だということで電話対応をいたしました。ですから、巡回による広報は、今回は行いませんでした。

なお、休日、夜間等に緊急を要する場合は、県央第二事務所より担当課長に連絡が入り、担当課長から職員を招集する体制をとっております。今回は、先に既に県央のほうから問題なしということが連絡が入ったということで、町内の巡回等、職員の招集等はしなかったとうことでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） 笠原議員さんご質問の2番目の通学路の安全対策についてお答え申し上げます。

通学路の安全点検は、各学校で策定しております「学校安全計画」に基づいて、年間を通して計画的に実施しているところであります。点検には幾つかの方法がありますが、紹介しますと、1つ目は学校の安全教育主任の教員を中心に、全教職員が点検箇所を分担して、組織的・継続的に確認する方法でございます。

それから、2つ目は、地域や家庭と連携して行う安全点検です。これは、PTAの活動の一環として行っている学校が多く、グループをつくって実際に通学路を回り、保護者、地域住民の視点から、交通安全、防犯などの状況を点検しているところです。また、旗振り当番の折にも危険箇所を日誌に記録して報告してもらったり、チェック表をもとに親子で通学路の点検を行ったりするなど、学校で工夫して実施しているところであります。

それから、3つ目が集団登下校時の交通安全指導や、校外活動時の安全確認など、学校の教育活動の中で行う安全点検であります。「安全マップづくり」を通して子供たちの危険回避能力を育てたり、また地域の皆さんの力をおかりして行う安全見守り隊の活動を通して地域の安全確保、安全啓発につなげたりする取り組みも進んでいるところであります。

さらに、今年度のように京都亀岡市の事故を受けて、緊急的に実施する場合もでございます。教育委員会では、事故の翌日には全教職員に安全点検、安全指導の徹底を指示し、校園長会、通知等で再度依頼しました。また、点検の報告や改善策等については、校園長会でも情報交換し、協議したところであります。

今回の点検では、危険箇所数を把握するまでには至っておりませんが、各学校からは「道幅が狭い」、

「細い道の割に抜け道となっていて交通量が多い」、「見通しが悪い」、「トラックの出入りが多い」、「スピードを出す車が多い」、「側溝が危険」、「ガードレールがない」など各学校で通学路の危険箇所が明らかになりました。これらの結果を踏まえ、区長やPTA、関係機関と相談し改善の要望をまとめたり、地区別懇談会で子供の登下校の安全確保についてを議題にしたりして、地域ぐるみで子供を見守る態勢を各学校で整えているところであります。また、学校では具体的に子供に危険箇所を示し、注意を促すなど交通安全指導を徹底しているところです。

今後も交通安全指導と安全確保の両面から、学校、家庭、地域が一体となって取り組み、子供の安全と安心が確保できるよう努めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） では、自席より今度は質問させていただきます。

道路の問題ですけれども、ちょうど八幡様と役場の間に行きました。上之手線ですか、斉田・上之手線。非常に354バイパスができて、いつあそこがつながるのだろう、あれがつながると大分違うのだなと思いつつも、既を買収し切ったところはアスファルトになっているわけです。わずか向こう130メートルなっていないので、非常にこれ残念でならないわけです。そんなところが玉村町の中には随分あるのです。例えば、入り口は広いのだけれども、出るときになったら細くなってしまった。だから、私が言ったとおり、ちょうど浅井、朝倉に囲まれた金ヶ崎の戦いみたいに、真ん中はいいけれども、こっちとこっちが狭いと、こんな状態だと言っている人もいます。せっかく道路をやったのでアスファルトになっているのだし、朝なんか私歩いてみますと、駐車場です、あれでは、ましてカラスの運動場。車は通らないし。そんなのではなくて、できればやはり一体した買収をやってもらいたいと。

何か地権者、あの近くに、私そんなことを言っただけなんです、ナスをつくっている人がいて、どうしたのだいここはと言ったら、いや、役場は1回しかまだ交渉へ行ってないげだよと言うので、何だそれはと。わずか130メートルぐらいのところを買収すれば、既にもう使えるわけですよ、道路はできているし。それがまだ全然できないで、ではこれが全部26年度には開通、暫定的に伊勢崎市からずっと境町からつながってくるのに、この町の中で何のためにつくったのだと、ぶち抜く道路を。うちを6軒か7軒みんな移動させて、ただこれではもう本当に風通しよくしたようなものだから、やはりこの辺は真剣に、正直な話税金もらっているのだから、真剣に土地の買収のほうも行ってもらいたい。正直な話、どうのこうのではなくて。すべての計画聞くと、みんな十年一昔、先送り。このところ二、三年でできるものはないのですかと言いたくなるのですが、その点町長どうなのですか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 非常に笠原議員から手厳しい意見をいただきましたけれども、地権者おりま

すので、非常にいろんな条件がございますので、努力をしておりますけれども、そういう場所が何カ所もあります。ただ、この斉田・上之手線については大変職員が努力していただきまして、ほぼ話がついたというのが現状でございますので、ご期待に沿うように、早く26年の開通に本当は合わせられるぐらいであればいいかなと。今、誠意努力をしておりますので、ご期待をしていただきたいと思います。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 町長の話をして、できれば正直な話、この道路をずっと皆さん行ってみると、今やっているところはちょうど境の剛志のところですか、あれ東武線のところ。あれ今、河本工業がちょうど高架でかけています。でも、あれができ上がってしまったら、もう向こうのほうが早くなってしまふかな、下手すると。そうすると、ずっと境町からもう旧東高のところを抜けて、どんと来ってしまうのですよね。ですから、やはりもうあれだけの工事ができるのだから、わずか玉村町のこのくらい、確かにそれは地権者との問題もあるかもしれないけれども、やはりそこは毎日行って何とか説得してもらって協力してもらおう方法しかないのだと思うので、その点は町長の言う言葉を信じまして、次の通学路の問題にいけますか。

通学路の問題なのですけれども、一つ一つ難しいことを言ってしまうと時間がないのであれなのですけれども、私が朝見た限りでは、正直な話やっぱり危ない箇所だなというところ、確かに今の話聞きますと、ガードレールがない、道幅が狭い、車が入ってくる。こんなことばかりあるのですけれども、正直な話、やはりその玉小ですか、斎田のところを渡るの、非常に幅が広いので、やっぱり渡り切ってこっちからとまらないのですよね。そうすると、あの辺が渡り切った態勢でもってこっちへ行ってしまうのではないかと。あそこも相当、八幡様の北側、あそこも危ない箇所であります。

それと、あと今度中央小学校へ行きますと、今度あれはとりせんですか、とりせんの東側の道路、あそこ相当込むのです。あそこの押し信号で巡視員の人が出ているのですけれども、子供たちがその前に行ってしまうときなんか、正直な話車が物すごいスピードなのです。大体60キロか70キロ出しているかな、あそこね。こっちの信号を通過してしまおうと思って。まあそこが中央小学校の危ないところ。

それとあとは、今言いました上飯島のところが、道路がこうなって狭くなるのです。あそこのところ、この信号を通過しようと思って、三和食堂さんのところの、えらい速度ですっ飛んでくるのです。だから、車に乗っていても道路が曲がっていて、ちょっとこっちから行くと相当危ないので、あの辺もちょっと起きなければいいかと。速度相当出ています。

それからあとは、南小学校については、あの前の道が非常にいいので、やっぱり横断するの、ちょっと角淵のほうからこっちへ来るの、ちょっとあれは怖いのです。やはりだからあの辺が、時間的に指導員の人が、あるいはPTAの人が出れば非常にいいのですけれども、何しろみんな通勤する人も

時間ぎりぎりで行きますから。中にはひどいのがありまして、たばこを吸いながら片手で化粧、手に挟んで携帯電話と、非常に危ないのを見かけますので、そんなときは、ちょっとうるさいようだけれども、行って信号でとまったところで注意するのですが、一応そんな状況もあるので、その辺をしっかりと父兄の方は覚えておいてもらわないと、ちょっとまた心配になるので、ひとつその辺はよろしくお願いします。

それで、もう時間も19分しかないので、じゃんじゃんしゃべらせてもらいます。児童館の対応、これ私もよくわからないのですが、小学校3年生まではランドセルをしょったまんま行けると。4年生からは、一応そこが寄り道しないで行くという、保険もいろんな問題もあるのですが、4年生は児童館、高崎市なんかですと1万5,000円ぐらい取られると、月。ところが、玉村町は4,000円だと。4年生は4,000円、上も払うのですか。

議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 佐藤千尋君発言〕

子ども育成課長（佐藤千尋君） まず、笠原議員のおっしゃる放課後児童クラブというのがあるのです。これは小学校3年生以下ということで、4年生は入りません。というのが、文部科学省の小学校の学習指導要領にあるのですが、その中で小学校4年生というのはどういう学年かということ、やはりまず自分の役割を自覚して、自己判断と自己責任を負える年齢であるという、そういうことです。その中で、学校内でも児童会なりクラブ活動、生徒会の活動も参加ができるというような、そういう形なものですから、ですから小学校3年以下を放課後児童クラブとして一応受け付けをして、今おっしゃったように月4,000円、夏へ入ると5,000円になりますけれども、それを徴収して預かっている、保育をしているという形になります。

ですから、子供は当然朝学校へ行って、学校から児童館へ来る。これが一つの下校までは、ですから児童館になります。ですから、保護者が来ないと子供は当然渡しませんけれども、そういう形になっているので。ですから、小学校4年生以上は放課後クラブの対象外ということになりますので、当然学校から直来ということではなくて、一たん学校から家へ帰って、そして遊びの場としては提供しておりますので、自由に使えますので、そういう形になっております。よろしくお願いします。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） ということは、4年生は無料だということですか。4年生以上は。

議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 佐藤千尋君発言〕

子ども育成課長（佐藤千尋君） 遊び場の提供は無料です。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君）　ということは、料金はただだということで解釈でよろしいのですか。はい、わかりました。では、そんなに父兄の方も文句は言えないわけなので、料金もらっていないのでは。

では、次の質問のほうへ、時間もまだ16分なのでいきます。消防のサイレン、この件なのですけれども、やはり中にはお昼少しぐらいやってくれということなので、私が一番心配しているのは、よそがやるからうちもやるのだと。そんな特色のないことでは困るので、よそはやらなくもうちはやるのだというぐらいのあれ聞かないと、なぜかといいますと、夕方自転車でゴルフ場のところに行きますと、もう本当に新町も聞こえるのだよね。新町から今度は向こうへ行くと、忍保のあれは何ですかね、勅使河原ですか、反対側の。あそこが、カラスがちょうど5時ごろ鳴くのよね、カラスが帰ろうかななんて。その間にいろんなのが、非常に懐かしくていいなと。そのたびにいろんな町の情報等を流すので、やはりその辺ぐらいのことをやってもらわないと。

これ正直な話、今日本で相当変わっているのですよね。日本というより世界。もう天文学が変わってしまった、もう。簡単に天体が。今まで突風が起きないと、以前はみんなびっくりしたかもしれないけれども、これ1年ぐらい前に館林市、板倉町で起きているのですね、ちょっと小規模だけれども。やっぱりうちが吹き飛ばされています。だんだん、だんだん平野ですと、こちらへはっきり言って黄砂は中国から来るけれども、今度は太平洋の暖かい風がこっちへ落ちて、玉村町の辺も来ますよ、これは。そのくらいの観念しておかないと、だからここなんか下が岩盤で、地震は大丈夫なのだ、せいぜい利根川の洪水ぐらいでいいのだというふうになんか今までは思っていたのです。これがいろんなことになってしまって、いつ浅間山がどうなるかわからない、富士山わからないって、こんなもう時代になってしまって、いつもテレビかければ、直下型地震でマグニチュード9が来たらどうしようもないと、えらいシミュレーションやっていますので、やっぱりああいうことをやるということは、学者にしてみれば、何もしないでなった場合非常に大変だということもあるけれども、我々その上に住んでいるのですから、やはりそのくらいの準備と心構えをしておかないと、この2014年の21世紀ですか、これは生き抜けないと思うのです。やはりそれはどうしても自衛のために、そのくらいの設備は早急にそろえていただきたいと。

次に、最後まで、あと13分だから言ってしまいますけれども、この危機管理の問題、これにつきましてもやはりこれ見ますと、もうひどいのです。みんな群馬県から来たはいいいけれども、読んでみましょうか。「群馬県の水道担当者、汚染情報連絡に飲酒」というのです。これ知っています。関東地方の浄水場から化学物質、ホルムアルデヒドが検出された問題で、群馬県の担当幹部らが埼玉県から情報を受け、受けた当日の夜、懇親会で酒を飲んでいただけがわかったと。これ知っている人いますかね。こんなのですよ。「群馬県によると17日、埼玉県から通常より高い数値のホルムアルデヒド検出されたとの連絡を受けたが、その日の夜、水道課長など担当幹部ら30人が懇親会を開き、酒を飲んでいただけという。群馬県は、当日の対応には問題なかったかもしれないが、その後の断水の問題を考えると、反省すべき点多々ある」と。だから、県なんか信用してはだめなのだ、あんなの。も

ういいかげんなのだから。私が原発のときだって、えらい騒ぎで言ったのだけれども、責任がどうのと言ったら大丈夫大丈夫だって。まあ何が大丈夫だといったって、自分で言っていることが大丈夫だぐらいで、非常にはっきり言って、町の人も言うのだけれども、何でも県だ県だ。玉村町は何だか知らないけれども、県の下請みたいなので、国からいえば孫請だ。だけれども、そこがしっかりしなければだめなのですよ、はっきり言って。上がもうこんな状態なのだから。

そういうことを皆さん心得て、県だから間違いないという、そんなことはないのだから、今までがもう。県だから危ないかもしれないぞ、群馬県はと。こんなぐらいの根性を持ちながら、やはりそのぐらいの情報をとってもらわないと、住民は税金取られてたまったものではないですよ、こんな。仕事がないのに高い税金で、固定資産税はじゃんじゃん上がる。まあそんなことは余談になりますけれども、時間も12分で、ちょうど早く上げないと後の3人ができないということなので、私はこれで切り上げますが、私の今言ったようなことで、ひとつよろしく願います。

以上です。

---

議長（浅見武志君） 休憩いたします。次は、午後2時15分より再開いたします。

午後2時2分休憩

---

午後2時15分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

議長（浅見武志君） 次に、14番石川眞男議員の発言を許します。

〔14番 石川眞男君登壇〕

14番（石川眞男君） 石川眞男です。よろしくお願いします。

人々を放射能汚染の恐怖に陥れた東京電力福島第一原発事故から1年以上過ぎましたが、本当のところ、その収束はいつになるのか見通しは全く立っておりません。福島原発の、特に第4号機の貯蔵プールに不安定なまま沈め置かれている1,535本に及ぶ使用済み核燃料棒の行方が大いに気になるところです。政府、東電は、震度6程度なら貯蔵プールが破壊されることはないと言いますが、政府や東電の言うことはなかなか信用できないということがあり、だとしても地震活性期にある現在、震度6以上の地震が来ないという保証は全くありません。いつ来てもおかしくないような状況が現実だと思います。貯蔵プールが破壊され、大量の使用済み核燃料棒が爆発したら、関東圏は甚大な被害を受けることが予想されます。その対策をこそ政府はとるべきだと考えています。にもかかわらず、この夏の電力不足が心配だということだけで、大飯原発再稼働に向けて走り出す野田政権は、異様なものとしてしか私には映りません。

今回は、事故原発の現在の状態がぎりぎり維持されていることを前提に、低線量被曝に日常さらさ

れている原発事故被災者、特に子供たちを少しでも守ろうという思いから、以下質問させていただきます。福島原発事故被災者の子供たちを数日でも放射能の心配のない場所で過ごせる政策を講ずべきだという質問です。

原発報道は、本当の原発事故の重大さを伝え切っていません。短期保養は、放射能により低下させられた免疫力の回復という意味においても効果があることは知られております。今もさまざまな事情で「避難」、「疎開」できない人たちのため、特に子供たちのために、震災直後、緊迫した中で避難者受け入れ準備をしたときの気迫で保養できる時間と空間を提供し、「きずな」を深めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目、役場東側の「JAたまむら支所周辺」の今後の利用についてお伺いいたします。町として今後、勤労者センターを含めて、どのように「JAたまむら支所周辺」の利用を考えているのか、もう結論を出す時期に来ていると思いますが、現時点での考え方と今後の方針をお伺いいたします。

3点目、来年以降の花火大会の会場についてお伺いいたします。ことしは何とか田園花火を楽しめそうですが、来年以降の花火開催状況はどのような見通しかお伺いいたします。

4つ目、国や県から権限移譲と予算の配分についてをお尋ねいたします。地域主権、地方分権という言葉が踊っていますが、この数年間、国や県からどれくらいの権限移譲と予算の配分があり、どのような職員配置をしてきたか、その対応をお伺いいたします。

そして最後、地域主権、地方分権に見合う職員の協働体制づくりをお願いしたいという質問です。地域主権、地方分権の時代というなら、県や国にもきちんと対等に物言いができる職員集団をつくっておかないと、時代の要請にこたえられない。国際的に見て、日本は人口当たりの公務員の人数は少ないことなどを勘案すると、職員数をやみくもに減らすことが行財政改革の大きな柱とするだけではまちづくりは成り立ちません。職員数が一定規模を下回ると、その総合力が一気に落ち込むことが懸念され、協働のまちづくりは失速し、地域主権も危うくなります。さまざまな経験、知識、性格や年齢、個性、職員間の人間関係をも勘案した重層的な職員の協働体制を構築して、地域主権の時代に対応すべきと考えますが、その姿勢と具体的な実践をお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 14番石川眞男議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、福島原発事故被災者の子供たちを、放射能の心配のない場所で過ごさせる施策をとの質問にお答えいたします。昨年3月11日、東日本大震災による大津波により発生した福島第一原子力発電所の事故は、広範囲に放射性物質を放出させ、群馬県においても農畜産物や下水道汚泥、廃棄物の焼却灰処理等に影響を与え、混乱になったことは皆さんご承知のことと思います。福島第一原子力発電所周辺地域では、現在も放射線量が高い状態が続き、いまだ帰宅できない状況が続いている

自治体もあります。

ご質問の被災者の子供たちに放射能の心配のないところでの保養につきましては、放射線量が高い地域の子供たちに対して、玉村町としてそのような協力ができればよいと考えております。本町においては、施設等の状況を考えますと、石川議員さんもお承知のとおり、当町には宿泊施設がないということ、それに対応できる町の所有施設もありませんので、今すぐこの施策を講ずることは難しいと考えております。

もし放射線量の高い地域の自治体や住民の方から、避難や短期疎開の要請等が当町にありましたら、町としては、これは前向きに検討するとともに、住民の方々に要請内容をご説明するとともに、この要望に対しては全面的に協力をすると。町を挙げてこれに対応していきたいと考えております。

次に、役場東側のJAたまむら支所周辺の今後の利用についての質問にお答えいたします。JAメモリアルホール建設に伴う土地交換で生じた庁舎東側町有地につきましては、（仮称）総合福祉センターの建設構想がありました。平成19年度と20年度の2カ年で、町の職員で組織する「（仮称）総合福祉センター建設構想検討委員会」を立ち上げ、検討いたしました。その結果、土地の形状、JA支所の統合問題や勤労者センターの関係などから、建設は難しいという結論に至った経過がございます。これが現状でございます。

その後、平成21年3月には、佐波伊勢崎農協の代表理事組合長あてに、玉村町長名による「JAたまむら支所用地の譲渡依頼」を行ったところでございます。内容といたしましては、「JAたまむら支所用地に総合福祉会館を中心とした建設計画を含めた行政庁舎の一体的な建設を実施することで、住民の利便性が図れると考えております。これらを踏まえて、貴組合のたまむら支所用地の譲渡を当初と変わらずお願いできればと考えております」というものでございます。これは、当初井田町長のときに、JAにこの支所の用地を譲渡依頼をしたということ踏まえての文書でございます。その後このような形で交渉を重ねてきたところでございます。

今後につきましては、JAの支所統合の行方を見守るとともに、その進捗状況によっては具体的な複合施設建設の計画に取り組みたいと考えております。具体的には、町民ニーズにマッチした機能を検討してまいりたいと思います。現状では、以上のような状況でございます。

次に、来年以降の花火大会開催状況についてお答えいたします。毎年7月に実施している玉村花火大会につきましては、夏の到来を告げる風物詩として定着し、毎年大勢の方に来場いただいております。また、昨年は群馬デスティネーションキャンペーン事業として、そしてこしはググっとぐんま観光キャンペーン事業として、昨年と同様に二次交通整備や臨時駐車場の整備を図り、多くの来場者を迎える予定でございます。

今では町の貴重な観光資源となっておりますので、今後も続けていくことを前提に、いろんな花火大会の行事を進めてきているところでございますが、継続するに当たって、広域幹線道路の早期開通にも支障が出ないよう工事にも配慮した最善の方法を、今関係機関とも調整や検討を行い、当町とし



ては今後も町の重要な観光資源として、この場所での花火大会ということで活用していきたいと考えているのが現状でございます。

次に、国や県からの権限移譲と予算の配分について問うとの質問にお答えいたします。まず初めに、国が法律により権限移譲を進めている事務につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権改革第2次一括法）に基づき、「安心・安全に関する事務」、「障害者福祉に関する事務」、「都市計画法等に関する事務」、「地方自治法に関する事務」、「農業委員会に移譲する事務」の5分野に係る事務が平成24年4月1日付で権限移譲となりました。この事務に係る財源措置としましては、交付税算入されるということですが、現在のところ具体的な指示はありません。

次に、県が進める事務としましては、「群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づく権限移譲があります。こちらは、「新ぐんま権限移譲推進プラン」に基づき、「重点移譲方式」、「包括移譲方式」、「カスタムメイド方式」の3方式により進められているものでございます。事務処理特例条例は、平成12年4月施行であります。玉村町としましては、現在17事務の移譲を受けております。主な事務としましては、「動物の死体の収容等」、「販売業者への立入検査等」、「パスポートの発給等」、「特定計量器販売事業の届け出等」、「鳥獣の捕獲許可等」、「療育手帳に係る記載事項の変更」などがあります。この事務に係る財源措置として、事務処理特例交付金の交付がありますが、平成24年度は当初予算において231万7,000円を見込んでおります。

続きまして、職員配置についてでございますが、権限移譲事務につきましては、全般に事務量が少ない傾向もありますので、職員を増員せずに対応できております。なお、この1月より開始しました「パスポート発給等」の事務につきましては、かなりの事務量がありますが、職員の努力と工夫により、このところの増員はせず今のところ対応できているという実態であります。

続きまして、地域主権、地方分権に見合う職員の協働体制づくりについての質問についてお答えいたします。地方分権が叫ばれてから久しくなりますが、民主党政権になってからは地域主権という言葉が声高に取り上げられるようになってまいりました。いずれも国や県に依存した行政運営を改め、自治体または地域が主体的にみずからの考えや責任において行政を運営し、地域づくりを行うものであると理解をしております。

以前のご質問でもお答えいたしました。今後のまちづくり、地域づくりを進めていく上で、行政サービスの提供を受ける側の町民と、行政サービスを提供する側である町や職員が協働していくことが不可欠であると考えており、職員が減少するということは、協働の一方の担い手が減少することであり、魅力あるまちづくりの実現に影響を及ぼす可能性がありますので、町の規模や提供する行政サービスに応じた職員の適正配置を念頭に、これからの職員定数を検討していきたいと考えております。

現在の自治体の状況を見ますと、地方分権や地域主権の考え方の浸透により、行政間競争が生まれてきております。職員はこれまで以上に自覚を持ち、創造力、発想力や政策形成力などを高めていく

必要があり、一人一人の能力を伸ばしながら、組織全体のパフォーマンスも高めていかなければなりません。地域主権の時代に対応するためには、縦割り組織的な思考ではなく、課の垣根を取り払い、職員同士の連携を深めることが大変重要であると考えております。当町においても、過去に東部工業団地拡張推進プロジェクトチームや群馬デスティネーションキャンペーンプロジェクトチームを立ち上げ、現在では観光事業推進プロジェクトチームが立ち上がっております。6つの課の職員が協力し合い、観光事業の開発や観光資源のPRに努めております。これからも職員の経験や知識を上手に引き出しながら、他の周りの市町村にまさる魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） それでは、第2の質問をさせていただきます。

放射能被曝で、被曝を和らげるにはどうしたらいいか。そのポイントは、距離を置くことなのです。そこから、言ってみれば具体的には事故原発から離れること。距離の二乗に反比例して影響は弱くなるということですから、どんどんやっぱり子供たちを疎開させたり避難させるとというのが一つのポイントです。

それから、あとは内部被曝を避けるということ。これは、微量であっても非常に影響が大きくなるということなので、その辺の感覚ですよ。低線量被曝に日常さらされている成長期にある子供たち、細胞分裂を繰り返しながら成長している、その子供たちに数年後、いろんな病気にかかるようなことがないようにするのは、もちろどこにおいてもひとしく大人の責任だと思います。そういう意味で、こういった質問をさせてもらったのですけれども、町は要請があれば対応するということなので、非常にそれは前向きでいいなという感じがいたします。

それで、これはチェルノブイリの事故でベラルーシの子供たちの中に行ってみると、やはり食べ物による内部被曝を避けること。そして、子供を汚染地域から離して、2週間、3週間、親と子供で遊ばせて、どうしたって帰らなければいけないのだけれども、二、三週間遠くで安心して遊ばせることができるような環境に置いて、また戻っていくと、やはり気分的にも、そして落ちている免疫力が高まって、そして病気をはね返す力を持つということが実証されているのです。

それで、福島の状態というのは決して侮れないです。もう症状が出ているような子供たちも散見できている。ただ、それが因果関係がどうのこうのというと、すぐにはわからないのだけれども、やはり病気になる確率というのが高くなります。大体3年、4年、5年で現実に出てくると。そうした場合は、本当に親御さんとか地域、本当に放射能被害というのは大変であるということが目の前にあるわけなので、できるだけ早くこういった事態を避けていかなければならないと思います。

そして、1号機、2号機、3号機。4号機もはねましたけれども、4号機は3.11のときは定期

点検中だったのです。定期点検中が幸か不幸かわからないけれども、だから使用済み燃料棒を出しておいたのですよね。そのプールが建屋の上のほうにあるのです。そこでぶっばねてしまったから、もう屋根がなくて、今はだから一番上にそのプールがあるわけです。そこにシートを敷いてあって、4階の床が建物の屋根、一番上の屋根みたいな形が現状で、これがもし化学反応を起こせば、もう関東圏は大変な話になるということは聞いていることだと思うのですけれども、余りにもすさまじい事態が起こるので、できるだけそういうことがないようにというのでみんな口に出さないのです。しかし、この前4号機に入って、きのうのニュースでもあったけれども、温度が上がってきたと。あそここのころは、結局水をどんどん、どんどん入れて冷やしていかなければだめなのだけれども、しかし汚染度が高いので近寄れない。だからプールへ行くのだけれども、ホースで持って行くわけだけれども、ホースがやっぱり折れてくる、腐ってくるという形で、命がけで、それこそそこで原発収束活動をしている労働者がいるということなのです。

そういうことを思うと、やはり子供たちを救うという、それが「きずな」という言葉をただただ多用するだけではなくて、実際にそういう意味において福島の子供たちとつながっていく、そういう町になっていく必要があるのではないかと思います。子供を守っていく群馬県という姿勢を群馬県が持っていて、そしてこの町は子供を守っていく玉村町と、そういった政策を出していただければいいのではないかと思います。

対応は、ぜひそのようなことでお願いしたいのですけれども、例えば町長、この前の事故のときも避難民がたくさん来るのではないかとということで、さすがに宿泊施設もないこの町でも用意しましたよね。用意する覚悟を決めましたよね。地域の公民館まで、もしかしたら使うかもしれないというところまで覚悟したわけです。そこまで玉村町の場合いかなかったのだけれども、例えば老人センター、あそこに部屋があって、ああいうところだって二、三日親子で来てもらって、北部公園で遊んでもらうと。そういうことは非常に重要なことなのです。それで、この夏休みがやっぱり肝心だと思うので、恐らくいろんなところで、全国でもそういった形で自主避難受け入れのNPOなんかたくさんあるのです。だけれども、自治体というのはなかなか積極的に声を上げることはありませんけれども、やはりそういった形での、玉村町は子供たちを守っていくのだよという姿勢、これをアピールして福島につながっていくということが重要だと思うのですけれども、その辺の心構えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 先ほどの答弁の中で、宿泊施設がないからというのはありましたけれども、宿泊施設などはどこにでもできることでありまして、決してホテルや旅館がないからできないということではないと思っております。今、もっと大きな目で見ますと、あの地域の子供たちが放射線のない場所にとということでありますれば、玉村町などは距離的にも200キロぐらいでございますし、放

射線量も低いというところで、今幼稚園、保育所も学校も子供が減っております、十二分に子供が学校に行っても間に合うぐらいの教室はあるのではないかなと思っておりますし、町内のアパートなども大分空き家ができております。そういうものを活用するというのも、ひとつ考えられるのではないかなと思っておりますし、そんなような形で、今言われたように夏休みだけではなくて、玉村町のほうに移住をしたいというような人たちがあるとすれば、玉村町とすれば十二分に受け入れができる体制がとれるのではないかなと考えています。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） それは非常にありがたいことだと思います。子供たちは隔離するのではなくて、やはりここで遊んでもらうということが重要なので、そういう意味においてこちらで思う存分に遊んでいただくと。その子供たちが必ず大人になったとき、ああ、玉村町でお世話になったのだねということが返ってきますので、もしそういう機会がありましたら、ぜひ受け入れのほうをお願いしたいと思います。

その次、JAたまむらの支所の関係なのですが、町は東側のたまむら支所を一応購入するという形で申し入れを農協のほうにしてあるということによろしいのですか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 平成13年ごろだと思います。井田町長のときに譲渡を申し込みました。そのまま、その話がとまってしまったというのが現状でございました。その後、今度はJAのほうで支所統合という話が出てきて、支所統合が大分具体化したのですけれども、また年がかわりましたら、またそれがもとに戻ってきて、佐波伊勢崎管内で一番初めに玉村町が支所統合ができるだろうと予想したところが、もうほかがどんどん支所統合している中で玉村町だけ一番おくれているというのが現状でございまして、今後どういうふうにJAが進むかわかりませんが、支所統合という具体的な話が出ましたときには、玉村町としてもそれに合わせて隣の土地の用途についてJAと交渉していくというのが現状の考えでございます。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） もう支所統合は必ずあると思うのですけれども、その支所をどこに置くかというところの結論がまだ出ていないということなんでしょうかね。だけれども、これは例えばライセンサーの付近に新支所を求めたいと決めたとしても、JAだけの思いではそこへ行けないわけですよ。今除外も厳しいということもあるし、そういう意味ではどうしたって町が、まず町の判断、それから町の役場周辺の開発というか計画が相当説得力あるものとして県や国に提示されないと、結局公共移転という条件がそろわないと思うのです。その辺をちょっと、もっと深くお尋ねしたいと。

つまり、では例えば支所統合の結果、今のところにＪＡが残りたいという形になったら、それはそれで町はいいのですか。今のところに残ると。向こうへ行かずに今のところに残って建て直すのだという形になったとしたら、町は町で今このまま続けている譲渡というものをあきらめるような形にはなるのですか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） ＪＡの考え方を見るというのが第一なのですが、町としてはただそれだけでいいということではなく、積極的にＪＡとの交渉の中で、例えば斎場を後ろに持っていったいただいたような形でＪＡとの交渉をしていくというのが今の考えでございます。

議長（浅見武志君） １４番石川眞男議員。

〔１４番 石川眞男君発言〕

１４番（石川眞男君） 結局、では前の質問にしますけれども、ＪＡもライスセンター周辺に支所を持っていきたいということがあったとしても、町がたまむら支所周辺を、どういった形で今後町が活用するかということの説得力あるプランニングというか、計画性を県や国に示さないと、公共移転という形でのライスセンター周辺への支所を持っていくことができないと思うのです。だから、そのところの難しさというのはどの程度難しいと認識しているか、ちょっとお尋ねしたい。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） その辺の公共移転ができないと、ＪＡとしても支所のライスセンター周辺への移転はかなり難しくなりますので、その辺については町としても十二分に認識をした中で、ＪＡとの話をしていくということですが、ただ、公共移転のための町のほうの施策というのが、まだ具体的に余り今のところはっきり出ているわけではないのですけれども、これは相当の具体的さを出さないと、県などには認められないという認識はしております。

議長（浅見武志君） １４番石川眞男議員。

〔１４番 石川眞男君発言〕

１４番（石川眞男君） そうすると、その難しさというのは認識しているとすれば、それは町のどのレベルでそういった形のプランというか計画を、町長、総務課、経営企画課ありますよね。どのレベルで今のところは考えているのですか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今の段階では、経済産業課を中心にして、我々とプランを練っているというところでございます。

議長（浅見武志君） １４番石川眞男議員。

〔 14番 石川眞男君発言 〕

14番(石川眞男君) いいプランができそうですか。実際のところ、自分自身考えても、どっちがいいのかわからないのですよね、難しくて。幾らねじり鉢巻きで町長が1人で考えても、これはちょっと厳しい問題で、お金がかかる問題だし。それで、JAのほうも聞いてみると、町次第だみたいなことは言いつつも、JA自身もまだ何か揺れている感じもするのです。もう少し腹を割った話し合いをしていって、少なくとも町長3期目で決着つけるような形にしないとまずいのではないかと思うのですけれども、その辺はどうですか。

議長(浅見武志君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 厳しい質問ですね。そのとおりだと思います。3期目でございますので、もうこれは先ほど申したとおり井田町長のときからの話でございますから、この辺で決着をつけないと、非常に決断力、実行力がないという評価になる可能性もありますよね。その辺は十分認識しています。

議長(浅見武志君) 14番石川眞男議員。

〔 14番 石川眞男君発言 〕

14番(石川眞男君) しかし、かといって非常に実際難しい問題です。だから、そんなに決断力を示すために、いきなり答えを出してしまって、弱ったな、後で失敗したなんていうことがないように、やはりじっくりこれは熟慮断行でお願いしたいのだけれども、しかしその道筋は、農協もどうも迷っている感じするのですよね。だから、腹をお互いが固めていかないと、どうにもならないような気がするのです。農協のほうも、何か役場任せみたいなどころがあるような気がします。

それで、現実には、また前の質問になってしまうけれども、現状の支所でやるのだという形で決断してしまった場合は、決断をもし農協がした場合は、町は要するに今の現状で工夫して、いろんな勤労センターを含めた施設を今の敷地内につくって対応するということになるのですけれども、それも有り得ない話ではないですかね。

議長(浅見武志君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 今までの流れを見ますと、私の考えの中では、その可能性は非常に薄いのではないかなと、そう予想をしています。やはり地区全体を考えてみますと、今のセンターですか、センター周辺というのがJAとすれば最も芝根地区、上陽地区、それと旧玉村地区も合わせた中での利便性、そして農業というものを主体にした中の農協として、私は適していると考えておりますし、今まで玉村町から理事さんが3人出ていました。なかなか本所の幹部のほうは、地元の組合員の意向を考慮してということで、余り積極的に動いていなかったような気がします。この5月で新しい理事さんにかわりまして、何か理事さんの流れが変わってくるのかなという期待感を持たせるような感じでございます。

もう一つは、やっぱり組合員ですよ。町にいる組合員がどう考えているかというのが一番基本ではないかなと思っていますし、その辺の組合員の空気というものを今まで余り探っていなかったのが現実かなと思います。今後はそういう中で、JAのほう結論を出してくるのではないかなと期待はしております。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） とすれば、やはり町がその辺をどういうふうに、農協支所周辺をどういった形での開発をするかということがポイントになってくるのですけれども、経済産業課長でしたっけ、経済産業課と、あと金田課長のところだ、経営企画課だから。今のところどんなアイデアというか、説得力ある、住民が本当に、ああ、これならいいなというものがどの程度のところまで来ているか。もしあれば、発表できるものであれば教えていただきたい。

議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） お答えいたします。

まだこの段階で言えることは特にはないのですが、県に対する説得力ある計画ということになれば、今後玉村町の住民ニーズが変化することもありますし、先ほど午前中ですか、人口の話もありました。総合計画の中では、8年後の平成32年ですか、65歳以上の人口が9,000人ほどふえるという予想をしています。現状より3,000人ふえるという予想になります。そういったものに対する、当然住民ニーズも出てくると思いますので、1つの考え方とすれば、そういった将来予想される住民ニーズに対応できる施設を建築したいというようなことであれば、説得力ある計画になるのではないかと。これは1つの案ですが、そんなことも言えるのではないかと思います。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） そういった形で、少し頭を具体的に悩ませてもらって、それでやっぱり農協との意思疎通をして正しい方向、結論が、それもできるだけ早く出るように努力していただきたいと思います。

次は、花火のことなのですが、去年も花火のことを質問したのですが、もう花火があそこのでできるのが当たり前だったのです。当然な環境だったけれども、やはり環境が変わってくると、何か一年一年ことしはどうか、来年はどうかという心配を私なんか、また多くの人もし出すのですが、とりあえずことしはいいとしても、ことしの例えば去年と比べての花火の寄附金ですか、その集まりぐあいはどんなものですか。もしわかれば。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 花火の寄附金の集まりの関係なのですが、現在聞いているところによりますと、やはり不況がありますので、なかなか集まりにくい状態になっております。

〔「金額は」の声あり〕

経済産業課長（筑井俊光君） 金額は、まだちょっとはっきりはわかりませんが、

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） いや、それは寂しい話で。不況は、去年も不況だったのですけれども、また気分一新、議員もほとんど半強制カンパではないのですけれども、半分ぐらい、そういった意味で勢いよくカンパしておきましたので、ひとつ集金のほうはよろしくお願ひしたいのです。

それで、花火の問題は、要するに道路があそこにできてしまうけれども、どうしても何が課題かという、許可するところというのは警察ですかね。1つは交通取り締まり。それから、消防がネックになっていると思うのですけれども、例えば来年の状況は、来年のことを言うと鬼が笑うというけれども、少なくとも行政だから、もう来年のことも考えて対応とらなければいけないと思うのです。来年あそこでやるとすれば何が問題なのか。では、あそこができればどの辺だろうというのは、何か検討、議会だから、本会議だからなかなか言えないと思うけれども、突拍子もないことは言わないと思うけれども、今わかっている段階で、全然来年はだめですよということではないと思うので、その辺をちょっと教えていただきたいのです。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 現状では、今の場所をこれからも使っていくという形です。というのは、こちらにポスター、チラシがあるのですが、「田園夢花火」という形ですので、田園というところが一番基本になっていますので、ここを検討していきたいと考えております。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 花火で、それはドーンと大きな花火上げれば、それは大きな花火を打ち上げれば打ち上げるほど、何も無い空白地帯というのですか、それが広く確保されなければならないと思うのです。でも、伊勢崎のほうを見ても最大限直径400メートルぐらいという話を聞いているのです。そうすれば、400メートルの空間は、どこか確保できる場所があるのだと思うのですけれども、その辺の手探りというもしているのですか。結論は、今もちろん言えないと思うけれども、もしあそこのところで万が一の場合、あそこだというぐらいのことは考えていますか。対応をとっていますか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕



経済産業課長（筑井俊光君） 今現在の考え方では、現状のところを考えております。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 現状のところを考えているということは、現状のところ消防と警察を納得させられるという自信があるということですか。そういうことでいいですね。もし万々が一のためには、補完の原則ではないけれども、代替地この辺もどうだということも、やっぱり腹案みたいなものを持っていく必要があると思うのですけれども、要するに今のところで警察と消防を納得させられるという自信があるということでもいいのですか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 花火上げるには、電線とかというものが一番肝心なところだと思うのです。現状的には、あそこの場所が一番ベストの場所であると思っています。警察とか消防署、そちらともよく検討して、指導をいただきながら考えていきたいと思えます。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） それはもう来年のことを、これはもう継続するためには今からもうやっていかないとだめだと思えますので、その辺は足しげく通って、来てもらうなり通うなりして、できる方向で調整していただきたいと思えます。

それで、町長はたしか花火サミットを開催するというようなことを言ったけれども、ぜひそれやるには花火がとまってしまっただけではどうにもならないので、その辺のことも踏まえて、今時点の花火サミットというのは、具体的にはまだいいないと思うけれども、どうなのでしょう。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 私が一番心配している、今石川議員さんが言ったように、来年あの場所でするのかという問題がありますよね。その中で、ただ7月の中旬に花火を上げているだけでは、周りに対する説得力、要するに警察だとか県だとか公安委員会に対する説得力が弱いという意味で、花火を上げているだけではなくて、玉村町民全員がその花火に対する考え方がこうであるというのを見せる必要があるのではないかなということで、花火サミットという言葉でそれを出したわけでございます。ですから、どういう形であれ、まちおこしの一つとして町の観光の目玉でございますし、今ゆるキャラができますけれども、それと同じように、この花火というものを玉村町としてどう生かしていくかということでもあります。

そういう中で、幾つかいろんな考えあるのですけれども、そんなような形で周りにアピールをしていく。花火の重要性、どうしても玉村町としてはこの花火大会をやめるわけにいかないのだと、やり

たいのだというのをいかに見せるかということでございまして、それが私の言った花火サミットが一つでございますし、そんなような形をこれからどうやって周りにアピールしていくかということであるとっております。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） では、花火はそのぐらいにしまして、県からの権限移譲というところで、国からは5分野、しかし交付税に算入というのだけれども、金額はまだわからない。それから、県からは17事務が来ているということで、特にパスポートは、かなりパスポート申請は多いみたいで、1カ月に100件超えているという話なのですけれども、全体でどのぐらいかわかりますか。

議長（浅見武志君） 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長（井野成美君） 1月から権限移譲を受けまして、5月の末までで499件。少ない月で70件、多い月で114件でございます。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） それで、その17分野の予算というのが231万7,000円、全部でその程度のものなのですか。もっと大きくていいかと思ったけれども、この程度のもので権限移譲に予算配分が県から来たということなののですけれども、この中で住民課でパスポート申請をやっているのだけれども、人員をふやしてパスポート申請やっているというのではなくて、これまでの人員規模で職員が頑張っているという関係の中でやり切っているということによろしいですか。

議長（浅見武志君） 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長（井野成美君） パスポートの権限移譲を受けるときには、前年度実績が県で1,000件ということで、うちが権限移譲受けた場合には、前橋市、高崎市の居所申請が多分あるだろうから、多くて800件かなというような甘い考えというか、考え方でパスポートの権限移譲を受けたのですけれども、実際に月100件という話になってきますと、年間でこのペースでいけば1,200件ということになりますので、当初予定した最大の約1.5倍になりますから、頑張るにも限度がありますので、今後職員をふやしていかなければならないかなとは思っているのですけれども。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 地域主権という形で、やはり地域でできるものは地域でという発想で権限が移譲されてくるのだと思うのですけれども、よく国や地方が対等だという形を言葉ではよく使われるのだけれども、私なんかよく言うなと思うけれども、逆にそういうことを言うのなら、それ

を逆手にとって国や県にいろんなことを言ったほうがいいですよと思うのです。そのことによって、地方分権の時代というのは、言ってみれば国任せから卒業すること、国任せから脱却するということですから、それに対応、要するに国のことは国家公務員でいいのです。地域のことは市町村の職員に任せるといぐらいの状況をやっぱりつくっておく必要があると思うのです。玉村町の場合は、自立していて合併していないのだから、逆に一番いいモデルケースに私なんかなると思うのです。だから、それは職員が自信を持つこと、持たせること。

それで、町と住民の協働ということはよく言います。もちろんそれは当然の話だと思う。しかし、私をもっと言いたいのは、職員同士の協働をやれと、進めろと。そのことによって、もっと歯車というか、のめっこくなるのです。そのことによって、何か職員を減らして絞れば、絞るだけ絞って水が出ないくらいまで絞ってやれということまでいってしまうと、もう職員はからからになって動きませんから、まだ潤いがあるうちに職員をその気にさせてやるということは非常に重要だと思うのですけれども。

例えば、前の質問の中で出ましたよね。経営企画課とか、それこそ経済産業課長なんか支所の跡地をどういった形でやるかという、非常に一番難しい問題に取り組むわけですよ、部課の中で、部署の中で。そういう中で、もう職員はノーマルな日常の仕事だけこなしているのではないのです。相当高度なところまで検討していかなければならないという状況があるので、そのことを引き出せるような町長、副町長での職員の体制、気分を盛り上げるような、そういった状況をつくる人が基本的には必要だと思うのですけれども、その辺の認識がどの程度あるか、町長と副町長にお尋ねしたいと思います。

議長（浅見武志君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） 最近の地方公務員、役場の職員を取り巻く環境というのは、おっしゃるような問題が多々あります。それについては十分認識をしております。研修であるとか、そういった形でできるだけ職員にいろんな知識を身につけていただくというようなことも、総務課中心にいろいろプログラムを組んで実施をしているというところがあります。

また、人員については、今まで集中改革プラン等がありましたので、ずっと削減という方向で来ました。基本的には、それに大体順調に計画どおり進んでいるかなという状況ですが、実際に権限移譲であるとか、そういった今までの流れとちょっと違った雰囲気です。流れていますので、その辺がちょっと我々も矛盾を感じているといったところがあります。

例えば、先ほどいろいろ研修で資質を磨くとか言いましたけれども、石川議員がおっしゃるように、例えば一般土木の技師だけでなく建築技師も自分でお抱えしてやるとか、あるいは保健師だけでなくドクターも、いろいろ物申すには職員として雇わなくてはならないのではないかと、理想を言えばいろんなそういった方向で専門技師が今後求められてくるのかなというふうに思いますが、なか

なかそれは現実的な話ではなくて難しいというふうに理解しておりまして、例えて言えば産業技術センターなんかで、例えば道具であるとか人材であるとか、そういったものを用意して、周辺の中小の企業がそこを活用して、みずからの自分のところのいろんな研究をすとか、製品の開発をすとかということがありますので、人を雇い上げることもさることながら、そういった周辺の機関、人、そういったものを活用しながら要請にこたえていきたいというふうには考えております。よろしくお願いいたします。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 職員の姿勢というのは、いろんなところで研修しているんな物事をするとは物すごく必要なのです。それは必要なだけけれども、ここに住んでいる職員としてまた必要なのは、世の中というのは9時から5時までの世界ではないということなのです。農家の人は、5時、6時で動き出しているのです。そういったいろんな営業の人、いろいろ世の中にはあるのだということを知った上での町民対応ができるようなことが、まず基本として大事だと思うのです。その辺のところをわきまえた、そして職員同士の縦だけの関係ではなくて、本当に横の人間のウマが合うということも含めた人間関係を利用するような職員の総合力を、職員力というか、そういうのを向上できるような体制をつくるということは、もう町長の責任だと思うのですけれども、そのことを町長はどのような形で実現していただけるか。そのことが、いろんなことを言ったり、いろんな懸案の、町長1人では頭が1個しかないのだから、そういう意味で懸案事項を解決する大きな力になると思うのです。

町長とか議員なんていうのは、4年の有期雇用ですから。それこそ一生そこで勤めようとする職員を鍛えるということ。そのことが一番の必要なことではないかと思うのです。20代の職員が、もうこんなに20人ぐらいしかなくて、職員の年齢構成見ても相当いびつです。だから、もうそれはどうにもならないとしても、これを克服できるような職員の間関係というか、そういうものも含めた状況を改善する必要がある、町長にはその責任としてあると思うのですけれども、その辺の見解をお尋ねしたい。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 私は一つの例を挙げて言いますと、うちの職員の若手が約30名ちよい消防団に入っています。それで、昨年の秋に放火事件がありまして、朝まで消火活動をしてきました。でも、地元の消防団員でございますから、役場の職員だから、あした仕事があるから帰るよというわけにはいきませんし、一緒になって消火活動をしてきたということでございます。ですけれども、翌日休んだ職員はいなかったのです。そういうボランティアをできたということで、私は非常に役場職員の能力の高さを感じました。これも一つの勉強だなと思ひまして。

確かにこういうサービス業でございますから、人数がいればいるほど仕事も幅が出るし、また楽に

もなるということはわかっていますけれども、その中で最小限の人間で最大限の効力を発揮するという姿勢というのを職員一人一人が持って業務に当たっていくということで、この役場の業務を続けていきたいと思っていますので、議員の皆さんからもうるんな面で叱咤激励をお願いしたいと思います。

14番（石川眞男君） 終わります。

---

議長（浅見武志君） 休憩いたします。次は、午後3時20分より再開いたします。

午後3時10分休憩

---

午後3時20分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

議長（浅見武志君） 次に、5番齊藤嘉和議員の発言を許します。

〔5番 齊藤嘉和君登壇〕

5番（齊藤嘉和君） 5番齊藤嘉和でございます。通告に従いまして、3点について一般質問、これよりさせていただきます。

まず、1点目、大震災被災地の瓦れきの受け入れについてということでございます。昨年発生した東日本大震災による瓦れきの処理が、大変大きな問題になっております。国を挙げて全国各地での受け入れ要請がなされている現状ですが、しかし放射線の問題、最終処分場の問題、そして地元住民への説明と、そして同意を求めるなど、遅々として進んでいないのが現状であると思います。こうした中、町では今年度いっぱいクリーンセンターの長寿命化の工事が進められております。こうした中で、この問題について、町は受け入れについてどのように考えておられるか、第1の質問とさせていただきます。

続きまして、2つ目の質問でございます。地域農業マスタープランの作成について。今年度、農地集積による規模拡大や若者の就農促進に向けてのプランの作成が求められております。作成については集落単位でもよいし、もっと広い範囲、そしてまた町単位でも可能だと言われております。町としても、規模拡大や新規就農者のための助成金を受けるのには早い段階でのプランの作成が必要だと感じております。そこで、3点についてお聞きをしたいと思います。

プラン作成の方針と具体的内容について。

2つ目、青年就農給付金を受給するための要件は何があるか。

そして、3つ目、農地集積への支援で該当農家の見込みはどのような状況と考えておりますか。

3点目の質問です。「広報たまむら」の活性化についてということでお聞きをいたします。町の情報紙として、毎月2回発行されている「広報たまむら」。町民も少なからず目を通していることと思います。平成19年9月に行われた町民満足度調査でも、重要度は低い満足度は高いというゾーン

に、この「広報たまむら」のポイントが位置されておりました。しかし、紙面はなかなか活字が多く、ちょっと読みづらい面があるというふうに私は感じております。

そうした中で、1つ目として、企画、取材、紙面づくりで心がけていることはどのようなことでしょうか。

そして、2つ目、読みやすい広報、親しまれる広報にどのような取り組みをしているか。この2つの点について、第1回の質問としてお聞きをしたいと思います。

以上。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 5番齊藤嘉和議員の質問にお答えいたします。

東日本大震災により発生した震災瓦れきは、最新の発表では宮城県で若干減少し1,154万トン、岩手県では若干ふえて525万トンと膨大な量となっております。この瓦れきの受け入れについての質問でございます。国では、これらの災害廃棄物を平成26年3月末までに処理するため、全国の自治体に対し、宮城県分の127万トンと岩手県分の120万トンについて、広域処理の支援を要請しているところでございます。現在、青森県、秋田県、山形県、東京都、静岡県で本格的な受け入れを行っております。また、埼玉県、静岡県、福岡県では試験焼却等を行ったところでございます。

群馬県でも、岩手県と瓦れき処理についての包括契約を締結し、積極的にバックアップをする姿勢を示しています。これを受けて、吾妻東部衛生施設組合では、現地視察や4月に実施した試験焼却の際発生した焼却灰等の各種測定値の検討等を行った結果、国の基準値等を下回っており、安全性が確認されたとして、6月8日から1年間1,130トンの岩手県宮古市の瓦れきの本格的な受け入れを開始します。また、桐生市清掃センターでは、5月31日、6月1日の2日間で46トンの震災瓦れきの試験焼却を行い、本格受け入れについての検討を始めています。また、大泉外二町環境衛生施設組合でも、試験焼却に向けての準備を進めています。このように、広域処理の輪は徐々に広がっています。

個人的には、被災地の現状を見るにつけ、一日も早い復興を望まずにはいられません。当町のクリーンセンターは国からの交付金を受け、平成23年度、24年度の2カ年事業で施設の長寿命化工事を行っております。今年度いっぱい、基本的には一炉運転による焼却となるため、この震災瓦れきの受け入れをする余裕は一切ないということでございます。工事完了後、新しくなった焼却炉で日量何トン程度焼却が可能となるのか、またごみピットにどの程度の余裕が生まれるのかを検証し、クリーンセンターで受け入れが可能かどうかの検討を行います。仮にクリーンセンターで焼却することが可能な場合でも、焼却灰の最終処分委託先であるウィズウェイストジャパンとの合意形成が得られなければ、この震災瓦れきを受け入れることはできませんので、当町においては最終処分についての検討も行わなければならないということでございます。いずれにいたしましても、震災瓦れきを取り

巻く状況はまだまだ変化していくと思いますので、今後の状況を見定めながら、広域処理についての検証・研究を進めてまいります。

次に、地域農業マスタープランの作成についての質問にお答えいたします。地域農業マスタープランは、農業情勢が厳しい中、持続可能な力強い農業を実践するために、今年度より国が推進している基本方針でありまして、基本となる人と農地の問題を一体的に解決することを目指したもので、「人・農地プラン」とも言われています。具体的には、それぞれの集落、地域において徹底的な話し合いを行い、集落、地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来設計図」を作成するものでございます。

玉村町における取り組みといたしましては、作成単位を玉村町を1つの地域としてとらえております。ちなみに隣接の伊勢崎市では、旧市町村単位で4地区で作成を行います。6月中に農業者に対しアンケート調査を行い、中心となる経営体を定め、用地集積への支援による用地提供農家数を計画に盛り込んでいく予定でございます。プラン作成にはJAとの連携も重要なため、伊勢崎市、JAと連絡を密にとり、6月いっぱいでの作成を目指しております。

この中で、ご質問にあります新規就農者に年150万円を給付する青年就農給付についてでございますが、国の当初の説明では、親元就農でも親とは異なる作物をつくり、会計も別になっていれば給付対象となるとされていましたが、最終的な受給要件に、農地の所有権が給付対象者であること、賃借の場合は親族以外からの賃借であること、就農5年後までに250万円以上の所得が得られる実現可能な計画を立てられることなどが加わり、親元就農者にとって給付要件を満たすにはハードルが非常に高いということでございます。

また、農林水産省から青年給付金にかかわる群馬県への予算配分が今年度は109人分となったことから、経営の発展性が高い者、高齢化が進展するなど新規就農者の必要性が高い地域に就農する者に優先度をつけ、給付するような考え方となっております。したがって、現在給付該当者の絞り込みを行っておりますが、要件を満たしても希望者全員に支給ができるわけではなくなったということでございますので、ご了解をいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、地域農業マスタープラン作成により、玉村町の農業が永続的に持続可能となるよう内容を精査していきたいと思っております。

次に、「広報たまむら」の活性化についての質問にお答えいたします。「広報たまむら」につきましては、毎月第1月曜日に発行している、これは1日号ですね、1日号と、月の半ばに発行する15日号と、合わせて月2回発行しております。広報紙作成に当たりましては、写真と文章をあわせた記事をより多く掲載することにより、活字だけでは伝わりにくい情報もより町民の皆さんへわかりやすく伝達できるよう心がけております。しかしながら、情報共有の重要性がより大きくなっていることから、役場の各課、各機関及び各団体などは、できる限り町民の皆さんへ情報を周知しようという観点から、「広報たまむら」への掲載依頼が過大となっているのが現状でございます。広報紙を発行する

側としましても、町民の皆さんにより多くの情報を伝達すべく、できる限り多くの情報を広報に掲載しようとする反面、紙面の文字数が多くなることによって窮屈な紙面となったり、部分的に文字が小さい記事となったりしてしまっていることは否めません。

そのような中でも、町民の皆さんに玉村町のよさを再認識していただき、町に愛着を持っていただけるような題材選びや取材を心がけておるところでございます。また、文章が多い記事でも、画像やイラストを入れて固い文章になり過ぎないように工夫をしております。いずれにいたしましても、読みやすく親しまれる広報紙とするために、今後も他の市町村の広報を参考にしたり、また皆さんの意見を取り入れながら、だれも見やすい、そしてわかりやすい、読みやすい広報づくりを心がけ取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 自席から2回目以降質問させていただきます。

最初に、瓦れきの件なのですけれども、先ほどの町長の答弁で、今年度1炉で、これでクリーンセンターの改修工事は終わると。終わった25年度には検討する余地があるというふうな話を聞いたのですけれども、そこで焼却炉の焼却能力というのですか、能力というのは長寿命化の工事が終わって、1日どの程度の焼却能力があるというふうに公表されているというか、提示されているのか、それを聞かせていただきます。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 今の町のクリーンセンターにつきましては、日量90トンの焼却能力ということで長寿命化を行っています。今までも90トンということですが、やはり当初計画したときのエネルギーのものが非常に高いということで、カロリーが高くて温度が上がってしまい過ぎるということで、実際90トンあるのですが、通常燃しているのが今現在60トン程度、3分の2程度ですね。これが現在の焼却炉の上限というのですか、その程度しか1日に燃せる量がないということでございます。

今回これで、今年度改修を終わって新しい炉と同じようになるわけですが、その炉になってから、とりあえず90トン炉ということで改修をしておりますが、実際の焼却に入った場合に何トン燃せるかというのは、この工事が完了してからまた検証していきたいというふうに思います。よろしく願いします。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 能力は90トンけれども、実際に燃す量というのは60トンだと。2炉で



60トン、そういうことでよろしいですか。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） はい、そのとおりでございます。実際、一応1炉、日量45トンという表示はされています。それが2炉でございますので90トン。しかし、カロリーが高いため温度が上がってしまう。温度等の調整をすると、1日60トンを2炉で燃すのが精いっぱいという状況だということです。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 町の焼却炉は、年間1万2,000トンというふうに資料で把握しているのですけれども、今ちょっと計算機使わないと私も計算ができないのですけれども、1万2,000トンと今のスケールとして、どのくらいの余裕があるというか、そこら辺の、ちょっと今計算ができないので、計算をちょっとして、その余裕量というのは何%か提示してもらえますか。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 今、町のごみとして入っている量が、日量40トンから50トン程度というところがございます。そこいらでいけば、大体今の能力でいけば間違いなく町のごみの量は焼却できる。余裕が若干出てくるわけですが、そのところにつきましてはまた今後、新しい炉になってからまた検証し直して、何トン燃せるかというのは再検討していきたいというふうに思います。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） そこからなのですね。長寿命化が終わっても、町内のごみ処理だけで目いっぱいなのだよ。もうこれで、それは燃してやりたいけれども、スケールのそこまで余裕がないのだといえ、この話ももうここで終わるのですけれども、やはり10%でも15%でも仮に余裕があるとすれば、いずれにしても国が今年度と来年度の2カ年で瓦れきの処理を完了させたいというのが現在の、町長の答弁でもありましたけれども、それでよく言われますけれども、瓦れきの処理なくして復興なしといいますが、まず被災者の地域の皆さんの目から瓦れきの風景がなくなるということが、やはり復興に向けての、まずそこから、瓦れきがなくなるには、何つくる、何を計画するといってもそういうことだと思うので、多少なりとも余裕があるというふうなことなので、余裕があるということであれば、それで今までの中之条町なり県なりの話を聞いていても、話が持ち上がってから試験焼却なり実際の焼却になるまで、もう数カ月という単位でかかるのですね。だから、もし玉村町がそういう状況を考えるとすれば、そこら辺を逆算して、でも今試運転といいますが、そういうことがあるから、ちょっとそこら辺が思うようにいかないのかもわからないのですけれども、いず

れにしてもそこら辺は玉村町は前向きなのだということに私は解釈しました。

そこで、町長に聞くのですけれども、全国的な数量等は先ほど答弁で聞きましたけれども、群馬県には知事あてに、岩手県の5市町村分の瓦れき8万3,000トンですか、を処理してくれというふうな要望が知事のもとに来ているということで、それは県議会も積極的に瓦れきの受け入れをするのだというふうな話で進んでいると思うのですけれども、こういったことは市長会は別にして、町村会等でそんな瓦れきの受け入れをどうのこうのと、そういった動向については町長はどのように聞いておりますか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 人員の派遣のときは町村会で積極的に協力をとということで、各市町村で対応してきました。瓦れきの焼却については、町村会そのものでは、今のところそういう、これからまた理事会があるのですけれども、今までも東吾妻町、広域の組合だとか、大泉町、明和町、千代田町というところでも瓦れきの問題についていろいろ問題があったのですけれども、町村会としてはそういう前向きな話というのは出なかったです。あくまでも組合に任せるとのことだと思います。

今まで瓦れきを処理をしようという地域は、すべて焼却灰が自前で処理ができたところでございますので、玉村町が非常に問題があるのは、最終焼却灰が自前で処理ができないというところが、今後大きな問題になるのかなと思っております。いま一つ、うちの長寿命化計画で桐生市の焼却場に、今ごみを燃やしてもらっているのですけれども、灰はうちが引き取るのですよね。燃した分の灰は引き取りまして、先ほど言いました草津町のウィズウェイストジャパンのほうに灰は運んでいるのですけれども、桐生市の焼却場が瓦れきを燃すという話が進んできましたら、草津町のほうから焼却灰の灰の受け入れを検討すると、そのまま受け入れられないような状況が来ました。ですから、この辺についてかなり厳しい状況かなと思っております。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 私も最終処分場の草津町の同意等が必要だけれども、そこら辺の経緯はということも聞こうと思ったのですけれども、この瓦れきというのは一般廃棄物であって、産業廃棄物には当たらないと思うのですけれども、そこら辺はやっぱり最終処分場受け入れる草津町なりウィズウェイストジャパンなんかは、そのようにはなかなかとってくれないのでしょうか。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 玉村町で、この瓦れきの処理をするということで焼却をする。今、町長からお話がありましたように、一時的に桐生市の清掃センターでうちの休炉のときには委託をして燃しているわけですが、桐生市の清掃センターでは5月31日、6月1日ということで2日間

かけて46トンの瓦れきを試験焼却をしています。その焼却の灰も、この新聞等が出たときにウイズのほうから連絡が参りまして、この試験焼却をした焼却灰についてはこちらに運ばないようにということで連絡をいただいています。また、今後幾日かたって、この焼却灰がすべて出た後の一般の焼却物を燃してからの焼却灰をうちのほうの処分場に入れてくださいという連絡もいただいていますので、やはりどうしても産廃だというふうには認識はしていませんけれども、この焼却をしたものが入った灰を持ってきてもらうのは困るということで、ウイズのほうからは連絡をいただいています。

あくまでもうちのほうは委託をして、桐生市さんにもごみの焼却をしていただかなくてははいけない。また、その灰を引き取らないと焼却もできないということで、今現在は5月31日、1日の焼却の試験をした結果を待って、しばらくたってからまた草津町のほうに焼却灰を運ばせていただくと。今現在、1カ月に3日ほど町の一般ごみを運んでいますので、その分の今年度に入ってから灰はまだ引き取りを行っていませんので、これから順次引き取りを行っていくという状況でございます。

なかなか最終処分場とうまく話がつけば、そういう話も出てくるのかなと。また、その前にやはり試験焼却を行うなり、また地元の皆さんとのお話し合い、こういうものもいろいろ関係してくると思います。一つ一つ解決ができないと、この受け入れというのはなかなか難しくなってくるかなという感じがしております。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） わかりました。非常に何か難しいというふうな感じがしてきました。

もう一つ聞いておきたいのですけれども、国からといたしますか、県に私が先ほど言った8万3,000トン、これは県の担当窓口から玉村町でもどの程度とか、そこら辺の県とのやりとりというのはどんなやりとりがありますか。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 県が8万3,000トンを協力要請ということで受けているということでございますが、これにつきましては県からは町でどれだけ焼却ができるかということで、可能であれば数値を連絡くださいということで調査は来ておりますが、玉村町で何トン受けてくださいよという、そういう割り当てはございません。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） わかりました。

次の項目に入らせていただきます。「地域農業マスタープラン」といいまして、これが正式な名称で、一般的に言われているのは「人・農地プラン」という、この名称でも、新聞だとか、いろんなものに出ていたりしますけれども、図らずもといいますか、きのうこれについての「人・農地プラン」

についてのアンケート調査ということで、経済産業課から郵送されてきました。3ページぐらいにわたったアンケート内容が。それで、6月15日まで回収というふうに指示されていまして、それと先ほどの町長の答弁ですと、6月末に何かプランの策定が仕上がるような話が、ちょっと私はそのように聞いたのですけれども、でもアンケートの結果が15日で、それを分析してというか、それと座談会も開くように書いてありました。そういったものを踏まえてのスケジュールというのはちょっと無理かなと思うのですけれども。

もう一つ、その前に、そのアンケート調査した範囲というのをちょっと聞かせてください。範囲と、今のスケジュールについてお願いします。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 15日までお願いした人は、農業委員の方、それから農政支部長、それから認定農業者、それから集落営農者、それから法人の方です。

それから、スケジュールについてなのですが、先ほど15日までですか、集めてくださいということであったと思うのですが、それが終わりました、その後座談会、各地区JAも含めてやっていきます。ただ、この計画は早目につくらないと困りますので、スケジュール的にはきついのですが、なるべく早目につくりたいと考えております。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 早目につくりたいというのは非常に結構な話で、私も全く同感なのですけれども、きのうのアンケートの中にも6月15日と書いてあって、座談会も開催して皆さんのご意見云々という一項があって、ちょっと農家にするとこれから6月15日以降6月いっぱいというのは、麦刈り、田植えの真っ最中に、それこそ1年で一番忙しい時期に座談会を催しても、人の集まりがどうなのかなと。一番ネックな、そういうちょっと感じがしたものですから聞いてみました。それは、そのような形で進めていただければと思います。

そこで、若干私以前の関係で紹介したいと思うのですけれども、今回こうやって国が地域の将来ビジョンといいますか、町長の答弁でも将来のビジョンと言われていましたけれども、玉村町はもうさかのぼること20年前以上、平成3年7月に町と農協で、地域の人と農地の再編統合による構造政策、そして玉村町の新農業ビジョンというものをつくったのです。そして、もうその当時、これから高齢者がいなくなる。そういうことで、高齢化や農地の集積による規模拡大に対処するためということで、平成4年に、その当時の全農家にアンケートを実施しました。その結果を踏まえて、その当時よく言ったのですけれども、自立経営農家の育成を図るということで、大体100戸の専業農家がつくれれば、玉村町の高齢化に伴っても農業が守れるのだと。そういうことで、そうした経過を踏まえて、平成5年の3月に今の農業公社ができたのです。だから、全く平成5年と今、19年だけれども、もう

20年前に玉村町は将来の後継者不足なり高齢化というものを見据えて、地域の担い手づくり、全く同じなのです。今、国が地域の担い手というか受け手、そういったものを、その当時農業公社を中心に、農業公社が間に入って公平、公正な手続で賃貸の仲介をします。もう玉村町は20年前にやったことなのです。

だから、その昔20年前を知っている人は余りいなくなったのですけれども、そういったことで農業公社がいち早く玉村町はできて、だから今の賃貸の面積というのは農業公社がどのくらいの面積を仲介しているか、私今ちょっと詳しくはわかりませんが、安心してそういう意味では農業公社が今の地域農業マスタープランの先取りをしてやっているということなのです。それで、私はだから何を今さら国がと言いますけれども、それはもう20年たって、また今のこれからの時代に国としても考え方を、またひとつ違った形でやりたいという意味だから、それはそれで尊重していかなくてはいけないと思うのですけれども、それで町全域を1つのプランということでやると、それは大変結構なことだと思います。

それで、青年就農給付金、このことを先に聞きますけれども、全県下で109人という話で、新年度予算玉村町では8人分とってあるのです。150万円で1,200万円。だから、それについて一応8人分とったけれども、現状で玉村町のもらえる人というのはどんな程度でしょうか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 先ほどの町長の答弁のほうからあったのですが、なかなかこの青年のあれがハードルが高くて、例えば農業後継者の方が、その方に要するに名義が変更していなければだめだとか、いろいろな条件がすごく厳しいのです。今も問い合わせが結構あるのですが、なかなか該当する人がなくて、今のところ該当する方は2名ぐらいかなと考えております。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 今言われる所有権を移転というのは、私は物すごく懸念されるのです。というのは、農業者年金というのは昔、やっぱり20年前とか、そのくらいに農業者年金をもらうには所有権をまるっきり長男なり、何しろ次の代の人に所有権を移転しないと農業者年金がもらえなかったのです。やっぱりいろいろトラブルがあって、それが所有権移転しなくても名義だけ次の代の人に名義変更すればいいというふうな、そんなふうになってきたのです。だから、これも何かその二の舞になるような気がして、でもそれはこの場で言ってもなかなか先を見通せる話ではないのですけれども。

それと、今言う2人しかいないというふうな状況ですと、私の周囲にも、もう自分はもらえるのだと言っている人がいるのです。そのような人には、ちょっと厳しいよというので早目に言わないと、だってこの間も、おれも生活費が足りないから早くもらいたいと言ったとかという話も聞くので、だ

からちょっと無理な人には無理なように早目に言わないと、もう150万円もらったつもりでいるのです。だから、ぜひそこら辺の周知をお願いしたいと思います。

それと、もう一つの農業プランの話で、農地集積協力金、この件についてちょっとお話聞きたいのですけれども、これは離農といいますか、これは所有権移転ではなくて、利用権設定または受委託でもいいというふうに書いてあるのです。これは、だから今まで玉村町が先ほど言った農業公社経由で賃貸していたものが、これが面積が多くなったり、まるっきりそのうちがつくっていた面積がそっくり農業公社へ貸しますよとか、その場合にこれが該当になるので、農業公社と並立というか、併存というのですかね、そういう形になると思うのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 済みません、農地集積の関係は、もう少し勉強したいと思いますので、後でお答えしたいと思います。申しわけないです。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 私も資料をいろいろ取り寄せてみて、だからこれは玉村町がやっている公社経営を、公社経営のだけですと賃貸料が水田で年間8,000円だとかでやっているのですけれども、この「人・農地」の、これで離農する農家といいますか、予算審議のところにもあった0.5ヘク以下は30万円、2ヘク以上超える方には70万円という、そういうふうな説明があったのですけれども、だから今度この制度がスタートすると、全部の面積を公社に貸してしまって、その離農一時金みたいなものがそうやってもらえて、次の2年度以降は今までのような利用権の、水田でいえば8,000円とか、それがもらえるのかどうか。だから、そこら辺、今までは離農一時金というのが全くなかったわけ。だけれども、今度はスタートの第1年度には、簡単に言うと離農一時金ですよ。だから、それがもらえて、それ以降は農業公社の今までの利用権設定の契約方法でいいのか。そこら辺の、あれでしたら日を改めてでも結構ですけれども、お願いしたいと思います。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

経済産業課長（筑井俊光君） 済みません。その点については、後日説明会でも説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） それと、これも玉村町だけで騒いでもしょうがないのですけれども、なかなか農地集積営農というのは、やはりまるっきり農機具も手放してしまうということになると、自家用の野菜をつくる、ちょっと草退治をする場所があると、そういうのにトラクターでも処分しないとそ

れに該当しないのだということになると、玉村町ではなかなか、やっぱりトラクターの一台あたりはとっておきたい。その場合に、離農の今の農地集積のあれにクリアできるのかどうか。そこら辺も上のほうでどのように解釈してくれるのだから、ぜひそこら辺も聞いていただきたいと思います。

続けて、では3番目の質問に入らせていただきます。「広報たまむら」の活性化ということなのですけれども、いろいろ先ほどから町長からも答弁がありまして、別に私もそんなに要求するわけでもありませんけれども、ことしの1月ですか、県で広報紙コンクールかな、やった。一席に邑楽町、草津町が二席、昭和村が三席になったということで、当時私も昭和村と一席の邑楽町のをもらったのです。これ比べてみても、これは自分の主観といえは主観なのですけれども、表紙を見ただけでも、これが玉村町なのですよね、こっちが。ちょっとあれかななんて思うのですけれども、だけれども、つくっている人に申しわけないから、それ以上のことは言いませんけれども、やっぱり一席と三席に入選されるようなところの一応作品を私ももらってみました。

それで、やっぱり見ると、この中で感じるのは、やっぱりいろいろ記事の中に写真が多かったり、そういう目で見てしまうせいか、やっぱり読みやすいというふうに私も見てしまうのです。玉村町も努力をされているという話は聞きますし、当然だと思います。我々議会のことで、私はもう7年前から4年間ぐらい議会広報特別委員で携わったわけですが、別に自慢どうのこうのではないけれども、あの当時から昔の議会広報と今の議会広報は物すごくイメージチェンジして、そういう意味では議会広報は物すごく読みやすくなったのではないかな。私なんか、そうやって自画自賛するのですけれども、こうやって町なんていえば、それで今言うように各課からのいろいろ掲載要請が多いということなのですけれども、そうすると各課は掲載要請すれば、もう一般住民に向けての広報というか、もう広報に全部お任せしてしまっ、おれんちのほうは広報に載せたから、あとは皆さんよろしく。そんな感じでは困るのですけれども、そこら辺はそんなことはないのですよね。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思いますが、町として広報に町のお知らせしたいことを載せるということの、まず初めなのですから、十数年前は広報以外に町各課で皆さん方にお知らせしたいことをチラシ的なものとして区長さんに依頼して毎戸配布していたような状況でした。その後、区長さんからの要望で、何とかその毎戸配布のチラシを広報等に載せていただいて処理していただくようにというような要望もございましたので、なるべく広報に載せるような形を現在もとっている状況でございます。

町として皆さんにお知らせしたい内容と、皆さんが広報の中で読みたい内容というのが必ずしも一致するとはちょっと限らないものですから、今後はそのようなことも踏まえて検討していきたいと思っております。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） それと、この昭和村だとか邑楽町のをもらって見ると、やっぱり紙面に余裕があるというか、俳句だとか短歌のコーナーが半分ぐらいあったり、あと民間会社のチラシというか広告のページがあったり、何かいっぱいある割には少し余裕と感じられるようなページも見受けられたので、そこら辺もひとつ、ああ、なるほどなと私は感じました。

最後に聞きますけれども、7月から情報メールが今度スタートするということになりますけれども、情報メールが加わって、町の広報に何か変わることはありますか、どうですか。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔 総務課長 重田正典君発言 〕

総務課長（重田正典君） 7月から始まる「メルたま」ですか、その内容について、皆様にお知らせする機会をふやすということで考えております。ですから、「メルたま」が出たから広報紙には載せないとか、そういうことではなくて、できるだけ多くの機会を皆様に持って情報を提供するというように考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） 終わります。

議長（浅見武志君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

---

議長（浅見武志君） 休憩を10分とった後、再開をしたいと思いますので、休憩いたします。再開は、午後4時20分より再開いたします。

午後4時9分休憩

---

午後4時20分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

議長（浅見武志君） 次に、4番柳沢浩一議員の発言を許します。

〔 4 番 柳沢浩一君登壇 〕

4 番（柳沢浩一君） 議席番号4番柳沢浩一でございます。議長の許可をいただきまして、通告に基づき質問させていただきたいと思っております。今回は、2つの質問をさせていただきたいと、こう思っております。

まず最初に、介護保険料の改定と課題を問うと題して質問したいと、こう思っております。今回、介護保険料の改定があり、値上げをされました。このままでは運営上の問題が生じるためだと思っておりますが、町民の皆様幅広くこの事実と、なぜ値上げをしたのかと、せざるを得なかったのかという、そ



うした観点から、改めてその内容について問いたいと思います。

また、最近では、にしきの園の20床が新たに開設をされ、そのほかかなりの増床があり、待機者の入所、待機者の解消は大分進んだのではなからうかというふうに思いますけれども、まずその辺の状況についてお尋ねしたいと思います。

次に、2番目、教育特区取得の経過について説明を求めると題して質問をいたします。こういう動きをしているというか、こういうことを目指して、教育特区の取得を目指して活動しているということは知っていましたが、その経過については今回初めて、私が初めてさきの全協あるいは新聞等で承知をしたわけでありますので、改めてお尋ねをしたいと思います。現在、玉村町飯塚にあるフェリーチェインターナショナルスクールという施設に幼稚部といいますか、約130人、小学生児童に該当する子供たちが40人ほど既に在籍しておりますが、この現在の状況では未認可、学校としては認可をされておられません。ですから、全く民間の私塾という状態であると、こういうふうに思うわけですが。しかしながら、現実にごこうした40人の生徒が在籍をしているという事実の前には、やはり町としても何らかの対応をしていかなければならないという、そういう観点から、これらの解消のため、特区の取得による認可を目指しておる町としてもどういう対応をしているのか。改めてこの件に関する町長を初めとする関係各位の皆さんの考え方を聞きたいと、こう思っておりますので、大分皆さんお疲れのことと思いますけれども、しばしのご辛抱をいただければと思います。

以上、第1の質問を終わります。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 4番柳沢浩一議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、介護保険料の改定と課題を問うについてお答えいたします。まず、介護保険料の設定に係る基本的な考え方として、介護保険はご本人やご家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合う制度であります。40歳以上の人に介護保険料を納めていただいています。65歳以上の人の保険料は、3年間の介護保険事業計画期間中のサービスの利用見込み量、これは給付費の見込額や地域支援事業費に応じて市町村ごとに決めています。今回の改定は、第5期計画として、平成24年度から平成26年度までの3年間の分となります。

介護保険制度については、平成12年度から始まった制度であります。国民の共同連帯の理念に基づき、給付と負担の関係が明朗な社会保険方式により、社会全体で高齢者介護を支える新たな仕組みが創設され、利用者の選択による保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的に利用できるような制度で、基本理念としては「高齢者の自立支援」であり、在宅で自立した生活を重視したサービス提供体制の整備と利用者本位の仕組みをつくることとして創設されています。

背景として、まず「急速な高齢化の進展」が挙げられます。次に、「寝たきりや認知症の高齢者の急増」があります。そして、3番目に「家族の介護機能の変化」があります。核家族化と高齢者世帯

の増加や、家族介護、これ主に女性による介護、老老介護の限界などが挙げられます。

介護のサービスを受けることが必要になったときに認定申請をし、要支援、要介護として認定された場合に、ケアプラン（居宅介護サービス計画）、これに基づき事業所が提供するサービスを利用することになります。介護保険のサービスの主なものとしては、居宅で利用する訪問介護、これはホームヘルプサービスとっています、や訪問リハビリテーション、日帰りで通う通所介護、これはデイサービスです、や通所リハビリテーション、これはデイケアとされています、施設での短期入所、ショートステイですね、福祉用具貸与（レンタル）や購入、住宅改修、有料老人ホーム等の特定施設に入居している要介護者に日常生活上の介護などを行う特定施設入居者生活介護、また地域密着型サービスとして、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、これはグループホームとされています、認知症対応型通所介護、施設サービスとしては介護老人福祉施設、これは特別養護老人ホームでございます、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などがあります。

介護サービスを利用する場合、通常その「給付費」の1割を利用者が負担し、残りの9割を市町村が負担します。介護保険は、全体の半分を国、都道府県、市町村が負担する「公費」と、残りの半分を40歳以上の皆さんに納めていただいている「介護保険料」を財源として運営をされています。

40歳から64歳の人、これは第2号被保険者でございます、の介護保険料は、加入している医療保険へ、医療保険料に介護保険料分を加えて納入していただいています。第2号被保険者の場合、医療保険者ごとに算出し、介護保険料は事業主、この事業主は国保の場合は国でございます。国が半額を負担しているため、実際には算定された金額の半額を納めていただいております。65歳になると「第1号被保険者」となり、市町村の条例で定める保険料額を納めていただくこととなります。介護保険の財源のうち、65歳以上の人の保険料は21%、40歳から64歳の人の分は29%となります。

なぜ保険料の改定の値上げが必要になったかということをご説明申し上げます。全国的に要介護高齢者の増加、介護の長期化・重度化、家族介護の形態の変化などがあり、介護保険のサービスを受けることが必要な状況があり、需要はますますふえ続けていることから、介護保険に必要な介護保険料も全国的に上昇しています。社会全体の考え方をもとに、皆様にご協力をいただいております。

当町の現状については、平成12年10月の65歳以上の人口は4,141人、これは11%でございました。これが平成21年には5,803人、これは15.3%でございます。平成23年は6,220人、16.6%、これ予想でございますけれども、平成26年度には7,382人で20%と推計をしています。要介護認定者数については、平成12年10月が447人、平成21年が951人、平成23年が1,073人、推計でいきますと平成26年は1,262人と推計しております。

介護保険給付費の総額は、平成12年度が約6億1,700万円、平成21年度が12億9,700万

円、平成23年度が約14億2,900万円、平成26年度には約17億円と見込んでおります。65歳以上の人に納めていただく介護保険料は、今後3年間、これは平成24年度から平成26年度までです。3年間に必要な介護給付費と予防に観点を置く地域支援事業費を第1号被保険者の皆様にご負担をいただく保険料分として、3年間の人口、要介護等認定者数、サービス利用者数、必要なサービスの量を推計し、介護保険料を算定しています。介護保険の施設も、その需要に応じ、ふえている現状がございます。

今回の改定で、介護報酬改定、これは介護職員の処遇の改善でございます。それと、地域区分の見直しでございます、等が見直され、また第1号被保険者の負担割合が20%から21%になったことや、財政調整交付金、これは後期高齢者所得段階割合に応じ、全国ベース5%で市町村で異なっているこの財政調整交付金が減少する見込みがあり、群馬県財政安定化基金や町の介護保険基金を活用する見込みとしていますが、基準月額が3,900円から4,700円と800円の上昇。これ基準年額でいきますと、4万6,800円から5万6,400円ということで、9,600円の上昇となりました。なお、県平均の基準月額は、第4期では3,997円、第5期は4,893円となっております。介護保険料は、サービス給付費に大きく左右されます。今後とも健康に留意し、介護の予防に努め、保険料上昇の抑制に結びつくことが重要と考えています。

次に、にしきの園20床を初めとする施設の増床について申し上げます。特別養護老人ホームの待機者につきましては、平成23年5月時点の特別養護老人ホーム入所申し込み状況調査により把握していた申込者113名、そのうち緊急度が高いとされる30名の解消につながっています。在宅での生活を望んでいても、要介護度の重度化や家庭環境等により、施設での介護を必要とする高齢者も多いことから、緊急性の高い入所待機者ができるだけ早く入所できるよう、全県的な施設整備の整備計画も進められています。

ほかにも多様な福祉・介護サービスの基盤の整備が推進され、施設の種類もふえ、入所や在宅サービスによる利用者の選択の幅も広がり、基本目標とする「高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことのできる社会の実現」の取り組みが進んでいることと考えます。

続きまして、教育特区取得の経過について説明を求めるとの質問にお答えいたします。教育特区につきましては、玉村町大字飯塚328に所在の「フェリーチェインターナショナルスクール」より、小学校設置に係る教育特区の要望が出ているものでございます。フェリーチェにつきましては、国際人として活躍できるバイリンガル、これは2カ国語を母語として話すこと、現在は日本語と英語でございます、の人材育成を目的として、幼小一貫したバイリンガル教育を目指しています。幼稚部については、認定こども園の認可を受けていますが、小学部については無認可のため私塾であり、公立小学校に籍を置いてフェリーチェへ通っているところでございます。なお、フェリーチェとしては、学校法人の認可を受け、群馬県が定める私立学校設置基準を満たした私立小学校の設置を目指しているところでありますが、諸要件により学校法人の認可が受けられない状況であるため、株式会社でも学

校設置が可能な教育特区を町に要望しているものでございます。

株式会社による学校設置は、「地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性、その他特別の事情に対するための教育または研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると内閣総理大臣の認定を受けたときは、一定の要件を満たす株式会社は学校を設置することができる」というものでございます。なお、玉村町としては、「株式会社立の学校設置認可基準」を定めるとともに、認可のための審議会等合議制の機関を設置する必要があります。また、認可後も定期的に運営状況を評価し、その結果を公表すること等が求められます。

なお、フェリーチェの行ういわゆるイマージョン教育、通常の教科の授業を第2言語で教えることにより、自然に第2言語を習得させる教育プログラムですね、この第2言語というのは英語のことだと思います、は以前は特区申請が必要でありましたが、今では全国展開により、その必要がなくなっているものでございます。

教育特区につきましては、「国際的に通用する価値観を持った人材の育成」、「子供たちの進路の選択肢の多様化」、「町全体の英語教育の充実」など、町にとってのメリットも想定されますので、議会の皆様方を初め関係者の意見を聞きながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 町長のほうから詳細な介護保険に関する数値等について示していただきましたが、私の頭の中には余り残らなかったというのが実態であります。私も先ほど言われた第1号被保険者ということで昨年になりましたから、こういう観点から、また今回の料金の改定、介護保険料の値上げという、こういう機会に、私は余りこういう案件については得意としないし、得意な分野もないですけれども、得意としていませんけれども、あえて少し勉強させていただいたということでございます。

町で主体的に料金を決定できると、これはそのとおりでありますし、それぞれの町がそれぞれの財政状況、介護保険の置かれている状況、その運営について勘案をして、その上で群馬県下35町村ある中で、これは担当からいただきましたが、32町村がくしくも一緒に値上げをするというのは、私は若干これは違和感を禁じ得ないというふうに思っているのです。これが民間の企業なら、いわばカルテルだから、しかしながら今回の大きな要因の一つとして、値上げをしなければならない要因の一つとして挙げられるのは、やっぱり国から、あるいは県からの交付の金額が減ったという状況があると思うのです。その点について、事実関係どうでしょうか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） お答えいたします。

今回、国のほうで調整交付金というのを5%ということで見てください。しかしながら、玉村町の場合はやはり高齢者の数が他の市町村と比較して、まだ比較的若い町ということもございます。そういった中で、いろいろな要素もあるのですが、5%来ません。予想としては、24年度から26年の3年間で国からもらえるものが1.32%しか一応予定されていないと。ほかの分はどこへいくかという、やはり山手の町村とか、ある程度高齢者が多いところとか、そういったところに国のほうで調整して割り振るわけで、玉村町の場合はかなり減っているという中で、その分も保険料の値上げの中の一部として算定されました。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 今、山手のほうにいくのではないかと、へずった分は、そういうお答えもありましたけれども、くしくもここで値上げをしないのが富岡市、甘楽町、草津町、まさに中山間地ということですね。こういうところには手厚く給付というか交付をしたので、これら3市町については値上げをしないで済むのかなと、そういう理解でよろしいですか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） その部分もございまして、3市町におきましては介護の申請者ですが、申請率が11%から14%ぐらいということで、うちのほうですと17%ぐらいになっておりますので、そういったやはり利用者も若干少ないと。そういう部分で、あと今までの自分のところの基金ですか、繰越金とか、そういったものがあつたので値上げもせずに済んだというのが、その富岡市、甘楽町、草津町の状況でございます。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） もう一点というか、2点、3点聞きますけれども、たまたま国からの、県からどのくらいの金 coming かなということで、実は24年度予算のその項をちょっと見たら、玉村町では前年度予算額のほうが今年度予算額より実は多いのです。これはやっぱり、どうしてもちょっと私には理解しがたいところなのですが、ということは先ほど値上げをしない3市町は給付あるいは認定率等が大分低いのだという話がありましたけれども、これは玉村町、この数字でいくと前年度の予算額が16億9,232万2,000円と。それで、本年度の予算が16億5,914万1,000円ということで、今年度の予算が少なくなっているのです。今年度のほうが前年度よりも予算額が少ないということは、給付を今年度どう考えても玉村町が今の、町長も言われたとおり高齢化率に歯どめがかかりそうもない状況の中で、今年度も高齢化は若干は進み、認定化率も進み、給付もふえるという、そういう観点に立つと、こういう予算は考えられないのですが、どうでしょう。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） お答えします。

平成23年度の当初予算から見まして、平成24年度の当初予算、確かに2%減という予算を組ませていただいております。平成23年度の予算を組みますときに、前年度までの基金の第4期が平成23年度で終わるという中で、予算の中で基金の部分、あとは繰り越し部分、そういったものを全部見込んだ中で予算を立てたので、かなり大きな予算で16億9,230万円の予算となりました。そういった中で、実際に先ほど町長の答弁にもございましたように、平成23年度の給付費が14億2,600万円ですか、それで済んでいるというようなことで、3月の補正予算におきまして1億6,000万円くらい補正減をさせていただきまして、23年度決算でいきますと、全体では約15億円ちょっとになるかとは予定しております。

そういった中で、そういった繰り越し部分があるという中も当然第5期計画の中で見込ませてもらっておりますので、当初予算については減なのですが、23年度の決算後の予算と比較しますとふえているということでご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） そうしますと、玉村町の値上げ率は県下町村の中でも低いほうですね。ですから、もう少し頑張れば、今回値上げしないで済んだのかなというふうな気もしなくはないので、その点については一応指摘をしておきたいと思うわけです。現在この議場にいる傍聴いただいている方も、あるいは職員の皆さんも議員各位も、みずからの身内、親戚、あるいは友人等、そうした中で介護に無縁な人はほとんどいないのではないかと、こういうふうに思うわけですが、そういう中で介護保険の重要性というものは年々増してくると。そして、認定を求める方も年々ふえてくるというふうな状況になるかと思えます。

さて、もう一個認定についてお聞きをしますけれども、認定の流れをちょっと聞きたいのだけれども、申請をすると、申請をするのは当人か家人か、あるいはどなたかに相談をして申請をすると思うのですが、申請をして実際に給付を受けられるというか、認定を受けられるまでにはどのくらいの月日がかかりますか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） お答えします。

申請いたしますと認定調査員が、新規の場合は町の職員なのですが、認定調査いたしまして、それから医師の意見書をもらいまして、それから認定審査会を経て認定ということになります。おおむね早くて1カ月ぐらいは要するかなと思いますが、しかしながら申請と同時にサービスのほうは使ってもいいということになっております。ただし、認定が、介護度なりが出ない場合は実費になりますが、

申請と同時にサービスを使ってもよいということで、皆さんには利用していただいております。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 今のお答えによると、申請とそう時間を置くことなく、サービスについては先取りというか、使えるのだと。これは大変、現実すぐに困っているわけですから、そういう方にとっては大変いいことではないかなと、こう思っております。

今、認定審査会という話が出ましたけれども、訪問をする、そして実態を見てくる、そして認定審査会にかかるということですが、この審査の方についてはどんな、もちろんケアマネジャーあり医師あり看護師あり、いろんな方が入っているのだと思いますが、何名ぐらいで構成されているのですか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 3カ月ごとにお医者さんですか、医師会のほうで推薦してもらっていて、医師会から推薦される方が変わります。医師が4名ですか、それと看護師が入っている場合もあるし、あとは作業療法士さんが入っていたり、あとは薬剤師さんが入っていたりという中で、1合議体7名で毎週木曜日あるのですが、月におおむね4回あるのですが、A合議体、B合議体ということで7名ずつ組織してしまっていて、1週間ごとに交代という形で認定審査会のほうは行っております。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） そこでこっくりしてもらえばいいのですが、ということは認定審査会はチームで幾つかできているということ。

〔「はい」の声あり〕

4番（柳沢浩一君） なるほど。それは初めてお聞きしましたが、いずれにしても公正な公平な認定をしていただくことが一番ありがたい話だというふうに思うわけです。

そして、仮に認定をされた場合に、私もよくわからないのですが、ケアマネジャーが、例えばAさんという人がBという介護の施設に入るということに当たっては、ケアプランを作成するのはだれがやりますか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） ケアマネにつきましては、事業所とか施設に所属している方が、雇用されている方なのですが、施設に入所した場合には施設のケアマネが担当します。また、デイサービスとかホームヘルプサービス、居宅介護の訪問サービスとか、そういった場合にはそれぞれの自分のところの事業所のケアマネもおりますし、また社会福祉協議会にもケアマネおるのですが、それが

計画立てたものが全然違う、例えば例を言いますとプランの施設の利用をすとか、そういったこと  
もございます。町のほうでは、特にどのケアマネをとすることは一切、ちょっと公平な部分で言えま  
せんが、そういうことで利用者のご家族の方等に決めてもらっております。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 私もケアマネジャーは申請者が選べるという話は聞きました。ですから、私  
が若干異論というかあるのは、先ほど言ったAさんがBという施設に入るといについて、Bの施設  
に所属するケアマネジャーがAさんのケアプランを立てて、入所に当たって介護の予定を立てるとい  
うのは、まあこう言ってはなんですけれども、手前みそではないけれども、利益誘導といっでは申し  
わけないが、実際私の認識は、介護に携わる皆さんの本当にそういう人たちの世話をしたい、本当に  
愛情ある、そういう精神を多くの方が持っていることはよく承知をしておるところですけれども、私  
はBの施設に所属するマネジャーがBに入所する人のケアプランを立てるのは、ややおかしいのでは  
ないかなと。これはずっと私は前から思っていたことですが、その点についてだけひとつご意見を聞  
かせてください。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 施設に入所した場合には、例えばにしきの園をちょっと例に出して  
はなんですけれども、にしきの園に入所している場合には、にしきの園のケアマネがサービス計画を  
立てるといようなことはもう決まっております。これは自分のところの施設なので、自分のところ  
のケアマネが立てます。それはサービス給付費の中に含まれて請求されていきます。

また、例えばデイサービスとか、ほかの事業所の関係になりますと、その事業所のデイサービスで  
定員数がございます。その定員数の何割までというか、9割を超えて自分のところのケアマネを使う  
と減算ということで、ケアプランの作成費が減額されるようなことにはなっております。ケアマネに  
つきましては、公正中立ということで国家試験なり受けてきて指導しておりますので、その辺は町も  
公正中立な立場でやっていただいているというふうに思っております。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） そういうことで承知をいたしましたけれども、介護保険の本来の目的は、認  
定を受けた、介護を受ける、そういう皆さんがやっぱり本当は在宅で、家にいて介護を受けて、それ  
ぞれの持つ能力に応じた自立した生活を送ることができると。私はいろんな方を見てきましたけれど  
も、とにかくうちへ帰りたいた。うちへおれは帰りたくてしょうがないのだよと、入っている人が言  
うわけです。ですから、本来は家で介護、看護をできるのが最善の方法だと思うのです。ですから、  
この介護保険の精神も、基本的にはそういうことになっているのだと思うのです。



しかしながら、残念ながらある程度の年をいって、あるいは若い方でもよくなって、あの人は今うちで過ごしているよと、こういう人はほとんど見たことがないのです。本来は介護保険でお世話になって、施設でいろんな訓練を受けたり介護を受けて、それによって家で過ごせるようになったのだよという人が出てこなければならぬ。これが本来の介護のあるべき姿だと、私はそう思っているので、そういう方向に向けて、これは町が主体的にかかわる事業ですから、今後も頑張ってもらいたい。介護保険については、もう一点次の問題もありますので、以上で終わりたいかなと思います。

そこで、次はフェリーチェさんの問題ですが、町長先ほどまだ、いろいろ数字挙げてもらったので、ちょっとよくわからないのだけれども、先ほど町の基本的な、このことに取り組むのだ、この特区についてどうしても特区を取得することに向けてやるのだという、そういう町長の意思是ちょっと見えなかったのだけれども、その辺どうなのですか。もう一度確認で、町長。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 初めての経験でございます、かなりいろんな方面、多方面からこれを見る必要があるかなと思っています。まず、我々はこれが町にとってどういうふうな状況になるかということで、いろいろ検討してきました。もう一つは、議会の皆さん初めいろんな方々の意見を聞きながら、これを最終決断しようという、そういう中になっています。

今のところ、玉村町にとってメリット、デメリットということもあります。もう一つは、そこにいる子供たちに対してどういうふうな、町としてどういうふうなことをやれるのかと、それが子供たちにとって最善であるかということを考えています。そういういろんな方面の考えを総合的に判断した中で最終結論を出そうということで、今話は進んでおります。

ですから、今柳沢議員から町長の意思がはっきりわからなかったということをおっしゃいましたが、もちろんそれは的を射ております。その中で間違いはないです。それで、検討委員会も立ち上げて、町としても関係課長を入れた検討委員会を立ち上げて、いろんな方面からの検討をしていると同時に、議会の皆さんにも提案をしましていろんな意見を聞こうということで、きょう地元の議員であります柳沢議員さんからこのような質問が出たということ、私は非常にありがたく感じております。地元の皆さんがどういうふうな考えを持っているのかということも、我々の選択肢の一つでございますので、そういう意味でもこのような質問が出たということに対して非常に参考になりますし、またこれを大いに参考にしながら最終結論を早い段階で出して、フェリーチェのほうに玉村町としての決断をしなくてはいけないかなと考えているところでございます。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 町長にそうやって聞いておいて、私のスタンスというか、この問題に対する基本的な考え方というのをまだ示しておりませんが、私は既にあるフェリーチェ、40人の子

供、この現実というものをやっぱり看過できない状況にまで来ていると。しかも、これは小学校3年、小学校6年、中学校3年の義務教育を課せられている子供たちですから、これは10万円以下の罰金という、そういう厳しい罰則規定まであるわけですね、義務教育を受けさせるということについては、ですから、私はぜひこの、いろんな状況を話している時間もないのだけれども、フェリーチェの現状の状況については、私立による改革特区を取得する以外に、あそこが学校として認可される可能性はないと。私はこう断言さえもするわけですがけれども、私も先ほど町長答弁の中で言っていたが、町の教育に対しても、町の学校教育についてもいろいろメリットはあるし、私も玉村町はこういう学校があるのだよということ。そして、これからやっぱり国際社会で求められる人材の育成と。今、大分緩和をされて、英語で国語の授業をすることも可能な、そういう状況のようですから、そういう意味で私は町にとってもメリットがあるのではないかなと、こう考えておるわけです。

しかしながら、私は1点だけフェリーチェにも、関係者はいないと思うのですが、苦言を呈しておきたいのです。というのは、認可前に40人の生徒をとってしまったのだから。これは承知でとっているわけですから。しかしながら、実情をよく聞けば、幼稚部に通っていた子供たちが英語に3年、4年自然と親しんできた中で、ここでストップしてしまうと今までのことが全部水泡に帰してしまうから、ぜひとってくださいと。こういう要請を受けたのだから、フェリーチェとしては入れたのだと。こういう話でありますから、その辺についてはいずれにしても容認をしながらも、私は若干の反省をさせていただき、苦言を呈しておきたいと、こう思うわけではあります、その点課長、どうですか。

議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） ちょっとしゃべりにくいのですが、ご指名ですので。

保護者の就学義務というところの部分かと思えます。この問題につきましても、私もこういうことは分野外だったものですから調べてみました。文科省において、やはりこの保護者の就学義務という問題は、中央教育審議会などでも平成18年ごろから議論されております。学校教育法ができた昭和24年当時ですか、その当時ですと就学義務というのも、やはり親の仕事を手伝わせるとか、でっち奉公に出しているとか、そういった社会事情の中で就学義務の制度ができたようであります。昨今は、この法律自体は存在しておりますが、大分実情と変わってきているなということも何か議論されているようでございます。ただ、まだ結論は出ていないということですので、現状においては今の制度が適用されるということで解釈しております。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 話があっちこっち飛んで申しわけないのだけれども、石原慎太郎が、呼び捨てにしても大丈夫かな、石原慎太郎が東京オリンピック開催を目指していると。東京都は施設も立派だし、競技施設もいいのがある。宿泊施設も立派なのがある。ただ一つ欠けているのは、世論の日本

国民の支持だと。これが日本が一番弱いところだそうです。そういう観点からいって、今回のこの問題も、私も同じ飯塚に住まいをする者として、あるいは玉村町の住民として、玉村町の中でのコンセンサスを得るということが私は大事なことだと思うのです。課長、まず庁舎内の各職員の皆さんの反応なんかはどうなのですか。

議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） 先ほど町長の答弁の中にもありましたように、こういった相談がフェリーチェの校長さんから寄せられました。その後、4月2日に副町長を委員長に総務課、経営企画課、子ども育成課、都市建設課、学校教育課、生涯学習課のそれぞれ課長で検討委員会というものを組織しております。8日の日には、フェリーチェインターナショナルスクールの現地視察などもこの中で行っておるところでございます。

何分いろいろ情報を今入手している段階でございまして、そういった中で玉村町の地域の活性化につながるものかどうか。また、玉村町の位置を見ますと、県央地域の真ん中でございます。そういった中で玉村町として、こういった新しい教育を行う民間事業者さんがいるわけですが、それが町として活性化につながるかどうか、また玉村町の英語教育の振興につながるかどうか、その辺の判断は今後早急にしていかなければならないかなと理解しております。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 申請月はいつなのですか。ちょっと確認を。

議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） フェリーチェの要望は、10月の特区申請を希望しております。玉村町長から申請自体は内閣総理大臣に申請するという、そういうような流れになってございます。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） ですから、町長は見かけが鷹揚だけで、実際はそうではないと思うので、先ほどお聞きをしていると、これからいろいろ説明をして準備をしていくのだという話ですけれども、フェリーチェでは10月の申請を目指しているということになると、余り猶予はないのではないかなという気がしているので、いずれにしてもしっかりと、私の気持ちとしては、各議員の皆さんのお気持ちはまだ私も聞いていないので、同じ飯塚の宇津木議員とはいろいろと話をし、宇津木議員もこの件については一緒にやりましょうというふうな話もしましたが、いずれにしても庁舎内の、あるいは町内のコンセンサスを得ることが、1つは大きな重要なことだと、こう思います。ですから、その点について、これからはしっかりと広報というか、話を積極的にいろんな機会ですすことも重要

なのではないかなと、こう思っておるわけですが、そんな広報、この問題についてこうしたいのだと  
いうことを町民に知っていただく、そういうことについて何らかの対応は考えていますか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 私は、特区については、これはフェリーチェがあるから特区を申請するの  
ではなくて、玉村町として教育特区という地域をつくるということが、どういうふう  
に町としての環境になっていくかということが一番大事だと思っています。そこに、今  
はフェリーチェがあるわけですが、これはフェリーチェだけではなくて、特区にな  
りますとほかの学校も、もし私学が来れば特区申請ができるわけですので、その  
辺を最優先をして、今言ったように町の皆さんのコンセンサス、議会の皆さんの  
コンセンサス等を十分に考えながら、この特区申請に対して対処していくとい  
うつもりであります。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） いやいや、まさに町長、正論ですよ。フェリーチェがあるから  
特区をとるのではないと。特区をとったところにフェリーチェが来るのだと。そう  
いうことで、それが本来の姿だと思うのです。フェリーチェの要請を受けて町が  
真剣に動くと、これはやっぱりおかしいわけですから。ただ、その特区の有用性、  
町にとっての波及効果、そういうことをしっかりと吟味していただい  
てお願いできればというふうに思います。

終わりに、いずれにしても、もし認可がおりるということになれば、教育長も  
学校教育という観点から、全く目をつぶっているわけにはいかない。申請につ  
いては、特区の申請認可を受けるという段階においては、教育長は第三者的な  
立場でいて結構だと思うのですが、もし認可を受ければ教育長も座して見てい  
るわけにはいかないわけですから、教育長のお考えもお聞きをして締めにし  
たいなと、こう思います。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） 流れるに、基本的な考え方は町長と同じだとい  
うふうにご理解いただければありがたいと思います。ただ、教育委員会として  
は、これはあくまでも私学と。仮に特区をとったときも私学ということ  
で、基本的には教育委員会の管轄外ということになります。今、県立高校等  
も同じですが、私立高校については県の学事法制課がすべて管轄して  
おります。教育委員会は一切ノータッチという、そういう立場でやら  
なければならないというふうに思いますが、同じ玉村町の子供が  
入っているということになれば、同じ子供を育てていくという観  
点は、これは大事な要素として考えていかなければならないとい  
うふうに思っています。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔 4 番 柳沢浩一君発言〕

4 番（柳沢浩一君） いろいろ申し上げてあれですけども、以上をもちまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

---

○散 会

議長（浅見武志君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日は午前 9 時までに議場にご参集ください。ご苦労さまでした。

午後 5 時 13 分散会